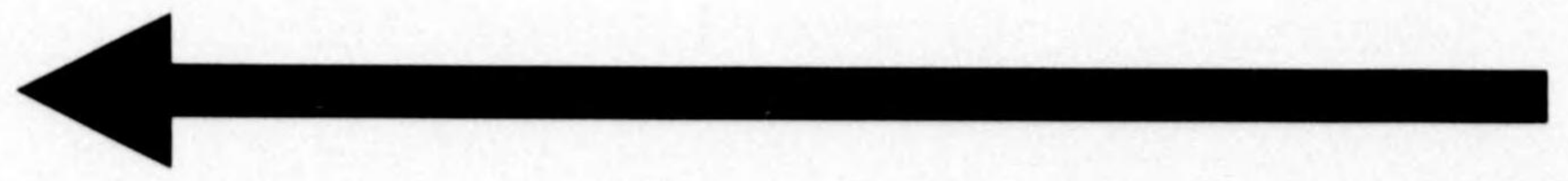


540.93-D587
1200500746022
4093
58
⊕



始



634

函 政治
號
永久保存

極秘

省務內
17.8.26
(出通善)

540.93
D58



電力
國家管理の顛末





下閣 齋文衛近 臣大理總閣内



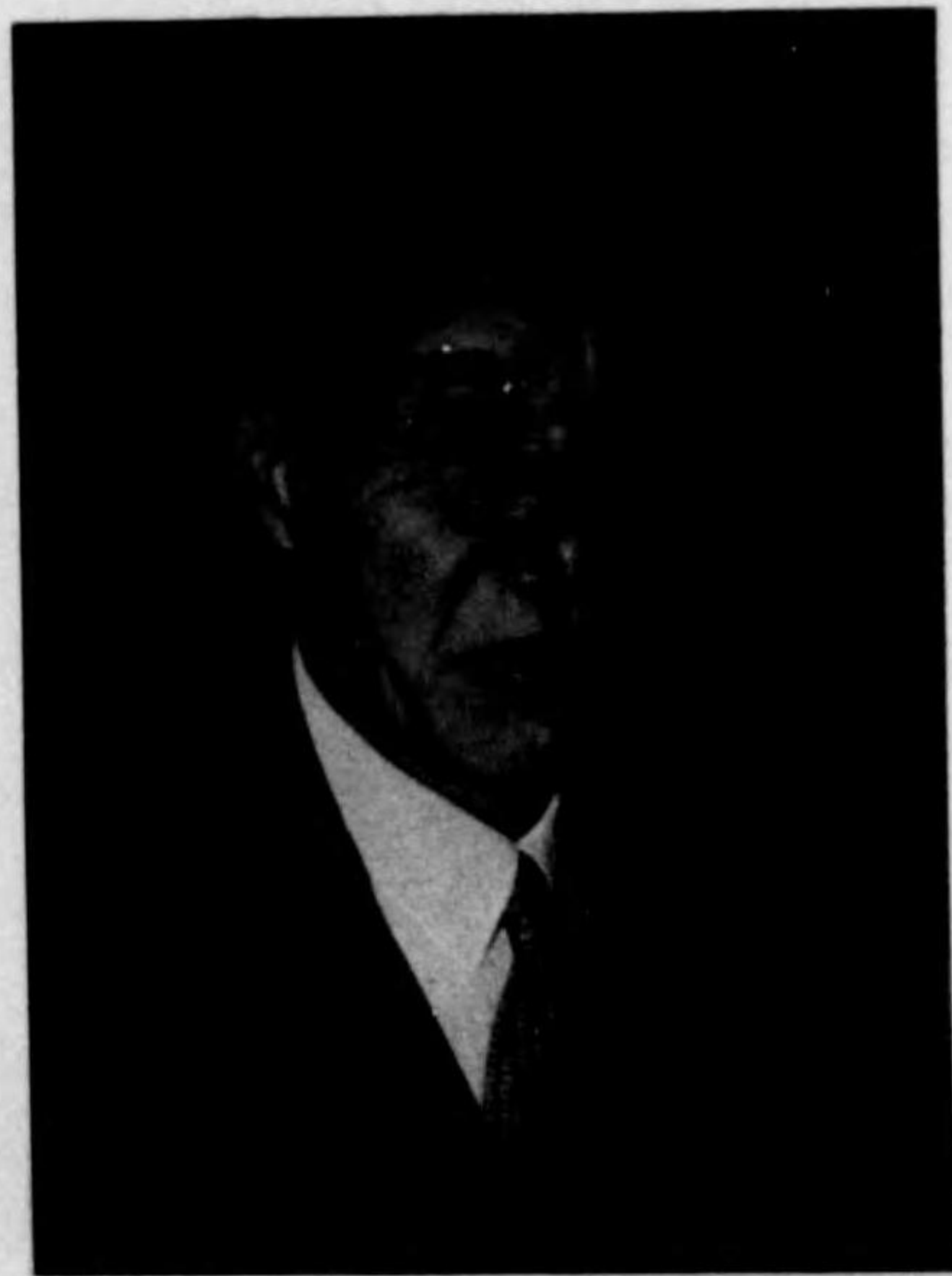
下閣 郎太柳井永 臣大信遞
(長員委立説)



下閣 吉桂木母頼 臣大信遞



下関一鏝場馬 臣大藏大



下関茂田吉 官長局査調閣内



下關彦季野鹽 臣大信遞
(長員委立設)



下關二梯田和大 長局氣電省信遞
(官長局備準理管力電)



氏吉鎌務各 長員委別特會員委立設

序

近代科學工業の發達は戦争の型を一變せしめ、世界の距離を著しく短縮すると共に、武器彈藥の消耗を極端に高度化せしむるに至つた。現代戰の勝敗を決するものは、燃ゆるが如き國民精神の昂揚にあることは固よりであるが、同時に最も大切なことは、武器彈藥の蓄積よりも、日日消耗する巨額の武器彈藥の生産力を如何にして確保するかにある。各國が高度國防國家の完成を目指して、産業政策の重點を先づ基礎産業たる電力の管理に置いたのは寔に故なしとしない。

電力國家管理は、血を流す戦争のみがこれを必要とするのではない。無血の戦争たる經濟戰に於いても亦これを必要とするのである。時として我々は、遠隔の地に軍隊を派遣する代りに、組織的且つ大量的に生産される自國の物品を經濟戰の彈丸として對手國に注ぎかけ、或ひは對手國の物品を驅逐し、或ひは其の海外市場を占領しなくてはならぬ。電力國家管理は國防上、國民經濟上且つ國民生活上の必然的要求に依つて生れたもので、平戰兩時に於ける國家の推進力の給源である。

かくの如き公益的本質を具有する電氣事業の如きに對しては、營利本位の獨占的經營が許さるべきではない。獨占的經營はその性質上已むを得ざれども、それは國家の普遍的利益を目標とする國家管理の下に於いてのみ許さるべきである。我が國に於いて電力を國家管理としたのは、個人經營に於ける獨創性を尊重すると同時に、國營に於ける公益性を併せ確保するがためである。この理念の下に、經營はこれを會社に行はしめ、而かも重役以下その經營者は主として之を民間の當業者に求め、同時に國家がこれを管理することとした。之に依つて動力の動員、分散を單一なる國家意志に歸屬せしむべしとする時局の要求に應ふる新方式が實現されたのである。

時局に結ばれた必要の兒として、本邦に於ける劃期的産業立法たる電力管理法が生誕したのは、昭和十三年春のことであつた。第七十三議會に於いて、終始これが實現のために微力を捧げた私としては、いま往時を回顧して、油然而る感懐なき能はぬのである。本法案が實現性を具へて登場せる當時は、自由主義的現状維持派の人々から鯨波の如き反對論が展開された。併しながら、ひとたび國策として實現するや、これらの人々も、その準備に協力することを惜しまなかつたばかりでなく、今や公益優先の鐵則は國民の常識と化し、凡

ゆる部門に於いて組織の再編が企畫されるに至つた。今日から觀れば、電力國家管理は國家産業統制の先驅をなしたものとといふを得べく、時世の變轉の急激なるは實に瞠目すべきものがある。

いまここに、この歴史的産業立法が如何にして實現したかの経緯に關する記録が、電氣廳編纂、日本發送電株式會社發行として世に出づるを見て、回顧の情禁じ難きものあるを覺ゆる。而もこの浩翰なる記録は、その資料の豊富、叙述の正確を期すると共に、從來のこの種の記録に見る能はざる平明の態をなして居る。獨力を以つて多岐複雑なる資料の蒐集、整理並びに執筆に當つた細川進一君の勞苦とその不屈の勉強とに對しては、衷心より敬意を禁じ得ない。

本書は、種々なる意味に於いて記念すべき大記録であると同時に、時局の進展を劃する國民の一指標として特殊の價値を有する參考資料である。

昭和十五年極月

永井柳太郎

序

「電力國家管理の顛末は細川進一氏鏤骨の大作である。

内容の正確さは固よりのこと、行文の淡々として些しの匠氣を帯びず、記録文として蓋し上乘のものであることは、流石多年中外商業の幹部として鳴らした氏丈のことはあると敬服の外はない。

しかし氏の苦心は別の所にあつたと思ふ。

私は在官中相當の仕事を担当させられる幸運に遭遇すると、その骨子を系統的に綴つて調書とし、責任を明かにすると共に、後年類似の事務處理の参考に供することを念とし來つたのである。

電力國家管理も法律案の成立までの迂餘曲折については、本文に收むる所に明かなる如く、一世に秀づる高遠なる識見を有し、而かも滿々たる闘志を周到なる用意の中につゝまれた故頼母木さんや永井さんにして初めて乗切れたことで、時の内閣、軍推進力の強き協力を始め、官民各方面の陰になり日向になる力添等も愉快に、私等事務擔當者も何程か活潑に反對勢力に怯げぬ氣魄を持し得たのであつた。

所が法律案の成立後、いよいよ一年以内に管理準備の事務を完了せねばならぬといふことになつて、ことは全くの事務的で、私を除き有能な人物揃ひの準備局陣容とは云ひながら、鐵道國有の際でも、二年の準備を要して居るのに、それに比べて遙かに複雑を極むる電力管理準備の事務を一年で完了せねばならぬといふことは、先づ至難の業と覺悟せねばならなかつた。

法律の實施や委員會の組立にも數個の勅令を公布せねばならぬ、出資財産の評価、従業員や貯藏品の引繼、就中苦手な外債處理の仕事、會社設立の實際事務、初年度の會社事業計畫の決定や、石炭準備、その中のどれを取上げて見ても一寸でも氣を許して居れば、一項目でも一年位は裕にかゝるものばかりである。何としても計策を周密にし、着手するや疾風迅雷、而かも些の錯誤があり、後退があつても全體の仕上に影響するのである。かくして作成した調書丈でも、延べにして相當大きいビルディングの倉庫に充滿する位になつたのである。その上この調書が又あの一觸即發のバラック廳舎の中に納められて居るのである。

そこで心配なのは火災。反對論者はいかに執拗でも人である。話せば判る期待もあるが、火事で焼けたが最後、嫌でもその遺直しに一年は延びる。更

に又課長でもタイピスト、小使でも、皆それぞれに立派な各部門の擔任者で、一人病氣しても全體の完成に影響するといふ次第、平常數倍酷使して置いて、而かも一人も病氣にかゝらぬやう、事故を起こさぬやう祈るといふ始末。(それでも悲しき犠牲者は出たが)。

斯様にして兎に角一年後に準備が出来、日本發送電株式會社が成立した時には關係者一同心からすつとしたものである。そしてこの複雑多岐な準備事務の御手本として有力な参考となつたものは、實に鐵道國有當時の記録であつたのである。

細川氏が本書の編述を擔任するに至つた機縁はこの邊から萌したものである。但編述の目的からして、主觀を交へず、好惡を挟まず、只管事實の忠實なる祖述者でなければならぬ爲、多年操觚界に鍛へ上げた同氏も、多少勝手が違はれたらうし、又山積する資料の中から、粟粒程の黄金を精鍊する様に、丹念の裡に按配、整理、索出して前後忍苦十五月、他に助手とてもなく、單身獨力、よくも辛抱強く、抑々の問題の發端から、日本發送電會社成立まで、三年餘に亘る煩瑣な事項を、原稿用紙六千枚、百二十万字に纏め上げたものと驚嘆する。

即ち昭和十三年四月一日から同十四年三月三十一日迄丸一年間、私等が準

一備局といふ組織の力を提げて電力管理準備の事務に内に外に大童になつて居た間、細川氏はたつた一人で本書編述の大仕事と眞額から取組んで居られたのである。電力管理準備の仕事とその正しき記録とは、一つのもの、表裏の關係に立つもので、二者相備つて始めて全一體を完成するとも云へやう。私はかゝる尊貴なる大記録を獨力完成した細川氏の偉大なる力に對し、心から尊敬と感謝の念を禁じ難いものがあり、聊かこゝに序して微衷を披瀝する次第である。

ばさりと落つる一葉の音も天下の秋を告ぐる、讀者は本書の内容から必然なる天下新體制への移動の陣痛を感得せらるゝことであらう。

昭和十五年極月

大和田 悌 二

例言

一、本書は電力國家管理が眞に實現性を具へて登場せる頼母木案時代より昭和十四年四月一日日本發送電株式會社設立に至るまでを主眼とせる記録書であり、これに多少の歴史的考證を按配してこの劃期的産業立法の實現の必然性並びに經緯を叙述した。

二、第一篇電力管理案の變遷に於いては、先づ頼母木案が成るまでの客觀的情勢より始まり、同案が議會に提出されるに至つた經過を叙述し、更に永井案の結實に至るまでの一切の過程を記録した。〔第二篇電力案と第七十三議會に於いては電力國家管理各法案が如何にして帝國議會を通過せるかの詳細を記録した。而して第三篇電力管理準備事務に於いては、僅か一年といふ既往に類例なき短期間にこの尨大複雑なる實施準備が如何に遂行せられたかの事務處理の狀況を記録し、〕第四篇日本發送電株式會社設立に於いては、電力國家管理の實際的業務機關たる日本發送電株式會社の設立の一切を記録した。

一、本書は飽くまで史實の正確を期する意味に於いて能ふ限りの資料を蒐集し、一切の主觀的態度を排してこれを整理編纂した。資料は如何なる微細資料と雖も歴史的價値ありと認めらるゝものはこれを看過せず活用することに努め、公文書、私文書、新聞記事、速記録等は、重要なものは勿論なるも特に興味深きものはこれを収録することにした。

た。

一、本書は、この種記録書の陥り易き無味乾枯なる傾向から出来る限り脱却することに努め、そのために文體を現代文とし、主文に平假名を使用すると共に併せて公文書、法文或ひは一般聲明書乃至決議書等との區別を明瞭にした。

一、官公署、公共團體等の印行に係る文書は正確、明瞭を期する意味に於いてその儘これを採録した。

昭和十五年極月

編者識

電力國家管理の顛末

緒言

昭和十三年三月二十六日午後十一時十六分、會期一日の延長を見た第七十三回帝國議會も將に閉幕せんとする瞬間、本邦に於ける劃期的産業立法たる新形態としての電力管理法は遂に生誕した。

願れば、同年一月二十日休會明け議會劈頭、衆議院に電力國家管理の基本法たる「電力管理法案」の外「日本發送電株式會社法案」並びに「電力管理ニ伴フ社債處理ニ關スル法律案」及び「電氣事業法中改正法律案」の都合四法律案提出せられて以來、審議日數實に六十六日、空前の慎重なる審議と稱せられ、その間委員會を開くと貴衆兩院を通じて四十回、論戰は稀有の緊張を示し、質疑應答は微に入りまた深刻を極め、審議は屢々深更に及んだ。

政府原案はまづ衆議院に於いて修正を加へられ、次いで貴族院に於いて再修正を見た。然るに衆議院は貴族院の再修正案に賛意を表せず、議會最終日たる三月二十五日夜に至つて、問題は竟に兩院協議會に持込まれたのであつた。

第七十三議會がこれがため會期一日を延長したのは、當時政府が電力國家管理について如何に重大關心を抱いてゐたかを物語るもので、電力管理法は帝國議會史上空前の難航を経、幾度か停頓し、時に内閣の總辭職又は解散の風雲を孕みつゝ漸く目的地に到達したのであつた。

昭和十三年春に於ける世界の形勢が極めて混沌たるものであつたことはいふ迄もない。思想的混乱と軍備擴張、領土再分割要求の聲は渦を巻いて列國政府を脅しつゝあつた。歐洲の心臓部に於いては、埃太利やチエコスラヴァキアの地圖の色が、この吹き募る嵐の中に逐次變化していつた。一面に於いては英、米、佛を連環とする國家と、日、獨、伊を樞軸とする國家とが、世界の勢力を截然と二分し、異常なる思想的對戰状態が隨所に展開されつゝあつた。國を擧げて沸騰する血砂の中に焼け爛れてゐた西班牙は、當時の世界情勢の典型的な縮圖であつた。若し、ヒトラーが一瞬にして埃太利の合併を敢行し、ズデーテンにハーケンクロイツの支配權を伸張したのを全體主義の前進なりと謂ひ得るなら、南支を據點として不斷に繼續されつゝある英、米、佛財閥の蔣政權援助工作は、自由主義の侵攻なりと謂ふことが出來やう。

かゝる時に日本帝國は、三千年の歴史と榮譽とを賭けて開始した東洋平和確保の大業の第二年を迎へたのであつた。後世の歴史家は、日本がこの大業達成のために如何に眞剣に自己の進路に横はつた困難を乗り越える工夫を爲し、如何に大膽に自己の運命を切り開いたかを知つた時には、その國民的努力の前に敬虔なる感懷の湧出するを禁じ得ないものがあらう。

當時凡ゆる日本の力は、精神力も、物力も、たゞひたむきに戰爭目的遂行のために統制強化された。金政策、貿易政策は勿論、全産業を擧げて一直線に同じ目的に連結された。

第七十三議會は、まづ豫算の老大なることに於いて人々を驚かした。その總額は實に八十八億一千六百五十餘萬圓に及び、これが財源に充つべき公債發行額のみでも五十六億二千八百餘萬圓に上り、更に新規三億圓の増税を斷行した。かくて所謂正統派經濟學の方程式は單なる過去の學問として歴史上の名稱に過ぎなくなり、非常時に對應すべき非常重大なる飛躍的政策の問題のみが論議された。第七十三議會は所謂「戰時議會」であつた。

空前の老大豫算を無修正で通過せしめたこの「戰時議會」は、同時に幾多の劃期的法律をも世に送り出した。農地調整法、國家總動員法、電力管理法は、代表的三大法として、當時一世の視聽を集めたものであつた。就中電力管理法は、管理の對象たる事業そのものが未だ曾て見ざる老大多岐に涉つてゐる點と、多年の懸案となつてゐた點に於いて最も世人の注視を浴びたものであつた。

本邦に於いて電氣事業を國營にすべしとの説は、決して所謂非常時の波に便乗して遽しく創案されたものではない。電力國家管理にも無論歴史がある。

若しそれ電氣事業國營思想なるもの、淵源を尋ねれば、遠く明治の末期迄遡ることが出來やう。勿論、昭和十三年の社會經濟事情と、明治末葉のそれとの間には、本質的に相違があつたことは、その當時國營論が提唱されたことに因つて、電力株の暴騰を見ただことでも知れやう。

さて我が國に於ける電氣事業國營思想發展の跡を尋ねると、國營論の先覺者としては、先づ故後藤新平伯に指を屈せねばならぬ。即ち我が國に電氣事業が始められてから二十三年目の明治四十三年、桂内閣の下に在つて、時の後藤遞信大臣は、省内に臨時發電水力調査の一局を新設し、仲小路次官を長官として、發電水力問題を研究せしめ、その結果、政府が水利權を民間會社に許可する場合、將來國家に於いて必要と認むる際には、無償でこれを國家の手に取り上げることが出来る旨の條件を附する鐵則を確立し、以つて將來電氣事業國營に據る電力統制に備へたのであつた。

それから約十年後の大正七年原内閣當時、遞信大臣野田卯太郎氏が、電氣事業の國營を目論見、水力調査を開始して、大いに電力國營の輿論を喚起したことがあつた。

斯様な政府の電氣事業國營論に刺戟されて、爾來政黨及び民間方面に於いても、電力統制問題を取扱ふこと

が、寧ろ一種の流行であるかの如き傾きさへ見せるに至つた。

まづ貴族院の公正會に於いては、大正十五年六月特別委員會を設置し、經濟的發送電及び電氣事業に對する國家の組織的管理を目標として、電氣事業に關する國策を樹立するために、官民合同の大調査機關設置を提唱した。また同年七月には、政友會も、同黨の政綱である産業立國に關聯し、低廉且つ潤澤なる電力の供給を圖ることを目標として、全國の主要發電設備及び送電幹線の國營案を發表した。

民政黨に於いても、政務調査會が電氣事業の國營案、電氣事業特殊會社統一案等につき調査を開始し、政友本黨もまた送電幹線の國有案及び電氣專賣案を作成する等、一般に政黨方面に於いては、當時相競つて電氣事業に對して強力なる國家的統制を行ふべしとの論が有力に唱へられたものである。

一方當業者方面に於いてもまた統制思想が相當強く、昭和二年四月電氣協會では、電力統制問題につき官民有力者を以つて審議會を組織し、種々研究の結果「現在の電氣事業には幾多の缺陷がある。これが對策としては、國營を可とする」との結論に達してゐるのである。その後昭和五、六年の業界不振の時代に於いて、有力なる電氣業者の中からも、國營論を提唱した者が少なくなかつた。勿論これらの議論の中には、自己の苦境打開の含み等もあつて、その形式、動機等は必ずしも單純ではなかつたにしても、この問題が朝野に於いて國家的統制の方向に議論されてゐたのは事實であつた。

近年個人として電力統制の急務なることを力説唱道した人は、民政黨の頼母木桂吉氏、政友會の山本条太郎氏を以つてその尤なるものとする。

電力國家管理の搖籃時代ともいふべき大正末期以降約十ヶ年間に、種々な方面から種々な形式に依つて唱へられた電力統制の私案又は試案は、これを大別して四種の型に分類することが出来る。その一は、所謂五大電力會

社會併案であり、その二は、所謂電力プール案であり、その三は、特殊會社創設案であり、その四は、國營案である。併しながら、この問題が眞に實現性を具へたものとして登場して來たのは、昭和十一年二・二六事件直後出現した廣田内閣からであつた。

電力管理に關する法律制定に至るまでの經過は、かくて因由するところ相當に遠く、且つ深いわけであるが、これを政治史的に觀れば、廣田内閣、林内閣、近衛内閣、平沼内閣の四内閣に互り、頼母木、山崎、兒玉、永井、鹽野の五代の遞信大臣の手を経て實現を見たのであつた。その間法文的に觀るときは、所謂頼母木案と永井案と技術的に多少の變化を見た。而して右兩案に對する世評は必ずしも一致したものではなかつた。併しながら、案の樞軸をなす國家本位、公益優先の鐵則は、二者の間に於いて何等の變化あるものではなかつたのである。

ともかく世界を震盪しつゝある政治的颶風の最中に在つて、電力管理法の制定を見たといふことは、そのこと自體が重大なる歴史的記録であると信ずる。

電力國家管理の顛末

目次

緒言	七
第一篇 電力管理案の變遷	九
第一章 頼母木案成立迄の經過	九
第一節 胎動時代	九
第二節 内閣調査局案	二
電力國策の結論	二
電力國策要旨	三
電力管理機關	三
日本電力設備株式會社の構成	三
電力國家管理遂行の爲に制定を要する法律	三
第三節 遞信省電氣局の見解	四
電力國家管理概説	五
電力國家管理案非難に對する批判	三
現行電氣行政の弱點	七

電力統制の諸方策	四〇
第四節 逓信省原案	四〇
電力國策要綱	四〇
電力國策要綱説明書	四〇
第五節 四相會議並びに三相會議	四〇
内閣發表の國策項目	四〇
逓信當局提出の資料	四〇
第六節 頼母木案成る	四〇
電力國家管理要綱	四〇
實施準備	四〇
日本電力設備株式會社の設備内容	四〇
頼母木逓信大臣の挨拶	四〇
第七節 第七十議會に法案提出	四〇
電力管理法案	四〇
日本電力株式會社法案	四〇
電力管理に伴ふ社債處理に関する法律案	四〇
電氣事業法中改正法律案	四〇
電力特別會計法案	四〇

第八節 廣田内閣總辭職	四一
第九節 頼母木案と輿論	四一
贊成論	四一
反對論	四一
池尾芳藏氏の所論	四一
前田逓信政務次官談	四一
社團法人電氣協會決議	四一
第二章 再吟味靜觀時代	四二
第一節 林内閣成立・兒玉逓信大臣親任	四二
第二節 兒玉逓信大臣電力管理法案來議會提案言明	四二
電力國策機關設置に関する衆議院決議案	四二
林内閣總辭職	四二
第三章 永井案成立迄の經過	四三
第一節 近衛内閣成立・支那事變勃發	四三
第二節 永井逓信大臣親任・決意表明	四三
第三節 永井逓信大臣の電力政策指標	四三
第四節 逓信省電氣局の調査方針	四三
第五節 國策研究會案成る	四三

電力國策	108
電力國策要綱	109
第六節 電氣局の具體策討究	110
電力國家管理の内容	110
電氣事業調査事務處理規程	110
第七節 臨時電力調査會	116
臨時電力調査會官制	116
臨時電力調査會職員	117
第一回總會	118
永井選信大臣の挨拶——諮問——諮問についての大和田電氣局長の説明	118
第二回總會	119
五大電力會社連名の電力統制に関する意見	119
五大電力會社提案の電力統制要綱	120
第三回總會	120
小委員會成立	121
第一回小委員會	121
單なる戰時立法と爲すべき旨の主張——幹事試案提出要望	121
第二回小委員會	124
幹事試案登場——幹事試案に関する大和田電氣局長の説明	124

第三回小委員會	125
質問に對する大和田電氣局長の綜合的答辯	125
第四回小委員會	126
政府文書を以て電力國家管理の必要を力説す——電力國家管理の必要に關する大和田電氣局長の説明——懇談	126
第五回小委員會	127
議事停滯——多數決主義大勢を制す——答申案成立の見透し	127
第六回小委員會	128
懇談——具體案作成の議纏る	128
第七回小委員會	129
具體案に關する小委員長の挨拶——電力國家管理要綱	129
第八回小委員會	130
字句修正後答申案として登場せる「電力國家管理要綱」——大多數贊意表明——池尾・松永兩委員の反對理由——津島委員の希望——岩倉委員の希望條項	130
第四回總會	131
答申案——小委員會に於ける經過並びに結果の報告——討論	131
第五回總會	132
賣來委員の意見——津島委員の意見——各務委員の意見——森委員の意見	132

見書——調査會終了に關する永井逓信大臣の挨拶	三六
第八節 永井案成る	三六
電力國策要綱	三六
電力國策要綱説明書	三〇
第九節 法案議會提出手續成る	三五
近衛總理大臣談	三四
永井逓信大臣談	三四
電力管理法案	三五
日本發送電株式會社法案	三五
電力管理に伴ふ社債處理に關する法律案	三五
電氣事業法中改正法律案	三七
第十節 永井案と輿論	三六
一般的特徴——社團法人電氣協會理事會決議——大阪商工會議所決議	三六
第二篇 電力案と第七十三議會	三二
第一章 衆議院の審議經過	三三
第一節 近衛總理大臣の信念	三四
第二節 議案委員附託となる	三四
永井逓信大臣の提案理由説明——質疑應答の概要——永井逓信大臣の不後退	三四

言明——杉山陸軍大臣の所信披瀝——特別委員會の構成	三五
第三節 衆議院委員會審議經過	三五
第一回委員會	三五
永井逓信大臣法案説明	三五
第二回委員會	三五
永井逓信大臣料金低下の基礎的數字説明——民間の出資財産に關する計數の發表	三五
第三回委員會	三五
永井逓信大臣共同計算案反駁	三五
第四回委員會	三五
日本發送電株式會社の收支概算書並びに勅令事項の内容に關する資料提出——論戰高潮——料金問題應酬	三五
第五回委員會	三五
日本發送電株式會社の形態機構解剖	三五
第六回委員會	三五
電力需給關係質疑應答——信濃川發電所出資問題——農村電化計畫	三五
第七回委員會	三五
イデオロギ—論——日本發送電株式會社事業目論見書發表	三五
第八回委員會	三五

管理の意義——外債問題に関する賀屋大藏大臣の見解——委員會紛糾
 第九回委員會……………三九
 外債問題——十年後の増加電力豫想發表
 第十回委員會……………三九
 外債問題——強制出資問題
 第十一回委員會……………三九
 イデオロギ―論
 第十二回委員會……………三〇
 炭價問題
 第十三回委員會……………三〇
 未着手水利權問題——議論の焦點大體明瞭となる——政友會、民政黨出身委員黨機關に中間報告——原案修正氣運濃厚
 第十四回委員會……………三〇
 料金問題——論戰漸く不活潑となる
 第十五回委員會……………三〇
 強制出資問題——富山電氣爭議問題——國防との問題
 第十六回委員會……………三〇
 議場大混亂——電氣協會の反對運動の取締に関する當局の見解——發電所建設費の單價に関する資料發表

第十七回委員會……………三〇
 秘密會——民政黨修正通過に態度を決す
 第十八回委員會……………三一
 日本發送電株式會社收支概算に関する問題——尾瀬ヶ原發電計畫の問題
 第十九回委員會……………三一
 委員會夜間も續行に決定——政民兩黨修正具體案作成に着手——有志代議士の本案通過運動起る
 第二十回委員會……………三一
 總動員法案上程に一時視聽奪はる——日本發送電株式會社の機構の問題——豊富低廉の根據の問題——出資財産評價の問題
 第二十一回委員會……………三三
 論議深夜に及ぶ——永井逋信大臣右腕の疾患と長時間應答の爲め漸く憔悴
 第二十二回委員會……………三三
 動力動員に関する陸軍の見解——政友會に根本的修正意見有力となる
 第二十三回委員會……………三三
 永井逋信大臣根本的修正には應じ難き旨を答辯——政友會委員修正に關し申合す——政民兩黨修正に關し折衝——社會大衆黨、第二控室、東方會原案支持議事促進を決議——民政黨方針決定——會社法第十五條の修正につき政民兩黨の妥協成らず

第二十四回委員會……………三〇

開會後直ちに休憩・散會——政民兩黨妥協點發見共同修正案要綱作成——
共同修正案要綱に對する政府の結論——永井逓信大臣修正案不同意の決
意を固む

第二十五回委員會……………三〇

院內臨時閣議永井逓信大臣の修正案不同意表明を容認——委員會修正案
を決定す——永井逓信大臣原案を最善と信する見解を披瀝政府の態度を
明らかにす——民政黨附帶決議——政友會附帶決議——第一議員俱樂部
修正案並びに希望條件——東方會修正案並びに希望條件——社會大衆黨
並びに第二控室希望條件

第四節 修正案議院通過……………三三

委員長報告……………三四

委員會の經過並びに結果の報告……………三六

第二章 貴族院の審議經過……………三五

第一節 電力案貴族院に上程……………三五

永井逓信大臣原案復活を希望……………三五

第二節 松本悉治博士と永井逓信大臣の論戰……………三五

憲法所定の所有權に關する問題……………三五

評價基準の命令規定に關する問題……………三六

株式買入の制限に關する問題……………三九
會社設立規定の缺除に關する問題……………三九
社債發行規定に關する問題……………三九
擔保一體性に關する問題……………三九
政府保證の手續に關する問題……………三九
改正商法第四百十九條適用に關する問題……………三九
特別委員會の構成……………三九

第三節 貴族院委員會審議經過……………三九

第一回委員會……………三九

議案に關する永井逓信大臣の補足説明……………三九

第二回委員會……………三九

永井逓信大臣原案支持を強調——大和田電氣局長修正不贊成の理由を逐
一説明——共同計算案に關する質疑應答……………三九

第三回委員會……………三九

秘密會……………三九

第四回委員會……………三九

電力動員問題——配電管理問題……………三九

第五回委員會……………三九

逐條審議に入る——管理法第三條料金決定に關する問題——鐵道電化問題……………三九

第六回委員會	三〇九
政策料金問題——有力會社合併問題——貴族院の形勢再修正に傾く	
第七回委員會	三一九
株價騰落に關する現象の問題——配電問題	
第八回委員會	三〇九
尾瀬原發電工事に關する問題——電力案支持の院外運動の問題——松本	
丞治博士の極論——大和田電氣局長の強硬論——政府側と松本丞治博士	
正面衝突の形に陥る——委員會の空氣極度に險惡となる	
第九回委員會	三一〇
外債問題——東北振興電力の業績に關する問題——貴族院の形勢混沌——	
貴族院の形勢打開策に關する近衛總理大臣永井逋信大臣の重要懇談	
第十回委員會	三一〇
近衛總理大臣委員會に出席原案通過を要望貴族院の空氣緩和の兆見ゆ	
第十一回委員會	三一一
委員長質疑打切りを希望す	
第十二回委員會	三一一
懇談會——貴族院修正案の主點——懇談會混亂	
第十三回委員會	三一一
社債問題に關する懇談會——飯田精太郎男の爆彈的動議——修正案作成の	

爲め小委員會設置——小委員會の議題	三二五
第十四回委員會	三二五
小委員會に於ける修正案試案——公正會案——研究會案——永井逋信大	
臣飯田案に不同意表明——前後十三時間に互る審議	
第十五回委員會	三二六
小委員會案作成——研究會小委員會案を支持——貴族院通過の曙光見ゆ	
——委員會に於ける小委員會の經過並びに結果の報告——貴族院修正案	
可決——修正案の内容	
第四節 修正案貴族院通過	三二六
委員會の經過並びに結果の報告——貴族院再修正案を可決——衆議院不	
同意表明——會期一日延長	
第三章 兩院協議會と法案成立	三二七
第一節 兩院協議會經過	三二七
兩院協議會の構成——小委員會設置——兩院協議會の成案	
第二節 法案成立	三三〇
兩院協議會議長報告書	三三〇
第三節 法律全文	三三四
電力管理法	三三四
日本發送電株式會社法	三三五

電力管理に伴ふ社債處理に関する法律……………三五
電氣事業法中改正法律……………三五

第三篇 電力管理準備事務……………三六

第一章 官制の整備……………三七

第一節 電力管理準備局官制……………三七

電力管理準備局官制……………三七

電力管理準備局分課規程……………三七

電力管理準備局分掌規程……………三七

電力管理準備局職員……………三七

第二節 電力審議會官制……………三九

電力審議會官制……………三九

電力審議會委員……………三九

第三節 電力評價審査委員會官制……………四〇

電力評價審査委員會官制……………四〇

第四節 電氣委員會官制……………四一

電氣委員會官制改正……………四一

第二章 法令の整備……………四二

第一節 電力管理法關係……………四二

第二節 日本發送電株式會社法關係……………四三

第三節 電力管理に伴ふ社債處理に関する法律關係……………四四

(參照)改正電氣事業法……………四四

第三章 電力國家管理の準備事務……………四五

第一節 電力管理準備局總括事項……………四五

永井通信大臣の訓示——各選信局長宛通牒——準備事務進行狀況……………四五

第二節 電力審議會關係……………四六

第一回會議……………四六

永井通信大臣の挨拶——電力審議會議事規則——日本發送電株式會社に對する出資設備範圍要綱——日本發送電株式會社に對する出資設備範圍要綱に関する説明……………四七

第二回會議……………四七

發電及び送電豫定計畫要綱——自昭和十四年度至昭和十八年度發電及び送電豫定計畫——自昭和十四年度至昭和十八年度發電及び送電豫定計畫に伴ふ所要建設資金及び所要物資調査書——自昭和十四年度至昭和十八年度日本發送電株式會社發電及び送電豫定計畫——電力料金決定基準——議案に関する説明……………四七

第三節 電力評價審査委員會關係……………四八

……………四八

第一回委員會	五二五
永井通信大臣の挨拶——電力評價審査委員會議事規則——日本發送電株式會社に對する出資財産評價方法要綱案——原案に關する説明	
第二回委員會	五二六
出資財産評價方法要綱修正案——修正案に關する説明——日本發送電株式會社に對する出資財産評價方法要綱——説明書——減價銷却率	
第三回委員會	五二四
日本發送電株式會社法第九條第一項第二號の一定の利率（還元率）に關する件——議案に關する説明	
第四回委員會	五二八
出資設備評價概算額並びに算定方針に關する説明——日本發送電株式會社法第九條第一項の建設費、減價銷却金額及び益金に關する件（其の一）	
第五回委員會	五三二
日本發送電株式會社法第九條第一項の建設費減價銷却金額及び益金に關する件（其の二）——西部共同火力發電株式會社の益金割合算定の件	
第六回委員會	五三六
日本發送電株式會社法第九條第一項の建設費、減價銷却金額及び益金に關する件（其の三）——西部共同火力發電株式會社に關する日本發送電株式會社法第九條第一項の建設費、減價銷却金額及び益金に關する件（假案）	
——公營事業者に對する評價試算表	
第七回委員會	六〇〇
大阪市に關する日本發送電株式會社法第九條第一項の建設費、減價銷却金額及び益金に關する件——全出資事業者に關する日本發送電株式會社法第九條第一項の建設費、減價銷却金額及び益金——委員會議決書——報告書	
第八回委員會	七二四
鹽野通信大臣の挨拶——大同電力株式會社の社債擔保工場財團に屬する殘存電力設備の買收價格に關する件——議案に關する説明——出資設備に付出資の際工事中に屬する部分ある場合に於ける決済方法に關する件——議案に關する説明	
第四節 出資範圍	七二七
出資（買收を含む）設備概要	
第五節 承繼	七三八
従業員承繼に關する事項	七三八
貯藏品引繼に關する事項	七三九
健康保險組合に關する事項	七三九
出資設備引繼に關する事項	七四〇
出資設備現狀變更に關する事項	七四〇
出資設備に關する契約設定引繼に關する事項	七四〇

第六節 評 價	七三
評價關係各種調表作成に關する件	七三
出資財産評價方法要綱、同説明書及び細則に關する件	七三
減價銷却率に關する件	七三
出資設備實地調査に關する件	七三
還元率に關する件	七三
出資財産評價格算定に關する件	七三
現状變更並びに工事中部分の價格決定に關する件	七三
第七節 社 債	七四
電力管理關係会社の建設資金問題の措置に關する件	七四
外債の政府保證に關するアナウンスメントに關する件	七五
電力外債登録に關する件	七五
出資設備擔保調書に關する件	七五
出資設備に對する擔保權設定の件	七六
九州電氣軌道軌道財團に屬する出資設備の措置に關する件	七六
關西共同火力社債承繼に關する件	七六
大同電力の社債承繼に關する件	七六
大同電力の殘存設備買收命令に關する件	七七
第八節 建設及び運轉計畫	七七

發送電豫定計畫	七七
日本發送電株式會社十ヶ年の發送電計畫	七七
日本發送電株式會社電力設備の建設	七六
配給計畫	七九
燃料關係	七九
特殊産業用電力の準備に關する件	七九
會社の水利權使用開發計畫	七〇
給電に關する件	七〇
第九節 受 給	七〇
電力料金及び受給條件の決定	七〇
會社受給計畫	七〇
電力受電に關する調書作成の件	七〇
受電料金の原價額の算定事務	七〇
受給契約雜形の作成	七〇
料金決定規則の作成	七〇
第十節 設 立	七〇
日本發送電株式會社設立委員會	七〇
設立事務所	七〇
會社定款	七〇

會社職制及び業務規程	七三
會社業務規程	七三
株式募集事務	七三
第十一節 豫算其の他	七四
電氣應豫算並びに官制	七五
經常部——臨時部——官制——分課規定——逓信局官制中改正——物價調	
整並びに動力動員に関する件——電氣工作物臨時特例	
日本發送電株式會社設立	七五
說	七五
第一章 設立事務所事務處理狀況	七六
設立事務所機構概要	七六
第一節 總務係關係事項	七六
人事關係	七六
庶務關係	七六
會社職制の件——事務室借入の件——社章懸賞募集の件——出張所開設	
の件——其の他	
文書關係	七六
定款の件——事務處理豫定表作成の件	七六

株式關係	七六
株式募集の件	七六
厚生關係	七六
健康保險組合設立に関する件——引續従業員給與に関する件——互助會	
の件——國民職業能力登録に関する件——作業服の件	
第二節 經理關係事項	七七
會計關係	七七
購買關係	七七
貯藏品關係	七六
石炭關係	七六
第三節 營業係關係事項	七六
第四節 技術係關係事項	七六
給電關係	七九
送變電關係	七九
火力關係	八〇
出資關係	八〇
第五節 建設係關係事項	八一
電氣關係	八一
山口縣打梨發電所、徳山變電所間送電線路新設工事——日本電力神戸變	

電所變壓器増設並びに神戸線昇壓工事——熱田變電所、中部共同火力連絡線新設工事——大井、笠置間送電線路新設工事——木佐木變電所並びに木佐木、羽犬塚間送電線路新設工事——熊見發電所——一〇KV對六〇KV連絡變壓器新設工事——川中發電電力受電計畫——超高壓送電に関する研究——吳變電所擴張工事——其他

機械關係……………七三

土木關係……………七三

第六節 大阪出張所關係事項……………七三

第二章 日本發送電株式會社設立委員會……………七四

第一節 設立委員任命並びに顔合せ會……………七四

永井通信大臣の挨拶……………七九

結城日本銀行總裁の挨拶……………七九

第二節 日本發送電株式會社設立委員會議事經過……………七五

第一回設立委員會……………七五

設立委員長の挨拶——日本發送電株式會社設立委員會規則——準備進行に関する説明——日本發送電株式會社設立委員會事務處理要則——日本發送電株式會社の大綱に関する説明——特別委員指名

第一回特別委員會……………八〇

特別委員長選任——特別委員會會場に関する原則……………八〇

第二回特別委員會……………八三

委員會の特殊性に関する特別委員長の挨拶——定款原案の説明——日本發送電株式會社定款——從業者引繼方針に関する件——關西共同火力發

電株式會社の社債並びに借入金承繼に関する件——小委員選任——原案

に関する説明

第三回特別委員會……………八六

日本發送電株式會社設立趣意書、事業目論見書、收支豫算書に関する件

——日本發送電株式會社の收支について有田委員補助の説明

第四回特別委員會……………八三

日本發送電株式會社設立趣意書、事業目論見書、收支豫算書に関する件

——小委員會の經過並びに結果の報告——設立趣意書——貯藏品引繼方

針に関する件

第五回特別委員會……………八四

日本發送電株式會社の支店及び設立費用に関する件——日本發送電株式會社建物に関する件——日本發送電株式會社株式募集計畫

第二回設立委員會……………八四

日本發送電株式會社定款、設立趣意書、事業目論見書、收支豫算書、株式募集計畫——設立及び開業準備事務の處理に関する委任の件——委任狀

……………八四

……………八四

——従業員の引繼方針に関する件——關西共同火力發電株式會社の社債並びに借入金承繼に関する件——貯藏品引繼方針に関する件——本建
物に関する件

第六回特別委員會……………八四

事業目論見書——收支豫算書——日本發送電株式會社定款——大同電力株式會社の社債及び借入金の承繼並びに資産の買収又譲受に関する件

——西部共同火力發電株式會社及び九州電力株式會社の借入金承繼に関する件

第七回特別委員會……………八四

内閣更迭に伴ふ委員長並びに委員變更其他に關する準備局長官の挨拶——株式の割當に關する件——原案に關する説明

第八回特別委員會……………八七〇

創立總會に付議すべき事項に關する件——開業準備費に關する件

第三回設立委員會……………八七一

第三節 創立總會……………八九二

設立委員會(鹽野選信大臣)の挨拶……………八九二

日本發送電株式會社設立及び開業準備經過報告書……………八九三

大和田通信次官の補足報告……………九〇一

理事候補者の選舉及び監事選任の件……………九〇四

議長の挨拶——理事候補者指名——監事指名、理事任命——總裁、副總裁、理事、監事の紹介

商法第三百三十四條に定めたる事項の調査報告の件……………九〇八

役員の報酬の件……………九〇八

増田總裁の就任の挨拶……………九〇八

第三章 日本發送電株式會社……………九〇〇

第一節 構成概要……………九〇〇

内容一斑……………九〇〇

事務組織……………九〇〇

資産及び負債の概要……………九〇二

設備内容……………九〇三

發電設備——送電設備——變電設備——配電事業設備

收支豫算……………九〇三

受給電力……………九〇四

受電電力——供給電力

建設計畫……………九〇四

發電設備——送變電設備……………九〇四

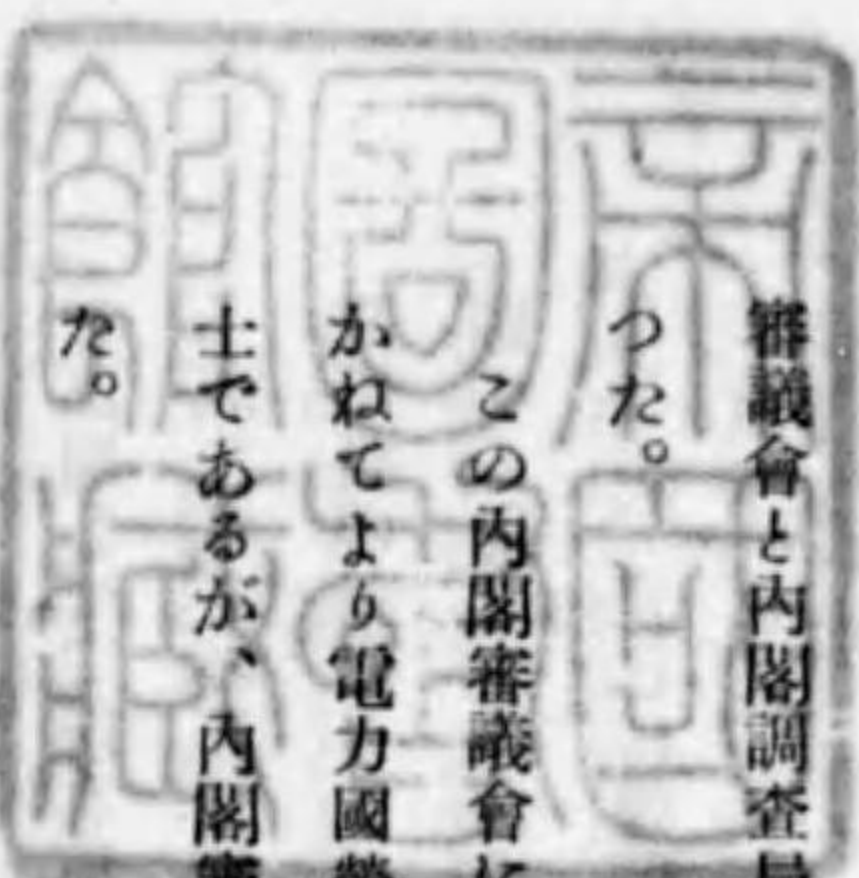
第二節	職制	九五
第三節	事務分掌規程	九八
第四節	會社運營開始	九三
	增田總裁訓示	九五
	本支店出張所の管轄區域	九四
第五節	開業式	七五
	增田總裁式辭	九六
	逓信大臣祝辭	九七
	陸軍大臣祝辭	九九
	電氣廳長官祝辭	九九
	日本銀行總裁祝辭	九〇
	日本商工會議所會頭祝辭	九一
	電氣事業者代表祝辭	九三

第一篇 電力管理案の變遷

第一章 頼母木案成立までの経過

第一節 胎動時代

昭和十年岡田内閣は、朝野各方面の達識の士をその委員に任命して、内閣審議會を設置し、國策の大綱を審議する機關とした。そしてこの大綱に基いて、具體的な政策内容を立案する機關として内閣調査局が生れた。内閣審議會と内閣調査局とは、一體となつて、轉換時代に處すべき所謂國策參謀本部たるべき使命を持つたものであつた。



この内閣審議會には、委員の一人として、當時民政黨の總務たりし頼母木桂吉氏が任命された。頼母木氏は、かねてより電力國營を以つて持論となし、往年遞信省に政務次官たりしこともあり、電力行政に關しては達識の士であるが、内閣審議會が初顔合せを行ひ、愈々國策審議の第一歩に入つた時、早くも電力國營の必要を力説した。

内閣調査局調査官には、各省からも有能なる人材が拔擢任命されたが、當時遞信省からは電務局無線課長たりし奥村喜和男氏が任命され、陸軍省からは鈴木貞一大佐が任命された。奥村、鈴木兩調査官は、頼母木氏の提唱に基いて、専ら電力管理案の具體化に奔走した。

奥村、鈴木兩調査官の研鑽は、同年秋早くも一個のアイデアを纏め得るに至つた。電力設備はこれを民有のままとし、その運営を國家が行ふといふ所謂民有國營論の理念がその基調たるものであつた。

當時の我が國の財政状態は、所謂赤字公債は百億に垂んとし、一面軍事費膨脹の趨勢は避くべくもなく、將來の公債發行額は全く豫測を許さざるものがあつた。かゝる際に投下資本五十億を算する電氣事業を買収して國有國營の形態に移すことは、金融市場に於ける公債消化力に重大影響を及ぼすものであり、往年交付公債に依つて民有産業を國營國有に移した鐵道買収の如き方法は、現下の財政の實情が許さなかつた。電力の民有國營案は、これらの實情に即したもので、理念としては、從來國營と謂へば同時に國有を意味する觀念を一擲し、有と用とを區別して、所有權絕對の思想に一彈を投下したところに新時代の性格を具有したものであつた。

而してその具體的方法は、民間の電力設備を現物の儘出資せしむることに依つて一個の特殊會社をつくり、民間出資の對價としては、この特殊會社の株式を交付する。随つて國庫の支出は全然不必要であり、公債消化等に關する財政上の危惧を考慮する必要もない。そしてこの特殊會社は、その電力設備を政府に對して提供するのみにして、自己は運營の任に當らず、國家がこの特殊會社の電力設備を使用することに依つて、自ら電氣事業を運營せんとするものである。

この民有國營論に對して非常な熱意を示したのは吉田調査局長官であつたが、當時の逓信大臣望月圭介氏もこれに讓るものではなかつた。殊に當時勸業銀行總裁にして内閣審議會委員たりし馬場鏡一氏は、昭和十一年二月二十日奥村調査官との會談に於て、積極的に賛意を表し、これが實現に協力すべき旨を述べた。

かくて電力國家管理に對する各方面の空氣は、内面的には可なり進み、その實現もまた遠からずと思はれたのであつたが、圖らずも突發を見た二・二六事件は、政府をして正式にこの問題に觸手せしむることなくして、岡田内閣の退却を餘儀なくせしめた。

第二節 内閣調査局案

昭和十一年三月九日、時局收拾の大任を負ふて廣田内閣が成立した。廣田内閣は、當時澎湃として起りつゝ、あつた國家革新の要望に應ふべく、肅軍と庶政一新を旗幟として、革新國策の樹立に邁進した。これを電力問題の側から觀れば、在野時代に最も熱心な國家管理の提唱者であつた頼母木氏並びに馬場氏が共に入閣し、前者が逓信大臣に、後者が大藏大臣にそれ／＼就任したことに依つて人を得、機會を掴んだわけで、遂にその實現を促進せしむるの結果となつた。

三月十七日廣田内閣は、その政綱政策を發表した。一方頼母木逓信大臣は、先づ逓信部内の人事を異動し、電氣局長に大和田經理局長を轉せしめ、之れに配するに藤井管理課長、有田業務課長を以つてし、新に電力管理案の立案を命じ、革新政策の一部門としての電力國家管理實現に對する牢固たる決意を示した。

當時電力部に於いて、まづ研究の對象となつたものは、内閣調査局に於いて具體策が着々研究されつゝあつた民有國營の形式であつた。同年六月十日の各新聞紙上に報道された電力國營に關する所謂内閣調査局案なるものは、次の如き内容のものであつた。

電力國策の結論

電力ハ國民生活ノ必需ナルト共ニ國家産業動力ノ基本タルノ事實ニ鑑ミ、ソノ供給ヲ低廉且豊富ナラシムル目的ヲ以テ國家之ヲ管理ス。之ガ方策トシテハ發電及送電事業ハ國營タラシメ、之ガ爲ニ要スル設備ハ新ニ設立スル特殊會社ノ株式會社（既存ノ電氣會社ヨリハ發送電設備ヲ現物出資セシム）ヲシテ建設提供セシメ、之ニ對シテハ一定ノ公正ナル使用料ヲ交付シ、カクテ民間ノ資本ヲ適當ニ活用スルト共ニ電力ノ國家的統制ヲ完

全ニ遂行スルモノトス。尙ホ一般需要者ニハ公營又ハ私營タル配電事業者ヨリ電力ヲ供給スルコトトスルモ電氣料金ハソノ普遍的低減ヲ圖ルハ勿論、國家ノ產業政策、社會政策ヲ加味シテ、適正妥當ナル料金タラシム。

電力國策要旨

一、電氣ノ國民經濟上極メテ重要ナルハ言フヲ俟タズ。今ヤ照明ハ殆ド電化スルト共ニ、需要ノ中心ハ工業用電動力、電熱等ノ普遍ナル供給ニ向ヒツツアルト共ニ、進ミテ電氣化學工業、鐵道電化、農村電化、家庭電化等ニ電氣應用ノ部面ハ益々擴大セントスルノ傾向ニ在リ。カクテ今ヤ電氣事業ハ我國產業界ノ全局面ニ互リ基礎的作用ヲ爲スト同時ニ國民全般ノ福祉増進ノ上ニ最モ重要ナル地位ヲ占ムルニ至レリ。從テ電氣事業經營ノ適否ハ國家的ノ最重要問題ニシテ、之ガ適正ナル運營ハ國家興隆ノ關鍵タリ。故ニ適切ナル電力國策ノ確立ハ我國經濟政策ノ基礎ニシテ、一日モ忽諸ニ付ス可カラザル經世ノ要務ナリ。

而シテ電氣事業ヲシテ基礎產業及社會的必須機關トシテノ重大使命ヲ完フセシムベキ電力國策ノ要諦ハ一言ニシテ言ヘバ低廉且豐富ナル電力ノ供給ヲ圖ルニ在リ。即チ電力料金ノ可及的低廉化ヲ圖リソノ料金制度及料率ヲ全國的ニ統一單純化スルト共ニ產業別、業態別料金制ヲ採用シ一方國家有用ノ資源ノ開發ヲ最高能率のタラシメ以テ豐富且確實ナル電力ノ合理的經濟的供給ヲ確保シ駁々乎トシテ停止スルコトナキ電力需要ニ應ゼシムルコトニ存ス。

二、之ガ爲ニ採ル方策トシテ、發電及送電事業ハ之ヲ國家管理即チ國營ノ下ニ置キ、配電事業ハ大體ニ於テ從來ノ如ク私營又ハ公營タラシムルコトトス。（茲ニ發電及送電事業トハ電氣事業者ノミニ電氣ヲ供給スル事業即チ電力卸賣事業者ヲ謂ヒ、配電事業トハ電氣事業者以外ノ一般需要者ニ電氣ヲ供給スル事業即チ電力小賣事業者並ニ電鐵事業者ヲ謂フ）。尙發送電ト雖モ地方的ノモノニシテ統制の必要ナキモノハ之ヲ國家管理ノ外ニ

置キ、配電事業ニ對シテハ第二段のニ統制、合理化ヲ企圖スルコトトス。

思フニ發送電事業ハ配電事業ト相俟チテ今日ノ所謂電氣事業ヲ構成シ居ルモ、兩者ハ其ノ業態ヲ著シク異ニシ居リテ之ハ截然ト區別シ得ラルルノミナラズ、電力政策ノ眼目タル低廉ナル電力ヲ豐富ニ供給スルコトハ發送電事業ノミヲ對象トシテ有効適切ニ處理シ得ルノミナラズ、政策ノ遂行ニ關スル犧牲及影響ヲ可及的ニ小範圍タラシメ一面又最小ノ經費ヲ以テ、最大ノ效果ヲ擧ゲシメントスル趣旨トニ依リ、國家管理ノ範圍ヲ發送電事業ニ限局セントス。蓋シ、配電事業ハ直接ニ之ヲ國家自ラ管掌スルノ積極的理由及實益乏シキノミナラズ、ソノ業務ハ公衆ノ日常生活ニ接觸シテ複雜多岐ニ涉リ需要家ノ勸誘、集金等多分ニ商賣的性質ヲ帶ビ一面又之ガ處理ハ多ク敏速ナルヲ要スルヲ以テ、配電事業ハ民間會社又ハ地方公共團體ヲシテ經營セシムルヲ却テ得策ト思料ス。而モ亦一般需要者ニ重大ナル利害關係アル小賣電氣料金ハ卸賣電力料金ヲ國家ニ於テ公定スルニ於テハ前者ニ對スル認可制度ノ運用ト相俟テ適正妥當ナル統制ヲ行フヲ得ルモノナリ。

三、發送電事業國營ノ具體的方法トシテハ、發送電事業ハ全國的ニ之ヲ有機的一體トシテ政府自ラ管掌シ、之ガ爲ニ要スル發送電設備ノ所有ハ民間資本ヲ以テ爲サシムルコトトス。即チ發送電計畫ノ決定、水利權ノ使用、電力卸賣供給條件ノ決定並ニ電力料金ノ決定等ノ電力事業經營ノ中樞的事項ハ政府自ラ之ヲ管掌シ、發送電事業ノ爲ニスル諸設備ハ特殊ノ株式會社ヲシテ建設提供セシメ、政府ハ此等ノ設備ヲ運轉シテ發送電ヲ遂行シテ配電事業者ニ電力供給ヲ爲シ、一面コノ設備使用ニ對シテハ一定ノ公正妥當ナル使用料ヲ支給スルコトトス。

蓋シ、電力料金ノ低廉化ノ爲ニハ電力ノ發生原價ノ低下ヲ圖ラザルベカラズ。之ガ爲ニハ發電及送電設備ノ合理化經濟化ヲ以テ最モ根本的の方策トス。而シテ之ガ具體方策トシテハ料金構成ノ基礎タル事業資産ヲ眞

實且有効ナルモノヲラシムベク、既存設備ニ對シテハ不當資産ノ排除ヲ斷行セシムルト共ニ、電氣事業ノ技術的且經濟的特性ニ基キ電氣資源ノ經濟的開發ト合理的ナル送電網ニ依ル全國的供電組織トニ依リ各地ノ需要ヲ綜合シ各地ノ發電ヲ合成シ、以テ需要ト供給トノ均衡ヲ得シメ設備ノ完全ナル利用ヲ期スルニ在リ。之ガ爲ニハ從來ノ割據的群立ノ發電事業ヲ改メテ組織的統一體系ニ結合スル爲、之ヲ一體トシテ國家管理ノ下ニ置キ單一ノ國家意思ヲ以テ直接ニ之ヲ管掌スル要アリ。而シテ之ニ要スル發送電設備ハ政府ノ所有タラシムルヲ可トスルガ如キモ、國家ニ於テ發送電ニ對スル完全ナル管理運掌權ヲ掌握スルニ於テハ必ズシモ設備ノ所有權ヲモ獲得スルノ要ナキノミナラズ、寧ロ民間資本ノ自由且豊富ナル調達ヲ圖リテ發送電設備ノ擴充統一ヲ爲スト共ニ之ガ建設ノ經濟化ヲ圖リ、此等設備ヲ政府ノ用ニ供セシメ、以テ政府ノ意ノ儘ニ統制運掌スルヲ却テ得策且有効トス。然ル上ハ政府ハ一方ニ於テハ財政的負擔ヲ負フコトナク而モ政府ノ計畫スル合理的經濟的發送電計畫ノ遂行ヲ爲シ得テ、電力ノ發送電事業ヲ在來ノ營利主義ヨリ脱却セシメテ公益主義的タラシム。

四、政府ノ管掌スル發送電事業用ノ設備ハ舉ゲテ新ニ設立スル特殊ノ株式會社ヲシテ提供セシムルコトトシ、本會社ノ資本ハ現ニ存スル電氣事業者ヨリハソノ發送電設備ニ該當スル固定資産ヲ現物出資セシムルノ外、政府ノ現金出資及廣ク民間ヨリ公募スル資金トニヨリ構成セシム。既存設備ノ出資ニ當リテハ政府ノ設置スル資産評價委員會ノ嚴重且公正ナル評價ヲ經シメ、過去ニ於ケル不當ナル資産ノ水増及過當評價ヲ償却是正セシムルコトトス。而シテ會社設立ノ第一着手トシテハ、先ヅ五大電力會社及其ノ關係會社等ヲ中心トシテソレ等ノ發送電設備ヲ夫々現物出資セシメ之ヲ母體トシテ之ニ加フルニ將來ノ大規模發電開發計畫ニ必要ナル資金ヲ調達シ得ル會社ヲ特殊會社トシテ設立セシム。政府ハ財政ノ許ス限度ニ於テ可及的多額ノ出資ヲ爲

ス(必ズシモ公債發行ヲ要セズ、簡保積立金預金部ヨリノ出資ヲ認ムルコトトス)。カクテ爾後、會社ハ自己資本、事業益金及借入金等ニヨリ他殘存會社ノ發送電設備ヲ之亦政府ノ嚴重ナル評價ニ基キ漸次買收シ、一方又政府ガ國家の見地ニ立チ樹立スル未開發電氣資源ノ最高能率の開發計畫ノ施行ヲ擔當シ、之ガ進行ト併行シテ電力ノ國家管理ノ地域ヲ擴大セントスルモノトス。カクテ窮局ニ於テハ日本内地ノ發送電設備ハ舉ゲテ本會社ノ所有タラシメ、之ガ運掌ハ悉ク政府ノ手ニ於テ行ヒ、以テ全國的ニ發送電事業ノ國營ヲ遂行スルモノトス。而シテ公營又ハ私營タル配電事業者ハ原則トシテ國家ノ發送電管理機關ヨリ受電シ、一般需要者ニ配電セシムルコトトス。

本案ノ構成要素

- 1、思想は——國家は管理へ、資本金は所有へ
- 2、目的は——低廉なる電力を豊富に
- 3、主義は——發送電經營を公益的に

一、國家ノ意思通リニ發送電事業ヲ管理シ得ルコト

- (1)發送電計畫ノ樹立並ニ其ノ遂行 (2)卸賣電力料金ノ公定 (3)供給條件ノ公益主義化(發送電事業ノ公益主義的經營)

二、發送電設備ノ全國的統一體系ヲ構成シ得ルコト

- (1)既存發送電設備ノ能率増進 (2)固定資本ノ有効率増進(二重投下ノ排除) (3)全國的供電組織ノ可能(電力相互融通ノ可能) (4)大規模計畫ノ可能(豊富ナル電力供給ノ確保)

三、民間資金ノ豊富且自由ナル調達ヲ圖リ得ルコト(政府ハ公債發行ヲ免カルコト)

(1) 公債發行ノ不必要(公債政策ヨリ離脱) (2) 建設費ノ經濟化 (3) 開發計畫ノ彈力性(政治的影響ノ排斥)
四、發送電ニ關シテ他ノ利水、土地使用ソノ他トノ利害關係ヲ調整シ得ルコト。

(1) 他ノ利水トノ調和 (2) 送電線建設上ノ難題解消 (3) 公課ノ減少

本案ノ利點(長所)

(A) 本案ハ電力ヲ豊富且低廉ナラシムル拔本の最有効ノ方法ナルガ、之ガ基調ヲ爲ス諸利點ヲ擧グレバ次ノ如シ
電力ヲ國家管理トナスコトノ爲

一、水力開發ノ合理化及經濟化

水力發電地點ノ有効ノ利用ニヨル合理化及經濟化ニヨリ國家資源ノ最高能率發揮並ニ電力原價ノ低廉化ヲ招來ス。

二、火力發電ノ經濟化

大規模火力發電ノ利用ニヨリ水力發電ノ補給完成ト發電原價ノ低下ニ寄與ス。

三、國家の大規模發電計畫ノ實行可能

目前ノ收支計算ニ拘泥スルコトナクシテ國家的ノ大規模發電計畫ヲ樹立實行スルコトヲ得。

四、電力料金決定ニ對スル國家意思ノ參加

卸賣料金ハ政府自ラ決定シ得ルモノナルヲ以テ、電力料金制度及料率ヲ國家的ニ制定シ得。之ガ結果トシテ小賣料金ヲ間接的ニ支配スルコトトナル。即チ電氣料金ニ對シテ產業政策、社會政策ヲ徹底的ニ加味シ得ルニ至ル。

五、電力相互融通ノ可能

發電及送電ノ有機的連絡ニヨリ電力ノ有無相通ヲ自由ナラシメ以テ固定資本ノ有効率ヲ増進セシムルト共ニ、一方豫備電源ノ節約及電氣損失ノ減少ヲ招來ス。

六、綜合負荷ノ合成

配電會社ヲ通ジ各地各種ノ電力需要ヲ綜合シ得ルヲ以テ所謂負荷ヲ上昇セシムルト共ニ合理化シ、ソノ結果設備ノ有効ノ利用ヲ招來ス。

七、他ノ利水及治水トノ調整

水力發電ニ關シテ、治水灌溉等トノ關涉事項多ク、一方此等ノ主管官廳トノ立場上ノ相違並ニ電力ガ營利會社ノ經營ナル事實トニ基キ、種々複雑面倒ナル問題發生シ、水力發電ヲ困難ナラシムル事例尠カラザルモ、發電ヲ國家管理トナスニ於テハ適當ニ調整シ得ルコトトナル。尙又水源涵養ノ要諦タル植林ソノ他ノ關係モ發電ト相關的ニ處理スルヲ得ベシ。

八、送電線建設上ノ便利ト國防ノ要求ノ充足

送電線建設ニ伴フ民有地及公有地使用ハ益々複雑化シ、事業者ノ横暴ト一方民衆ノ妨碍及不當要求甚シカラントスル狀態ニアル處、電力國營タルニ於テハ此等ノ問題比較的平易且穩便ニ解決スベシ。尙又產業上ノ原動力タル電力ハ戰時ソノ他非常時ニ之ガ防衛ハ絶對的必要アルモ、民營タルニ於テハ送電線ノ經過地ヲ命令スルハ困難ナルモ、國營タルニ於テハ國防上ノ要求ヲ具體化シ得ベシ。

(B) 發送電設備ヲ特殊會社ニ建設所有セシムルコトノ爲 (設備非國有ノ利益ト會社所有自體ノ利益)

一、巨大ナル公債發行ノ不必要

發送電設備ヲ國有トナスニ於テハ之ガ買收ノ爲巨額ノ公債發行ヲ要スルモノナル處、本案ニ於テハ既存

設備ハ各會社ノ現物出資ナルニツキ政府ハ之ガ爲別ニ公債ヲ發行スル必要ナシ。依テ公債政策トノ矛盾ヲ生ゼズ。(將來ノ大擴張計畫遂行ニ要スル資金トシテ財政上許容セラルル範圍ニ於テ政府出資スベキモ之ハ別論ナリ)

二、擴張計畫ハ議會ニ掣肘セラレズ

國有ナルニ於テハ毎年ノ擴張費ハ議會ノ協賛ヲ要スルノミナラズ、種々政治上ノ影響ヲ受ケ、經濟界ノ要求ト完全ニ一致セザル場合ナキヲ保セザルモ、會社所有ナレバソノ惧ナク適當ナル彈性性ヲ有スルモノトス。

三、設備及維持ノ經濟化

國有ナルニ於テハ政府ノ責任ニテ建設セザルベカラザル處、會計法ソノ他ノ制約アル爲建設比較的不經濟ナルヲ免カレズ、發送電ハ巨大ノ固定資本ヲ要スルモノナルヲ以テ、ソノ間ノ不經濟ハ必然的ニ電力原價ノ高騰ヲ餘義ナクスルモ、民有ニ統一建設スルニ於テハ國有ヨリハ固ヨリ、群立諸會社ニテ各個ニ建設スルヨリモ遙カニ經濟的ナルヲ得。長大ナル設備ノ維持ニツイテモ同斷。

四、公課ノ減少

電氣事業ハ河川ノ利用、土地ノ使用等ニ基キ一般重要産業ニ比シ格段ニ多額ノ公課ヲ負擔シ居レルモノナルガ、國家ノ管理ナル發送電事業ノ爲政府ノ命令ニ基キ設備ヲ提供スルニ過ギザル會社ナルニ於テハ水利使用料ハ固ヨリ他ノ租稅並ニ地元ソノ他ヘノ寄附等ハ全免乃至ハ減少セシメ得ルコトハ當然ナリ。ソノ結果トシテ發電發送電費ヲ減少セシメ得ルコト多大ナリ。

五、資金吸收上ノ便益

本會社ハ政府ノ管理スル發送電事業ヘノ設備提供會社ニシテ國策ニ基ク特殊會社ナルノミナラズ政府ハ出資並ニ配當保證等ニヨリ會社ニ對シ多大ノ援助ヲ爲スモノナル爲、本會社ノ基礎ハ最モ確實ニシテ株式ハ堅實ナリ。電力株ニ對スル融資心理ハ必ズシモ有利ナルヲ願フトイフヨリモ確實ナルヲ目標トナス事實ニ鑑ミルモ將來ノ擴張資金ハ平易ニ吸收シ得ベシ。且又一般配電會社ハソノ利害關係ヨリシテモ本會社ノ株式所有ヲ希望スルニ至ルベシ。

(C) 發送電ト配電トノ企業形態ヲ分離セルコトノ爲

配電事業者ハ電力ノ卸賣ヲ受ケ之ヲ小賣スル簡單ナル配電專業ト化スルモノナルヲ以テ、會社幹部ハ水利權ノ獲得其他ニ精力ヲ徒費スルノ要ナク、専心サービスノ改善ニ努力スベク、ソノ料金ノ如キモ卸賣電力料金ノ公定並ニ料金認可制ノ運用ニヨリ適正妥當ナラシメ得ベシ。

本案ノ妙味(他ノ國營案ニ比シ優レタル點)

- 一、電力國營ハ低廉ナル電力ヲ豊富ニ供給スル拔本の方策ナルガ、本案ハ更ニ實行上及制度上次ノ妙味アリ。
- 二、國營實現ノ爲ニハ巨額ノ公債發行ヲ要ス、コレ財政ノ現状及公債政策ノ見地ヨリ困難ナリト言フ論者多キモ、本案ハ既設發送電設備ノ買収ニ伴フ公債發行ノ困難ヲ避ケテ實質的ニ電力ノ國營ヲ實現スル妙案ナリ。
- 三、電力國營ニハ長所モアリ短所モアリトセラルルモ、本案ハ國營ノ長所ヲ巧ミニ捕ヘ短所ヲ捨ツルノ案ナリ。即チ議會ノ豫算協賛權ニ伴フ電力開發計畫ノ掣肘、公債政策ト電力需要トノ矛盾並ニ建設費ノ不經濟化等ヲ政府自ら設備ノ所有ヲ爲サザル爲免カレ得ルコトナル。
- 四、既設發送電設備ニ對スル處置ガ比較的容易ナリ。即チ全部政府ニ回收セラルルモノニアラズシテ、現物出資トシテ新會社ノ株式ニ變更セラルルニ過ギズ、且又本株式ハ會社ノ使命及政府ノ保證ニ基キ株價ハ自然騰

貴スベク株主ハ現物出資ヲ喜ンデ應ズベシ。

四、電氣事業全部ヲ國家管理トナスニアラズシテ、發送電事業ノミナルヲ以テ、既存會社ノ大部分ハ配電部分ガ殘存シ依然トシテ會社トシテ存在スル爲重役ノ地位ソノ他ニ支障ナキノミナラズ、收益率高キ配電部分ノ殘存ハ一般株主モ歡迎スベシ。

四ノ二、現物出資ニ際シ發送電設備ニ對スル過去ノ水増及過當評價ヲ修正ス。之ガ爲既存會社ハ資産ノ切捨ト同様ノ不利益ヲ受クルモ、之ハ理論上ヨリハ過去ノ經營者ガ善良ナル管理ヲ爲サザリシヨリ來ル株主ノ受クル當然ノ不利益ト見ラルルモ、事實問題トシテハ株主ハ大ナル犠牲ヲ受クルコトトナル。然レドモ本案ニヨル時ハ現物出資ニ伴フ新會社ノ株價ハ自然高騰スルモノナルヲ以テ必ズシモ理論上通りノ犠牲ヲ受クルモノニアラズ。(全部買收セラルルニアラザルヲ以テ、國家報價ノ問題生ゼズ、他ノ株式ニ變更スルノミ、且此ノ價値ハヨリ大ナリ)

五、資金ノ吸收圓滑ニ行ハルベシ。設備會社ハ發送電事業ノ管理ヲ行ハズト雖モ、政府ノ保證スル國策會社ナルニ於テハ、電氣事業ニ對スル投資ハ一般のニ見テ確實ナル利潤ヲ對象トセルモノ多キ事實ニ鑑ミ、民間資金ノ吸收ハ順調ニ行ハルベシ。

六、水力資源ノ經濟的利用(有効的利用)ヲ爲シ得、發電設備ハ政府自ラ所有セズト雖モ、全國的發送電計畫ヲ直接樹立シテ之ニ基キ諸施設ヲ會社ニ爲サシメ得ルモノナルヲ以テ、水力資源ノ開發ヲ國家的見地ニ基キ大規模ニ組織的ニ遂行シ得テ、ソノ經濟的利用ヲ實行スルコトトナル。即チ從來ハ開發者ガ私企業ナル爲現時ノ經濟組織及法制ノ下ニ於テハ電力原價ノ最低下又ハ水力資源ノ最大利用ヨリモ寧ロ投下資本ニ對スル利潤率ヲ最大ナラシムルコトヲ望ムハ自然ノ結果ナリ。然ルニ本案ニヨル時ハ該當部分ノ個別的利潤ノ最大化

ヲ第二義的ナラシメテモ尙且國家的見地ニ基キ發電地點ノ最大利用ヲ實行スルコトヲ得ルト共ニ綜合的ニハ發電原價ヲ低下セシメ得ルコトトナル。

七、設備ハ會社ノ所有タリト雖モ、發送電ソノモノハ政府自ラノ管理スル處ナルヲ以テ發電ニ伴フ他ノ利水トノ關係及送電ニ伴フ土地使用上ノ難點ハ比較的平易ニ解決スベシ

八、電氣事業ハソノ公共性ニ基キ國家ヨリ種々ノ公益的干涉又ハ統制ヲ加ヘラルルハ固ヨリ當然ナル處、民營會社ナルニ於テハ現時ノ制度ノ下ニ於テハ營利追及ヲ目的トスルモノナルハ此亦當然ナリ。然ルニ營利ト公益トハ必ズシモ一致セザルヲ以テ、會社側ハ常ニ不滿ヲ感ジ政府側モ亦充分ナル統制ヲ行ヒ得ズ。茲ヲ以テ會社ノ權利能力ノ範圍ヲ限定シテ當初ヨリ政府ノ統制ノ下ニ且又ソノ許容ノ範圍内ニ於テノミ存立セシムルコトトセバ、カカル撞着不滿ハ排除サレ、政府ハ思フ儘電力ヲ開發目的ヲ達シ、會社ハ之ニ順應シテ設備ノ施設ヲ行ヒ得ベシ。

九、一般ノ國營ニアリテハ著シキ官吏ノ増員ヲ隨伴スレドモ、本案ニヨル時ハ設備ト共ニ之ガ維持要員ヲモ提供セシムルモノナルヲ以テ官吏ノ増員トナルハ電氣廳關係ノモノ僅少ニ止マル。

電力管理機關

一、發送電事業國家管理ノ爲ニ、遞信大臣ノ監督ノ下ニ電氣廳ヲ置キ、主要ナル地方ニハ其ノ支廳ヲ置ク電氣廳ハ左ノ事務ヲ取扱フ(配電會社ニ對スル監督ヲ除ク)

(A) 電力管理ニ關スル重要事項

一、發送電計畫ノ樹立

二、卸賣電力料金ノ決定

- 三、發電所ニ對スル發電指揮
- 四、配電會社トノ供給條件ノ締結
- 五、自家用發電ノ許可ソノ他

(B) 日本電力設備會社ノ監督ニ關スル事項

- 一、法人ノ構成ニ關スル監督
- 二、計畫命令
- 三、交付金ノ決定
- 四、設備ノ技術ニ關スル命令
- 二、發電ノ爲ニスル水利使用ハ特殊ノモノノ外政府ノミノ特權トス
未開發水利權ハ政府之ヲ收容ス
- 三、發送設備ノ維持保守ハ特殊會社ヲシテ當ラシム、即チ設備ト併セ之ガ維持定員ヲ政府ニ提供セシム
尙大發電所ニハ電氣應ノ官吏ヲ駐在セシメ、其他ニハ囑託員ヲ置ク

日本電力設備株式會社ノ構成

- 一、日本内地ニ於ケル發電及送電ノ爲ニスル電力設備ヲ爲シ之ヲ政府ノ用ニ供スルヲ目的トスル株式會社トス
- 二、提供スル設備ハ二千キロ以上ノ水火力發電所、三萬三千ボルト以上ノ送電線、主要變電所並ニ指定スル設備
- 三、既設電氣事業者ノ所有スル發送電用ノ電力設備ハ本會社ヘ現物出資セシム（公營ヲモ含ム）
- 四、鐵道省ノ發送電設備モ政府之ヲ現物出資ス

- 五、資本金ハ一先ツ拾五億圓トシ、ウチ現物出資額ヲ五大電力關係ノモノ拾貳、參億圓トス
- 六、本會社ヘ現物出資シタル爲會社ノ存立ノ目的ヲ失フ惧アルモノハソノ申出ニヨリ之ヲ買收スルコトトス
- 七、政府ハ其ノ所有資金ヲ以テ相當多額ノ出資ヲナス
- 八、配當保證（公債ノ利子程度）ヲ爲スト共ニ一面配當制限（公債利子プラス二分）ヲ設ク
- 九、交付金ハ設備維持費、固定資本ニ對スル一定割合ト將來ノ建設ニ要スル資金ノ中ノ或ル部分トニ相當スル額トス

一〇、重役ハ政府之ヲ任命ス

- 一一、重役ハ、電氣應ニ設置スル電氣委員會ノ委員トナシ、電力政策ノ樹立ニ干與セシム
- 一二、會社ニハ建設上及營業上ニ各種ノ特權ヲ賦與ス

電力國家管理遂行ノ爲ニ制定ヲ要スル法律

- 一、電力管理法
電力ヲ國家ニ於テ管理スル根本方針並ニ水力開發ニ關スル重要事項ヲ規定ス
- 二、日本電力設備株式會社法
政府ノ管理スル發送電事業ノ爲ニ設備ヲ提供スベキ特殊ノ株式會社ノ構成、特權、義務等ヲ規定ス
- 三、電氣事業法
現行電氣事業法ヲ全文改正シテ、主トシテ配電電氣事業者ヲ對象トスル法律トス
- 四、電力特別會計法
電力卸賣ニ關スル歲入並ニ設備會社ニ對スル交付金ノ支出ニ關スル事項ヲ規定ス

- 一、來春ノ通常議會ニ法案提出
- 二、昭和十二年四月諸準備ニ着手
- 三、昭和十三年一月ヨリ遂行

第三節 遞信省電氣局の見解

廣田内閣は、國防の充實、國民生活の安定、産業の興隆を施政方針としてこれを具現すべき國策の樹立を天下に公約したが、頼母木遞信大臣は、國民生活の内容に深く喰入り且つ一般産業の基礎となつてゐる電力の根本方策を確立することこそ、廣田内閣の主義方針を最もよく象徴するものであるとなし、多年堅持せる信念を披瀝して、事務當局に電力國家管理の具體案の作成を命じた。その指導精神は、國家財政上の實相に即し、經濟社會に及ぼす影響を可及的考慮することは勿論であるが、國家非常の今日、抜本塞源の國策を樹立するがためには、多少の犠牲、摩擦は己むを得ずとなし、遲疑逡巡して何事も爲さざるの結果に陥ることを嚴に戒めた。

事務當局は頼母木氏の指導精神に基づき、内閣調査局案を參考として、銳意立案の歩を進めた。立案に際して最も考慮を拂つた點は、國家財政に及ぼす影響と、既存事業への打撃を最小限度に止めるといふ點であつた。即ち公債政策上の難關を克服するを得ざれば、電力國營は永久に理想に留まり、實現不可能といふ烙印を捺されるに至るかも知れないのであつた。そこで廣汎なる研究資料を蒐め、凡ゆる角度から研究を遂げた結果、事業の經營を國家の手に收め、設備は民有とする形態、換言すれば、設備民有、運營國家、即ち所謂民有國營の方策を採用することが、現下の時局に照し最も妥當なりとの結論に達した。遞信省當局がかゝる結論に到達せる理由乃至説明

は、昭和十一年五月電氣局に於いて作成せる「電力國家管理概説」の明瞭にするところである。即ちその内容左の如し。

電力國家管理概説

一、國家管理ノ必要

電力ハ單リ照明用トシテ國民生活ノ必需タルニ止ラズ、汎産業ノ原動力ハ殆ド既ニ電力化シ、更ニ新興諸化學工業ニ在リテハ、動力タル地位ヨリ進ンテ原料的要素トナルニ至リ、其ノ國家的使命ト公益的職能トハ、日ニ月ニ重大性ヲ加ヘ、斯業ニシテ完全ニ其ノ職能ヲ果サザルニ於テハ、國力ノ充實、國民ノ幸福ハ之ヲ期シ難キ關係ニ在リ。而シテ電力問題ノ核心ハ係ツテ良質ニシテ低廉豐富ナル電力ノ供給ヲ確保スルノ點ニ存スル所、之ヲ現狀ノ如ク、營利ヲ目的トスル多數ノ會社ノ經營ニ一任シテハ、如何ニ監督ノ周到嚴正ヲ期スルモ其ノ間自ラ限度ノ存スル在リテ理想的ノ統制ハ之ヲ望ミ難シ。從ツテ電氣其ノモノノ特質並ニ電氣事業經濟ノ特徴ニ鑑ミ、其ノ組織設備ニ於テ出來ル限リ廣キ區域ニ亘リ統一的發送電組織ヲ完成シ、單一意思ニ依ル計畫的運營ヲ必須ト爲スモノニシテ、電力供給ニ關シテハ、國營ヲ理想ノ經營形態ト爲スニ至ル。右ハ獨リ我國ニ於テ然リト爲スノミナラズ、歐米諸外國ニ於テモ概ネ電氣事業國營化ノ傾向ニアルモノトス。

我國從來ノ電力國營計畫ガ今尙實現セラレザリシ所以ノモノハ、未ダ機運ノ熟セザリシ事情モアリタルベシト雖モ、主トシテ實行計畫ガ財政經濟上ノ困難ニ制セラルルヲ免レザル國有國營ノ形態ヲ選バニ因ルモノト認メラル。

然レドモ電力國營ヲ實現スルニハ、必ズシモ設備所有權ヲ國家ニ屬セシムルノ要アルニ非ズ。右ハ之ヲ現

今發達シタル企業ニ於ケル所有ト經營ノ分離ノ傾向ニ徴スルモ首肯シ得ベク、以下説ク所ノ如ク主眼トスル所ハ事業ノ管理權ニ在リ。之ヲ國家ノ手中ニ收ムルトキハ、設備ヲ所有セズトモ十分且確實ニ電力國營ノ目的ヲ達成スルコトヲ得ルモノト認ム。今ヤ庶政革新ノ機運ニ際會シ國策ノ大本タル電力問題ノ抜本的解決ヲ圖ルハ刻下ノ要務タリ。之、電力國家管理ヲ斷行シ電力國營ヲ實行セントスル最大ノ理由ナリ。

二、國家管理ノ要旨

電力國家管理ノ趣意トスル所ハ、發送電事業ヲ國營トシテ電力ノ經濟的合理的開發ヲ爲シ更ニ配電事業ニ對スル國家的統制ヲ濃度ナラシメ、以テ國家産業ノ基礎タリ國民生活ノ内容タル職能ヲ完全ニ發揮セシメ國利民福ノ増大ニ寄與セントスルニ在リ。即チ發送電事業ハ政府之ヲ管掌シ全國的ノ送電聯系ニ依リ大規模發電計畫ヲ實行シ、以テ良質且低廉ナル電力ヲ國內全土ニ亘リ豐富ニ供給セントスルモノナリ。而シテ配電ニ屬スル部門ノ事業形態ハ姑ク之ヲ現狀ノ儘トスルモ、配電用ノ電源ハ、殆ド總テ國營事業ヨリノ受電ニ俟ツニ至ルヲ以テ、配電業務ニ對シ別途考究セラルベキ供給區域ノ整理統合、料金監督ノ強化等ト相俟チ電力ノ卸賣料金政策ヲ通ジテ國家意思ノ介入ヲ容易ナラシメ、其ノ統制合理化ヲ期スルモノトス。

犧牲ヲ最小ニシテ最大ノ効果ヲ收ムルハ處務ノ要諦ニシテ、經濟機構ニ革新ヲ行ハントスルトキニ於テ特ニ其ノ然ルヲ認ム。ココニ國家管理ノ對象ヲ發送電事業ニ限ラントスル所以ノモノハ、最モ有効適切ニ所期ノ目的ヲ達成シテ而モ企業形態ノ變革ニ因ル影響ヲ必要ナル最小限度ニ止メントスル用意ニ外ナラズ。發送電事業ト配電事業トハ固ヨリ一聯ノ企業組織ニ屬スルモノナリト雖モ、之ヲ經營經濟上ヨリ觀察スルトキハ、發送電業務ノ部分ト配電業務ノ部分トハ、前者ニ於テ設備ノ統一、組織ノ聯系等技術經濟上ノ諸考慮ガ最モ主要ナル地位ヲ占ムルニ對シ後者ニアリテハ各種各様ノ多數ノ需用家ト直接且複雑ナル關係ヲ生ジ、取

引、サービス等ノ方面ニ於テ強キ商の考慮ヲ必要トシ、兩者ノ間ニ分界點ヲ認メ得ルモノトス。即チ統一的經營ニ依ル技術的經濟的諸利益ハ發送電部分ニ於テ最モ顯著ナリト認メ、管理ノ對象ハ之ヲ發送電事業ニ止メントスルモノナリ。

次ニ國營事業ニ必要ナル發送設備ハ、總テ新ニ設立セラルル特殊ノ株式會社ヲシテ施設維持セシメ、專ラ政府ノ使用ニ供シ、政府ハ之ニ對シ一定ノ使用料ノ支拂ヲ爲ス。即チ電力設備ニ對シテハ民間資本ノ有効ナル活用ヲ可能ナラシメ、以テ政府自ラ事業經營ニ必要ナル諸設備ヲ建設所有スルノ煩累ヲ避ケ、國有國營ト些モ撰ブ所ナキ業務經營ヲ爲サントスルモノナリ。

國營業務ノ内容ハ電力ノ生産、輸送及販賣ヲ爲スニ在リ。之ガ爲ニハ新ニ電力事業特別會計ヲ設置シ、收支ノ吻合ヲ明瞭ナラシメ合理的經營方法ニ據ラシムルコトトス。而シテ電力ノ販賣ハ原則トシテ配電事業者ニ對シ爲スモノトシ、合理的ナル卸賣料金ト配電事業者ニ對スル透徹セル監督力ノ作用トニ依リ、配電料金ノ低下ヲ圖ルト共ニ國家的見地ニ立脚セル彈力性アル料金政策ノ遂行ヲ期セントスルモノナリ。

三、國家管理ノ利益

電力國家管理ノ實行ニ關シテハ、既存設備評價ノ問題、外債處理ノ問題等重要事項ナシトセザルモ、而モ次ニ掲グルガ如キ國策トシテ急速實現ヲ必要トスル諸利益ヲ有スルモノナリ。

(一) 水力資源開發上ノ利益

國家ノ單一ノ意思ニ基キ發電電ニ關スル全國的統一計畫ヲ樹立スルガ故ニ現在ノ營利的企業單位ニ於テ免レ難キ近視的採算ヲ超越シテ水力資源ノ大規模開發ヲ爲シ得ルノ外、上流地點下流地點ノ有機的結合、數個河川ノ連絡利用、水火力ノ合理的併用等ヲ實行シ得、複雑ナル他種利水及治水等ノ關係ヲ合理的ニ調

整シ得ルモノトス。

(二) 理想的送電聯系ニ依ル利益

國營ニ依レバ事業ノ分立狀態ニ於テハ困難トスベキ大規模ノ送電網ヲ張り、サイクルヲ統一シ、理想的送電聯系ヲ確立シ得ベク、以テ設備ノ利用率ヲ高ムルノミナラズ、負荷ノ綜合ニ依ル供給力ノ増大、送電損失ノ減少、豫備設備ノ節減等ノ利益ヲ收メ得ルモノニシテ、比々相俟ツテ電力原價ノ低下ヲ促スベシ。

(三) 經營上ニ於ケル利益

發送電事業ノ統一經營ハ所謂總係費ヲ輕減シ、又資金調達ヲ一層有利ニ導キ、更ニ電力受授ノ複雑ナル關係ヲ清算スル等、經營上ニ於ケル利益尠カラザルモノアリ。而モ國營ノ形態ニ於テハ規格統一ニ依ル設計材料等ノ方面ニ於ケル利益ヲ收メ、事業ニ對スル公課、負擔ノ如キヲ合理的ナラシムル等、電力原價ニ好影響ヲ及ボスベキ諸利益ヲ無視スルコトヲ得ズ。

(四) 電氣料金ニ關スル利益

既述ノ諸利益ハ孰レモ窮極ニ於テ電氣料金ノ低下ヲ結果スルモノナルガ、國營ノ遂行ハ發送電ニ關シ全國ヲ一體トセル綜合的企業經濟ヲ樹立スルモノナルガ故ニ地理的經濟的事情ノ相違ニ基ク不均衡ヲ矯正シ得テ、卸賣料金ヲ公平ナラシム。斯クシテ一面ニ於テ產業政策、社會政策ヲ加味シタル料金制ヲ採用シ、都市農村ヲ通ジテ電氣利用ヲ完カラシメ電氣事業ノ使命達成ニ遺憾ナキヲ期シ得ルモノトス。尙卸賣料金ヲ通ジ一般需用者ニ對スル配電料金ヲ適正ナラシムル利益ニ付テハ既ニ指摘シタル所ナリ。

備考

農事電化、家庭電化等ノ普及獎勵ニ至大ノ影響アル電氣機器ノ如キモ、規格ヲ統一シテ大量ニ生産ス

ルトキハ之ヲ驚クベキ廉價ニテ供給シ得ルニ至ルベク電氣ノ低料化ト相俟テ此ノ方面ヘノ配意ヲ爲スノ要アルモノト認ム。

(五) 國防上ノ見地ヨリスル利益

電力ノ重要ナル動力資源タル事實、並ニ國營ニ依リ水力資源ノ開發ヲ國家的且合理的ナラシムル事實ハ、相伴ヒテ本方策ノ國防的意義ヲ強カラシムルモノト謂フベシ。發送電事業ノ國家管理ハ即チ有事ノ場合ニ處シ最モ有効且敏速ナル資源動員ヲ可能ナラシムル準備ヲ平時ニ於テ完了スルノミナラズ、石炭其ノ他ノ燃料資源ヲ節約シテ其ノ本來ノ用途ヲ得シムル等、國防上ニ於ケル利益尠カラザルモノアリ。

本案ハ國有國營案ニ比シ主トシテ左ノ諸點ニ於テ優レタリ。即チ國家ガ直接所要設備ノ所有ヲ爲サズ、特殊ノ株式會社ヲシテ之ヲ供用セシムルノ方法ヲ採ルガ故ニ、

(一) 國家財政ニ著シキ影響ヲ及ボサザルコト

國有國營ニ於テハ所要設備ヲ獲得スル爲巨額ノ買收資金ヲ必要トスルモ斯ノ如キハ國家財政ニ著シキ影響ヲ及ボシ實行容易ナラズ。國家管理ノ方法ニ於テハ、資金ハ設備會社ヲ通ジテ民間ノモノヲ活用シ、財政上ノ影響ヲ防止スルコトヲ得ルモノトス。

(二) 設備ノ建設維持ニ關スル經濟的利益ヲ期待シ得ルコト

電氣需要ノ増加ニ備フルニハ、常ニ事業擴張ノ計畫ヲ怠ルベカラズ。國有國營ニ於テハ自ラ擴張計畫ヲ樹テ、設備ノ建設、維持モ亦政府ノ責任ニ歸スルモノナルガ、政府ハ尤大ナル建設資金ニ關シ或ハ財政政策ノ掣肘ヲ受ケ又ハ豫算ノ拘束ヲ免レザルノミナラズ、會計法規ニ依ル煩瑣ナル手續ニ累セラレ、擴張、建設、維持不如意トナリ、電力原價ヲ增高セシメ、需用者ニ不便ヲ生ズルコトナキヲ保シ難シ。然ルニ國

家管理ニ於テハ此等ヲ舉ゲテ設備會社ヲシテ行ハシムルガ故ニ會社ノ創意ヲ活用スルヲ得、一面所要資金ニ付テモ其ノ調達使用等極メテ容易有効ナルコトヲ得ルモノトス。

四、國家管理ノ態様

電力國家管理ノ對象ハ發送電事業ニ在リトスルモ、尙實行上ノ問題トシテ、將來建設セラルベキ發送電設備ヲ中心トスベキカ、又ハ既存設備ヲモ含マシムベキカ等、國家管理ノ態様ノ問題ハ極メテ重要事項タルヲ失ハズ。今想像シ得ベキ左ノ四案、即チ

- 1、未開發水利地點ヲ中心トスル新設發電設備ニ限ル案
 - 2、前項ノ發電設備及新設送電設備ニ限ル案
 - 3、前項ノ新設發送電設備ノ外既存送電設備ヲ加フル案
 - 4、發送電設備ノ全部（既存及新設）トスル案
- ニ付其ノ利害得失ヲ考究セントス。

(一) 第一案ハ未開發水利地點ヲ中心トスル新設發電設備ニ限ラントスルモノニシテ、既存事業ニ對シテハ差シタル變革ヲ加ヘズ、又事業界ニ衝擊ヲ與フルコトモ少ク、且現物出資ノ強制、評價問題等ノ煩雜ナク實行容易ナルガ如キモ、左記ノ事由ニ依リ採用シ難キモノト認ム。

イ、一河川ニ於テ既設ノ他事業者ノ發電所ヲ存立セシムルコトハ、貯水池、調整池設置等ニ依ル全河川ヲ通シタル統一的合理的經濟開發、並ニ水量ノ有効的調整利用ノ效果ヲ減殺スルコト大ナリ。

ロ、送電線路ヲ有セザルコトハ水火力併用、其ノ他廣範圍ニ互ル送電聯系ノ齟齬ス効果、即チ各異ナリタル需用ノ綜合重疊ニ依ル發電所ノ負荷率ノ向上、豫備設備ノ節約等ノ利益ヲ失フモノナリ。

ハ、送電線ノ建設ヲ既存事業者ニ委ヌルコトハ、今日既ニ之ガ建設ニ付、土地使用其ノ他ニ於ケル不當ナル賠償要求等煩累ト負擔ニ苦シメルヲ救済シ得ズ。

ニ、上述ノ諸點ハ何レモ電氣料金原價ノ低下ヲ妨グルモノナルガ、送電線路ヲ有セザル結果、發電力ハ舉ゲテ既存事業者ニ供給セザルベカラズ、假令低廉ナル電力供給ヲ爲シ得ルトスルモ其ノ利益ハ中間ニ介在スル既存事業者ヲ通ジ、間接且極メテ徐々ニ需用者ニ及ブニ過ギズ、國家意思ヲ加ヘ、眞ニ電氣事業ノ使命ニ立脚セル料金政策ヲ實行スルコト困難ナリ。

ホ、更ニ國防上ノ見地ヨリスルモ、直接國家ノ管理スル送電設備ヲ有セザルトキハ、有事ノ場合ニ處シ敏速確實ナル資源動員ヲ困難ナラシメ、平時ニ於テ軍事上ノ意義重大ナル諸工業ノ助成、其ノ他交通、産業等ノ方面ニ於テ、電力ヲ通シ廣義國防ノ具現ヲ完全ニ達成スルニ、隔靴搔痒ノ憾アリ。

(二) 第二案ハ未開發水利地點ヲ中心トスル發電設備ノ外、之ニ必要ナル新設送電設備ハ舉ゲテ之ヲ國家ノ管理ニ移サントスルモノナルガ、其ノ既存設備ニ觸レズ、從ツテ實現當初ニ於ケル既存事業トノ摩擦輕微ナル點ハ認ムベク、且新設ノモノノミトハ言ヘ、兎モ角送電設備ヲ有スル點ニ於テ、第一案ニ比シ中間事業者ノ介在ヲ少カラシメ、其ノ範圍ニ於テハ直接低廉豐富ナル電力ノ供給ヲ爲シ得ルノミナラズ、一面既存事業者ヲ牽制シテ其ノ料金ヲ低廉ナラシムル等一見可ナルガ如キモ、

イ、未開發水利地點ノミヲ對象トスル發電設備及新設送電設備ニ限ラルル關係上、勢ヒ其ノ短所トスル所ハ結局第一案ノ夫レト大同小異ニシテ、既存設備ヲ除外スル結果ハ、設備利用ノ合理化、料金ノ低下、其ノ他國家管理ニ伴フ諸利益ヲ局部的範圍ニ止マラシメ不徹底ノ誹ヲ免レズ。

ロ、國家事業ト民間事業トガ併立就業スルハ、官業ニ依ル民業ノ指導的効果ヲ期待シ得ルガ如キモ、實ハ

特權ヲ享有スル官業ト既存事業トノ間ニ於ケル就業ハ之ヲ公正ナルモノト爲シ難ク、既存事業ノ自然衰亡ヲ待ツ如キ陰險ナル手段ト解セラレ、國策的見地ヨリセバ行フベカラザルモノト認ム。

(三) 第三案ハ新設發送電設備ニ既存送電設備ヲ併セ行ハントスルモノニシテ、送電設備ノ全面的管理ニヨリ、事實上全發電ヲ支配シ得、前二案ニ比シ送電聯系ニ依ル水火力併用、異ナリタル負荷ノ綜合等、設備利用ノ合理化ヲ相當期待シ得ザルニ非ザルモ、

イ、發電設備ノ大部分ガ依然既存事業者ノ運営ニ委ネラルル結果ハ、第一案ニ付テ「イ」ニ述ベタル如ク上流ニ於ケル貯水池調整池ノ設置等ニ依ル河川ノ統一の合理的經濟開發ヲ期シ得ズ。

ロ、發電設備ト送電設備ハ一體トシテノ有機的組織ナルヲ以テ、既存事業ニ付二者ヲ分割スルコトハ、勢ヒ跛行的制度タルヲ免レズ、且其ノ分割買收ノ評價複雑困難ヲ極ムベシ。更ニ既存事業者ハ發電所ノミヲ所有スルニ至ル結果、賣電上窮境ニ陥ルコトヲ懼レ、企業心ヲ沮喪セシメ電氣事業ノ圓滿ナル發達ニ有害ナル影響ヲ生ズベシ。

(四) 第四案ハ發電及送電ノ全設備ヲ管理セントスルモノニシテ、
甲、其ノ利益トスル所ハ

- (イ) 水力資源開發ノ合理化及其ノ綜合計畫化
 - (ロ) 治水及他種利水トノ調和
 - (ハ) 火力發電ノ有効的併用
 - (ニ) 理想的送電聯系ニ依ル大規模發送電計畫ノ實行
 - (ホ) 工作物ノ施設ニ關聯スル補償寄附等ノ強要排除
 - (ヘ) 故意ニ事端ヲ醸ス輩ノ爲ニ生ズル工事ノ遅延其ノ他施工上ノ障礙除去
 - (ト) 公課ノ合理的輕減
 - (チ) 電氣料金ノ低減、衡平化並ニ國家意思ニ依ル政策的料金ノ決定
 - (リ) 燃料資源ノ節減
 - (ニ) 國防的要求ノ充足等
- 既ニ述ブル國家管理ノ諸利益ヲ全面的ニ收メ得ル所ニ在リ。

乙、其ノ短所トスル所ハ

全發送電設備ヲ包含スルモノナルガ故ニ、既存設備ノ國家管理移行ニ際シ評價ノ問題、外債處理ノ問題等ニ關シ複雑ナル關係ヲ生ジ、事業者ニ相當ノ衝擊ヲ與フルコトヲ豫期スベキ點ニ在リ。

要之、新設設備ノミニ依ラントスル第一、第二兩案ハ形ノ上ノ易キニ就キ國家管理ノ大目的大半失ハントスルモノニシテ、到底之ヲ採ルベカラズ。第三案ハ既存發電設備ヲ除外スルコトニ依リ國家管理實施ニ伴フ摩擦ヲ少カラシメ、他面送電聯系ノ完成ニ依リ電力統制ノ實効ヲ收メントスルモノナルモ、既存發電設備ヲ除外スル點ニ於テ不徹底ナルノミナラズ、既存事業ヲ壓迫スルノ弊ヲ生ズル嫌アリ。而シテ第四案ノ短所トスル評價問題、外債處理ノ問題等ハ第三案ニ依ルモ之ヲ避ケ難ク本問題ニ關スル限り第三、第四兩案ハ實行上ハ殆ド同一程度ノ問題アリテ、而モ其ノ結果ニ至リテハ前述スル如ク第三案ハ遙カニ第四案ニ劣ルモノナリ。結局第四案コソハ最強力ニシテ全面的効果ヲ期待シ得ル方策ナリト謂フベシ。

即ち逡信省當局は、時局に即應して電力國營の理想を達成するには、右の如き「國家管理」を以つて最適の方策であるといふに決したのであるが、而もこの案でさへも、自由主義的、營利主義的な既成觀念の側から放たれる種々の非難攻撃あるべきを豫想し、現下の情勢上何が故に「國家管理」なる「單一意思」の統制が必要であるかの理由を、十分に闡明する論戰的準備をも豫め整へたのであつた。即ち「電力國家管理概説」中の「(附記)電力國家管理案非難ニ對スル批判」なる項がそれである。

(附記) 電力國家管理案非難ニ對スル批判

電力國家管理案ニ對スル非難ハ區々ニ互レルモ、今ソノ主要ト認メラルルモノニ付簡單ニ論評スルニ次ノ如シ。

(一) 電力國家管理ノ實施ハ既存事業ノ特權ヲ侵害シ不當ニ民業ヲ壓迫スルモノナリ。

電氣事業ハ特許企業トシテ一定年限ヲ限リ其ノ經營權ヲ設定附與セラレタルモノナルガ故ニ、國家ノ一方的意思ニ依リ突如トシテ國營ヲ實行セントスルハ既得權益ノ侵害ト爲ルノミナラズ、事業者ノ苦心經營ヲ水泡ニ歸セシムルモノニシテ、民業ヲ不當ニ壓迫スルモノナリ、ト主張スルモノナルガ、電氣事業ハ公共事業トシテ國家ノ特別ノ許容ト保護トニ依リテ初メテ經營ヲ爲シ得ルモノニシテ、既存事業ハ謂ハバ國家事業ヲ代行シ來リタルモノト爲スベク、現行制度ニ於テモ國家ガ公益上ノ必要ニ依リ事業買收ノ權利ヲ留保スルハ蓋シ當然ト謂ハザルベカラズ。今ヤ國家の須要ニ基キ國家管理ヲ實行セラルルニ當リ、事業者ガ之ヲ受忍スベキハ寧ロ當然ト爲スベク、之ヲ以テ既得權ノ侵害ト爲スハ全ク當ラズ。

次ニ、電氣事業者ノ苦心經營ノ跡ハ、事業財産ノ評價ヲ適正ナラシムルコトニ依リ之ヲ尊重スベキハ固ヨリニシテ、徒ニ民業壓迫ノ聲ヲ放ツガ如キハ、電氣事業ノ本質、使命ヲ忘レタル議論ト爲サザルヲ得ズ。

(二) 電力國家管理ノ強行ハ財界ヲ不安ニ陥レ、國民經濟ヲ破壞スルニ至ル虞アリ。

全國的ニ散在セル幾多ノ事業會社ハ其ノ系統、經營事情等ヲ異ニシ、事業ノ經濟價值ハ千態萬様ナルヲ以テ、國家管理ノ實行ニ當リテハ資産評價ノ問題ハ最モ困難ナルベク、其ノ措置ヲ誤ラバ電力資本ノ財界ニ於テ占ムル地位ニ照シ、其ノ影響甚大ニシテ延イテハ國民經濟ノ破壞ニ至ルノ虞アリト爲スモノナルガ、財産評價ニ付テハ最モ慎重ヲ期スベク、例ヘバ評價委員會ノ制度等ニ依リ其ノ適正ヲ得ルノ途ヲ講ズルハ固ヨリニシテ、而モ國營ニ必要ナル電力設備ハ特殊ノ設備會社ニ對シ現物出資セシムルモノナルガ故ニ、經濟的ニ之ヲ觀レバ電力資本ノ一部ガ設備會社ノ株式ニ移動スルニ過ギザルガ故ニ財界ヲ不安ニ陥レ國民經濟ヲ破壞スルニ至ルノ懼アリト爲スガ如キハ妥當ノ論トハ稱シ難シ。

(三) 發送電事業ノ國家管理ハ電力外債擔保ノ分割ヲ來シ實行至難ナリ。

國家管理ノ實施ハ發送電設備ノ分離ニ依リ契約違反ノ事實ヲ生ジ延イテ外國ノ信用ヲ害スルノ結果ヲ伴ヒ、實行至難ト爲スモノナルガ、外債契約ニ違反スルガ故ニ國家管理ヲ實施シ難シトスルガ如キハ私契約ノ効力ヲ過大視スルモノナルノミナラズ、其ノ方法如何ニ依リテハ必ズシモ契約違反ノ事實ヲ生ゼザルヲ以テ理論上到底之ヲ採リ難ク、又發送電設備ハ特殊ノ設備會社ニ統一セラレ其ノ擔保價值ハ區々ノ事業者ニ屬シタル當時ニ比シ寧ロ増大スルハ明ラカニシテ、外債ノ利拂及元金償還ニ付テハ些カノ懸念モナキモノナルガ故ニ、之ガ爲外國ノ信用ヲ害スト云フガ如キハ失當ノ論ト謂フベク、畢竟、電力外債處分ノ問題ハ發送電設備會社新設ニ伴フ會計上ノ單ナル技術的問題タルニ過ギズ、之ヲ以テ電力國家管理實施ノ障礙ト爲スハ其ノ論據乏シ。

(四) 電力國家管理ノ實行ニ依ルモ料金ノ低減至難ナリ。

電氣事業ノ統制ハ現狀ニ於テモ相當行ハレ居リ、發送電事業ノ國家管理ヲ爲スモ經費節減ノ餘地少ク、設備運營ノ統一ニ依リ利益ニモ多クヲ期待シ難ク、一面諸設備ノ帳簿價格ハ實際上切下至難ナルガ故ニ、結局料金ノ値下ゲ不可能ナリト爲スモノナルガ、斯ノ如キハ發送電設備ノ理想的統一綜合ニ依ル技術上、經濟上ノ諸利益ヲ故意ニ度外視セントスルモノニシテ、綜合統一ニ依リ利益ハ單ニ經費ノ節約ト謂フガ如キ消極的ナルモノニ止ラズ、投下資本ノ能率ヲ最大ナラシムルノ積極的利益ヲモ齎スハ極メテ明白ニシテ料金原價ノ低下ニ期待スベキモノアルハ言フ俟タズ。而シテ、帳簿價格ノ切下ゲニ依リ料金低下ヲ期待セントスルハ水増シ、未償却、過當評價等帳簿價格ノ不當ヲ前提トスル議論ニシテ、若シ然リトセバ國家管理ノ實施ニ際シ適正ナル評價ヲ加フベキハ當然ト爲スベク、之ガ爲一部投資家ノ利益ヲ害スルモ已ムヲ得ザルモノト爲サザ

ルヲ得ズ。

(五) 發送電事業ト配電事業トヲ分離スルハ不可ナリ。

配電事業ハ電力需用ノ増加ニ依リ不斷ニ其ノ價値ヲ増進スル供給區域ヲ擁スルガ故ニ、發送電設備ノ分離經營ハ不利ナリト爲スモノナルガ、全國ヲ一體トセル發送電事業ノ國營ニ依リ配電事業ハ殆ド例外ナク其ノ電源ヲ國營事業ニ俟タザルベカラザル國家管理案ニ於テハ配電事業ハ全ク發送電事業ニ依存スル關係ニ立ツモノナルガ故ニ、斯クノ如キ非難ハ全ク當ラズ。供給區域ノ需用増進ニ依ル價値増大ハ國家社會ノ進歩發達ニ負フモノト謂フベク、之ニ依リテ生ズル餘剰利益ヲ配電事業ノ獨占ニ歸セシムベキ理由ナキニ於テハ論者ノ謂フガ如キ配電事業ノ經濟的優越性ハ其ノ根據ヲ失フモノト爲スベシ。

(六) 電力國家管理ノ遂行ハ配電事業ヲ解消セシムル虞アリ。

發送電事業ノ國營ニ依リ配電事業ハ全ク國營事業ニ依存スルコトナリ、結局經營上國家意思ニ基ク強度ノ制約ヲ懼レ企業心ヲ沮喪シ遂ニ配電事業ヲ解消セシムルニ至ルベシトスルモノナルモ、國營實施ノ曉ハ配電事業ハ自ら發送電ノ設備ヲ施設運營スルノ煩累ヲ免レ、確實且低廉ナル電力ヲ豐富ニ得テ安ンジテ配電ノ業務ヲ營ムコトヲ得ルモノニシテ、一面國家ハ配電事業ニ對シ公正妥當ナル收益ヲ保證スルモノナルガ故ニ、配電事業ハ一層安定セル企業トシテ繁榮スベク、其ノ衰退ヲ懸念スルガ如キハ杞憂ノ甚シキモノト謂フベシ。

(七) 其ノ他國家管理ノ遂行ハ企業者ノ創意ト自主的活動トヲ尊重スベキ産業政策ニ背反スルモノナリト爲シ、或ハ多額ノ國費及人件費等ヲ必要トシ實行至難トシ、更ニ或ハ現在電力業者ノ負擔セル租稅公課等ノ財源ノ大部分ヲ失ハシムルノ不利益アリト爲スノ非難アリ。然レドモ企業家ノ創意ト自主的活動ヲ尊重スベシト主

張スルハ電氣事業ノ本質ヲ知ラザルノ抽象論ト評スルノ外ナク、設備ノ施設維持ヲ舉ゲテ特殊ノ株式會社ニ委ヌル本案ニ付テハ國費及人件費云々ノ非難ハ當ヲ得ズ。而シテ、租稅公課ノ代リ財源ニ付テバ自ら其ノ途ナキニ非ズ、到底之ヲ以テ國家管理實施ノ反對論據ト爲スベカラズ。

なほ遞信省當局は電力國家管理案の立案に先立つて、現行電氣行政の諸弱點に關し、深く研究を遂げ、これを補ふべき統制方策の種々なる形態についてもその得失を吟味するに周到の注意を以つてした。右の「電力國家管理概説」の附録一並びに二は、當時當局が具體策樹立に當つて如何なる方向を採らんとしたかを説明する資料として、一應その内容を記録して置く必要がある。

附録一 現行電氣行政ノ弱點

現行電氣行政ハ民營ヲ基調トシ之ニ監督ヲ加ヘテ電力統制ノ目的ヲ達成セントスルモノナルガ、現在ノ構成ヲ認メテ之ヲ統制スルニハ、略現行制度ハ其ノ極度ニ近ヅケルモノト考ヘラルルニ拘ハラズ、深ク省察スルニ猶且次ノ如キ弱點ノ蔽ヒ難キモノアリ。然レバ若シ此ノ上國家意識ヲ明ラカニスベク、統制ノ歩ヲ進メントセバ最早企業ノ形態ニ相當ノ改革ヲ行フニ非ザレバ、實行困難ナルモノト思料セラル。

一、水力資源ノ合理的開發困難ナルコト

我國電氣資源ノ大宗タル水力ノ合理的開發利用ハ天與ノ富源ヲ最モ有効ニ活用スルト共ニ、低廉豊富ナル電力供給ヲ確保スル第一義的要件タルノミナラズ、之ニ依リ石炭其ノ他燃料資源ヲ保藏シ之ヲシテ更ニ適切有効ナル利用ノ途ニ就カシメントスルモノニシテ、其ノ國策的意義深大ナルモノアリ。然ルニ水力ノ開發ヲ營利ヲ念トスル私企業者各自ニ委ヌル限り、或ハ目前ノ採算ニ囚ハレ、或ハ相互協調ノ煩勞ヲ厭ヒ、進歩的開發ヲ怠ル等、結局河川ノ綜合的、有機的利用ヲ徹底シ難キ憾アリ。加之、營利事業ニ依ル河川ノ獨占使用

ハ、利害ノ及ブトコロ屢々無用ノ紛争ヲ惹起シ、工事、費用等ノ關係ニモ累ヲ及ボシ、延イテ發電ヲ不經濟ナラシムルノ弊尠シトセズ。而モ發電ノ爲河川ヲ使用スル場合ニ關スル現行行政機構ノ複雜性ハ、往々ニシテ治水及他種利水トノ摩擦ヲ滋カラシメ電力國策ニ立脚スル圓滿無礙ナル監督作用ノ發動ヲ妨グルノ實狀ニ在リ。

二、國民生活及國家產業ノ要望ニ即シ料金ヲ低廉ナラシメ且有効適切ナル料金政策ヲ實行シ難キコト

國民生活ノ必需タル電氣ノ料金ハ出來得ル限り低廉ト供給條件ノ衡平トヲ期スベク、又基礎產業タルノ方面ニ在リテハ、之ニ倚存スル各種產業ノ態樣ニ應ジ、各々其ノ處ヲ得シムルノ考慮ヲ料金政策ノ上ニ加味スルハ、之電氣料金ヲ中心トスル行政監督ノ要諦ナリ。然ルニ各個企業分立錯綜シ、供給組織ノ綜合統一セラレザル現狀ノ下ニ於テハ、電氣料金ハ不廉トナリ、且著シク弾力性ヲ失スルノ傾向ニ在ルノミナラズ、動モスレバ其ノ料金ハ原價ノ高キモノニ牽制セラレ、値下ヲ阻止スル嫌アリ。此ノ如キ事情ヲ清算セザル限り、電氣利用ノ態樣ニ應ジ、國民生活ノ充實安定ト國家產業ノ躍進發展トヲ幾フガ如キ料金政策ノ遂行ハ竟ニ之ヲ望ミ難シ。加之、次項以下ニ述ブル諸事情モ亦適切妥當ナル料金政策ノ遂行ヲ至難ニ陥ラシメ、其ノ低廉化ヲ阻止スルノ理由タルハ注目スベキ點ナリトス。

三、電力設備統制ノ徹底的遂行困難ナルコト

電力設備ノ統制ニ關シテハ、現行制度ノ下ニ於テモ發電及送電豫定計畫ニ基準シ企業者ノ建設計畫ヲ指導スルト共ニ、所謂統制命令ノ作用ニ依リ其ノ目的ヲ達成シ得ルノ途ナシトセザルモ、發送電豫定計畫ノ樹立ニ關シテハ、事業者ノ企業意圖ヲ無視スルヲ得ズ、且現狀トノ調和ヲ考慮シ、計畫ヲ徹底的ナラシムルコトヲ得ズ。然ルニ事業者ノ計畫實行ハ、時々ノ經濟事情ニ左右セラルルハ固ヨリ、資金關係其ノ他事業内部ノ

事情ニ制セラレ、必ズシモ政府ノ計畫ト合致セズ、統制命令ニ至ツテ、工事施行ノ方法、工事費用等ニ關スル事項ヲ關係電氣事業者ノ協議ニ委ヌルガ爲、命令事項ノ確立且敏速ナル實現ヲ期待シ難ク、結局電力設備統制ノ徹底的遂行ハ現在ノ經營狀態ヲ前提トシテハ望ムコト至難ト謂フベシ。

四、電氣事業ノ業務其ノ他經營方面ニ對シ統制ノ監督ヲ行ヒ難キコト

電氣事業經濟ノ現狀ハ豫メ一定ノ計畫ニ基カズ、自然ノ發達ニ委ネラレタル爲、事業ノ規模、組織、相互關係等ニ於テ、著シク均衡ヲ失シ統一聯絡ヲ缺ケリ。即チ大小種々ノ事業ハ、地理的經濟的事情ヲ異ニスル廣狹各種ノ地域ニ據リ、多様ナル經營事情ニ支配セラレツツ、各個別々ノ企業經濟ヲ營ムノ實狀ニ於テ、各個企業ニ對スル業務、會計、料金等ニ付、如何ニ嚴密ナル監督ヲ行フト雖モ、所詮個別主義、分立主義ノ埒内ニ於テ可及的料金ノ低下、サービスノ改善等ヲ圖リ得ルニ過ギズ。此ノ如キハ綜合統一ヲ理想ノ形態トスル電氣經濟ノ指導原理ニ背反シ、公共事業ノ要請タル衡平ト公益ノ理想ニ遠キモノト斷ズルノ外ナシ。

五、農村政策ノ實行困難ナルコト

輓近農村問題ハ漸ク其ノ重要性ヲ加ヘ來リ、之ガ打開解決策ノ頓ニ要望セララルル折柄、本問題ニ關シ電氣ノ占ムル役割ノ重大ナルモノアルハ多言ヲ須ヒズシテ瞭ナリ。即チ、低廉ナル電氣ヲ供給スルコトニ依リテ農村ニ於ケル電氣利用ノ範圍ヲ擴大シ、以テ疲弊セル農村ニ活ヲ與ヘ、之ガ經濟ノ更生發達ヲ圖ルノ必要今日ヨリ緊切ナルハナシ。然リト雖モ、電氣ヲ以テスル農村問題解決ヘノ寄與モ之ヲ現行制度ノ如ク、營利追及ヲ第一目標トシ、公益目的ノ達成ヲ第二次ニ置ク營利會社ノ經營ニノミ委ヌルニ於テハ、如何ニ行政監督ヲ勵行スルトモ、能ク其ノ効果ノ完璧ヲ期シ得ルモノニ非ズ。蓋シ、農村政策、農事電化政策ノ遂行ニ當リテハ、電氣機器ニ對スル配意ハ固ヨリ、時トシテ料金ニ於テ營利ヲ超越スルノ要アルベキモ、民營事業ニ對

シ之ヲ望ムガ如キハ至難ノコトニ屬ス。

六、國防目的ノ達成ニ支障アルコト

戰時ニ於テ、各種産業ノ原動力タル電力供給ノ確保ト、之ガ設備ノ完全ナル防衛方法ヲ講ズルノ須要ナルハ説明ヲ俟タザル所ナルガ、其ノ實行ハ、平時ニ於ケル統一アル供電組織ノ完備ニ依リ初メテ可能ナルベク、更ニ水力資源ノ最大限度ノ開發ハ石炭其ノ他ノ燃料資源ヲ愛惜シテ、之ヲ有事ノ用ニ備フル所以ナルノミナラズ、豐富ナル水力ヲ基調トシテ低廉ナル電力ヲ供給シ、以テ國防ノ根幹タル軍需諸工業ノ發達ヲ助長スルガ如キ、孰レモ其ノ國防上不可缺ナリト雖モ、上述ノ如キ民營企業ノ群立スル現狀ニ於テハ、此ノ如キハ到底之ヲ期待シ難キ所ト爲サザルベカラズ。

七、其ノ他ノ弱點

電氣事業ハ所謂特殊企業トシテ現行制度ニ於テモ其ノ工作物ノ施設、保守等ニ關シ種々ノ特權ヲ享有スルモノナルガ、巨大資本ヲ擁スル營利事業タルノ事實ニ着眼シ、之等特權ノ行使ニ當リ屢々事ヲ構ヘ、爲ニ工事ノ遲延又ハ不測ノ出費等有形無形多大ノ損害ヲ蒙ル事例稀ナリトセズ。又公納金其ノ他ノ名目ニ依リ種々ノ負擔ヲ餘儀ナクセルガ如キ、孰レモ現狀ノ形態ヲ維持スル限リ容易ニ之ガ矯正ヲ期シ難キモノト謂ハザルベカラズ。而モ此ノ種弊害ハ窮極スル所一般需用者ニ對スルサービス、料金等ノ上ニ反映シ、反公益の結果ヲ齎スモノニシテ、決シテ閑却スベカラザル事トス。

附錄二 電力統制ノ諸方策

電力統制ノ方策ハ電氣事業ノ企業形態ノ問題ト極メテ密接ナル關聯ヲ有スルモノナルガ故ニ、今企業形態ノ別ニ依リ統制方策ヲ次ノ如ク三大別シ、之ヲ比較研究セントス。即チ

一、民營ヲ基調トスル統制方策

二、特殊會社ニ依ル統制方策

三、國營ヲ基調トスル統制方策

一、民營ヲ基調トスル統制方策

民營ヲ基調トスル案ノ代表的ノモノトシテハ(一)五大電力會社合併案、(二)電力プール案ヲ舉ゲ得ベシ。

(一) 五大電力會社合併案

本案ハ五大電力會社ノ統制全キヲ得バ、本邦電氣事業統制ノ目的ハ大半之ヲ達シ得ベシト爲シ、一部ノ間ニ提唱セララルモノナリ。然レドモ民營ヲ基調トシテノ電力ノ國家的統制ハ從來ノ經驗ニ徴シ多キヲ望ミ難ク、現狀ヲ前提トスル五大電力會社ノ合併ノ如キハ、サナキダニ生ゼントスル會社橫暴ノ弊ヲ一層増大シ、監督權ノ徹底ヲ阻止シ、國策的見地ニ立脚スル電力統制ノ理想ニ背離スルノ結果ヲ生ズベシ。

(二) 電力プール案

電力プール案ハ、各事業者協調ニ依リ電力プールヲ組織シテ電力ノ相互融通ヲ爲シ、以テ發送電設備ノ合理的運轉ヲ爲サントスルモノナルモ、本案ハ電力過剩時代ニ於テ、事業者本位ノ料金ヲ守ル立場ヨリ提唱セラレタル過去ノ遺物タルニ過ギズ。積極的ニ水力資源ヲ開發シ、低廉豐富ナル電力ノ供給ヲ確保シ、以テ電氣事業ノ使命ヲ完カラシメントスル國策上ノ要請ニ副フ所以ニ非ズ、且之ニ加フベキ監督ノ困難ハ前述五大電力合併案ニ於ケルト同様ナリトス。

二、特殊會社ニ依ル統制方策

特殊會社經營ニ依ル方策ハ元來發送電事業ノ國有國營ヲ以テ理想ト爲シ其ノ前提ノ下ニ實行上ノ便宜ヲ考

慮シタル案ト觀ラルベキモノナリ。而シテ本案ハ、既存事業ヲ打ツテ一丸トセルヲ以テ實行上ニ於テハ特ニ
財産評價ノ困難ナル問題アリ、而モ政府ノ意ノ儘ニ之ヲシテ統制ノ實ヲ擧ゲシメントセバ、例ヘバ政府ニ於
テ株式ノ過半数ヲ所有スルコトヲ要シ、ココニ出資上ノ難關アリ、更ニ役員其ノ他人の方面ニモ介入スルノ
要アリテ、結局實質ハ國家管理ト選ブ所ナキニ至リ右述ブル種々ノ困難ヲ伴フ丈不利ナルニ拘ハラズ、形態
ハ民營ナルヲ以テ國家意思ノ完全ナル遂行ヲ期シ難キ中間的不徹底ノ案ト評スルノ外ナシ。

三、國營ヲ基調トスル案

以上諸案何レモ採用シ難キモノトセバ、發送電事業ノ經營形態ハ遂ニ國營ヲ理想ト爲スノ外ナキニ至ルベ
シ。而シテ電力ノ國營ニハ(一)電力設備ヲ國家ノ所有ニ屬セシムベキコトヲ要件トスル國有國營案ト、(二)設備
ノ所有ハ専ラ民間ニ之ヲ委ネ事業經營ノ中樞ノミヲ國家ノ手中ニ收メントスル所謂國家管理案ノ二アリ。國
有國營ヲ基調トスル方策ノ代表的ナルモノトシテハ左ノ如キモノアリ。

(一) 發送電設備ノ國有國營案

本案ハ主要ナル發電設備及送電設備ヲ國有トシ、之ニ依リ電力統制ノ實行ヲ收メントスルモノナルガ、
之ニ對シテハ(1)既存事業ノ買收ノ爲巨資ヲ要シ國家財政上支障アルコト、(2)國家財政方針ノ變動又ハ豫算
ノ不成立等ニ依リ擴張計畫ノ遂行上困難ヲ伴フコト、(3)會計法規其ノ他ノ制約ヲ受ケ建設及維持ノ不經濟
ヲ免レザルコト等ノ難點アリ、實行至難ナリ。

(二) 送電設備ノミノ國有國營案

本案ハ主要ナル送電設備ヲ國有トシ、之ニ依リテ電力需給ノ調節ヲ圖ラントスルモノナルモ、發電設備
ヲ除外スルトキハ前述スル如キ現行制度ノ諸弊ヲ完全ニ脱却シ難ク而モ買電上ノ煩累多ク統制方策トシテ

2、方法

(1) 國營ニ必要ナル發送電設備ハ新ニ設立スル特殊ノ株式會社ヲシテ提供セシム

既存ノ發送電設備ハ之ヲ特殊會社ニ出資又ハ賣却セシム。

(2) 政府ハ特殊會社ニ對シ設備使用ノ對價トシテ合理的ナル交付金ヲ支拂フ。

(3) 政府ハ國營ノ爲特別會計ヲ設置ス。

3、業務

政府ハ發送電計畫ヲ樹立實施シ、電力料金其ノ他供給條件ヲ定メ電力ノ供給ヲ爲ス。

電力料金ハ其ノ均衡低減ヲ圖リ、更ニ國家的要求ヲ考ヘ産業政策、社會政策ヲ加味シ其ノ適正ヲ期ス。

二、特殊會社

1、目的

國營ニ必要ナル設備ヲ爲シ政府ノ用ニ供スルモノトス。

2、特權

資金、工事其ノ他業務遂行上必要ナル各種ノ特權ヲ附與ス。

3、監督

(1) 會社ノ役員ハ政府之ヲ任命ス。

(2) 定款ノ設定變更、社債ノ募集、利益金ノ處分其ノ他重要事項ニ付テハ認可ヲ受ケシム。

(3) 政府ハ設備ノ施設變更ヲ命ジ、又ハ會社ノ業務ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ爲ス。

三、配電事業

不徹底タルヲ免レズ、又送電設備ノミノ買収ト謂フモ之ガ所要資金ハ相當巨額ニ達スベク、必ズシモ實行容易ナリト爲シ難シ。

要スルニ國有國營ニ付テハ實行上主トシテ財政上ヨリノ難點多キコトヲ一應首肯セザルヲ得ザルベシ。然ルニ國家管理ノ方途ヲ採ルニ於テハ之等ノ短所ヲ巧ニ捨テ電力國營ノ理想ヲ比較的容易ニ實現スルコトヲ得ベク、電力國策ノ遂行ヲ完カラシムル上ニ於テ竟ニ本案ニ比肩スベキモノナシト云フモ過言ニ非ズ。

第四節 遞信省 原案

かくて遞信省當局は、正確なる時局認識と周到なる研究の下に銳意立案を進めた結果、遂に一つの大綱を決するに至つた。昭和十一年七月三日、廣田内閣が庶政一新の政策審議のため開いた所謂國策閣議の第一日に於いて、頼母木遞信大臣が提示し、以つて議會に提出すべき件につき閣議の承認を求めたる電力國策要綱がそれである。

電力國策要綱

電力ハ一國産業ノ根基ニシテ國民生活ノ必需タリ。之ガ供給ヲ豊富且低廉ナラシムルニ非ザレバ營ニ産業ノ伸展ニ寄與シ國民ノ福祉ヲ増進シ得ザルノミナラズ、實ニ國防ノ充足ヲモ期シ難キモノトス。我國現下ノ時局ニ鑑ミ國家百年ノ大計ヲ定ムル爲、電力國策ヲ樹立スルハ國家緊切ノ要務タリ。之ガ方策トシテ發送電事業ヲ國營トシ配電事業ハ之ヲ現狀ニ留メ一層適切ナル合理的統制ヲ行ハントス。

一、電力國營

1、國營ノ範圍ハ發電及送電事業トス。

配電事業ニ付テハ供給區域ノ整理統合、料金監督ノ擴充其ノ他ノ方法ヲ講ジ、國營ニ依ル卸賣政策ト相俟チテ一層強力ナル統制ヲ行フモノトス。

四、實施準備

電力國策遂行ノ爲左ノ如キ法案及豫算案ヲ次期帝國議會ニ提出ス。

- (1) 國營法案
- (2) 特殊會社法案
- (3) 特別會計法案
- (4) 電氣事業法改正案
- (5) 國營實施ニ伴フ準備豫算案

この日頼母木遞信大臣は右要綱の閣議諒解を求むるに當つて、次の如く説明した。

電力國策要綱説明書（昭和十一年七月三日閣議にて説明）

一、電力國營の必要

電力は單に照明用として、國民の日常生活に必要缺くべからざるもので在るばかりではなく、凡ゆる産業の原動力として、進んで産業上は固より國防上不可缺なる新興諸化學工業の原料的要素として其の隆替は一に豊富低廉なる電力の供給如何に係つて居るのであります。更に農山漁村の電氣利用を改善することは、其の疲弊を救ひ、農村と都市との對立的氣分を一掃すること、なるのであります。電氣事業の國家的使命と公益的職能とは、實に重大であります。随つて適切なる電力國策の確立は、産業の發展、國民生活の安定を圖る上から見ましても、將又國防の見地よりしても、一日も忽にすべからざる經世の要務であると堅く信

ずるものであります。

電力國策の要諦は、良質にして低廉豊富なる電力を、各方面より要求せらるゝ形に應じて其の供給を確保するに在ります。之を徹底せしむる爲には、電氣其のもの、特質並びに電氣事業經濟の特徵より致しまして之を國の經營に移し、國家的に統一綜合したる計畫的經營を爲すことが肝要であり且最も有効なのであります。

二、電力國營

而して特に現下の時局に鑑み、國家財政に及ぼす影響、既存事業への打撃を最小限度に止めて、而も其の目的を充分に達する方法を考へることが最も肝要でありまして、此の意味に於て攻究の結果、事業經營を國家に收むれば設備を國有に移さずとも可なり、との結論に達したのであります。

これを實行する方法として

- 1、國營の範圍は發電及送電事業に留めること、致します。その意味は統一に依つて技術的、經濟的諸利益を最も顯著に擧げ得るのは發送電部門であるからであります。
- 2、國營に必要な發送電設備は、新に設立する特殊の株式會社をして提供せしむること、し、政府は之に對し、一定の基準に依る合理的な使用料を支拂ふの方法を採ること、致します。
又既存の發送電設備中國營に必要な部分は、此の特殊會社に現物出資せしむること、致しますが、其の價格の評定は特に重大でありますので、評價委員會を設け、評價に付適正且遺漏なきを期するは固よりのことであります。
- 3、政府は發送電計畫を樹立實施し、自ら電力の卸賣を爲すのでありますが、その場合電力料金は國家的要求を考へ、社會政策、産業政策を加味したるものとし、更に全般的に均衡を得しめ低減を圖る所存であります。

三、特殊會社

- 1、前述の如く國營に必要な設備は、特殊會社をして政府の用に供せしむるのでありますが、之は常に國家財政に及ぼす影響を考慮した爲ばかりではなく、之に依つて民間資本を有効に活用し、設備の擴張改良計畫の遂行を容易敏活ならしめんとするものであり、又經濟的には單に現在の電力資本の一部が、特殊會社の株式に變るに過ぎざるものとして、其の間の變動を少からしむる意圖に出でたものであります。
- 2、特殊會社は政府の樹立せる理想的發送電計畫に基いて、設備を建設し保守するの義務を有するのでありますから、其の業務を容易ならしむる爲に、資金の調達、工事施行上の便益の爲、諸種の特權を與へて、建設費の低下を計ること、致します。又
- 3、一方會社監督としては矢張り多數特殊會社の例の如く主要役員の任免權を政府の手に收め、定款の設定變更、社債の募集、利益金の處分其の他の重要事項は政府の認可を受けしめ、又會社の業務に關し必要な監督命令を爲し得ること、する等、會社の機構を其の實質に於ては恰も政府の分身であるが如くに構成して、電力國策の遂行に萬遺憾なきを講ずるものであります。

四、配電事業

配電事業は其の業務が取引、サービス等商的要素が大であり、旁々既存事業への急激なる影響を避くる意味より致しまして、一先づ之を現状の儘に留め、従來通り民營又は公營として存續せしむること、致します。一面直接大多數の需用家に接觸するのは配電業務でありますから、現状に周密なる再吟味を加へ

して、供給區域の整理統合、料金監督の擴充其の他の方法を講じ、國營に依る卸賣政策と相俟て一層強力なる統制合理化を圖り、農村電化、電氣化學工業其の他社會政策上、産業政策上必要なものに付ては配電上特殊の考慮を拂はしめ、電力國營の精神を一貫すること、致します。

五、本案の利益

電力國營の結果

- 1、水力資源の開発に際し、全國的關係を基礎とするにより、一滴の水をも失はざる様有効に河川を利用することが出来、又國營なる爲他種利水及治水の關係を容易に調整し得。
- 2、理想的發送電聯系の實行を容易ならしめて、彼此相俟ち電力原價の低下を期待し得る。
- 3、更に産業政策、社會政策を加味したる料金制を採用し得て、農村電氣利用の改善、國際貿易上若は國民經濟上特に必要とする産業の助成乃至は國防の根幹たる軍需諸工業の發達に資し、以て廣義國防の要求を充足し、平時に於て石炭其の他の燃料資源を節約し、又有時の場合最も有効且敏速なる資源動員を可能ならしむるのであります。

次に國家が直接所要設備を所有せず、特殊の株式會社をして之を供用せしむる結果として

- 1、國家財政に影響を及ぼすこと少く、
- 2、設備の建設維持に關する經濟的利益を期待し得る等、此の方面の利益も亦本案に於て見通すことの出来ない長所であるのであります。

要するに本案は、巧に國有國營の長所を捕へ、短所を捨てたる抜本的最も有効の電力國策と信ずるのであります。して、庶政一新を使命とする現内閣と致しましては、唯其の即時斷行あるのみと考ふるものであります。詳細

のことは目下事務當局を啓勵して周到なる調査研究に當らしめて居りまするが、上述の趣旨に依りまして來るべき通常議會には(一)電力國營法、(二)特殊會社法、(三)特別會計法の制定並びに、(四)現行電氣事業法に配電業務監督を主としたる改正を爲す等の諸法案を提出したいと考へて居ります。尙此等諸法案の議會通過後、國營實施に伴ふ準備費と致しましては、極力經費を要せぬ様努力致しますが、大體九十五萬圓餘を要する見込であります。

第五節 四相會議並びに三相會議

七月三日の閣議は前節に述べたるが如き電力國策要綱に關する頼母木遞信大臣の説明を聴取するに留まつて、案に關しての採否決定はこれを後日に譲り、質疑應答が重ねられた程度に終つた。併しながら、電力國策に關する政府の肚裡は、當時既に大體決定してゐたのである。

越えて八月二十五日、廣田内閣は庶政一新を目標とする七大國策を公表したが、その中に於いて初めて電力國策を採擇し、實現を期せんとする態度を明らかにした。即ち當時公表の國策項目左の如し。

〔内閣發表〕 昭和十二年度以降ニオイテ重點ヲ置キ施設スベキ事項概ネ左ノ如シ

一、國防ノ充實

一、教育ノ刷新改善

一、中央地方ヲ通ズル税制ノ整備

一、國民生活ノ安定

△災害防除對策 △保健施設ノ擴張 △農山漁村經濟ノ更生振興及ビ中小商工業ノ振興等

一、産業ノ振興及ビ貿易ノ伸長

△電力ノ統制強化 △液體燃料及ビ鐵鋼ノ自給 △纖維資源ノ確保 △貿易ノ助長及ビ統制 △航空及ビ海運事業ノ振興 △邦人ノ海外發展助長等

一、對滿重要策ノ確立

△移民政策及ビ投資ノ助長策等

一、行政機構ノ整備改善

即ち電力國策は「産業ノ振興及ビ貿易ノ伸長」なる項目の下に、初めて正式に採り上げられたわけであるが、同日の閣議は、これが具體策樹立に關し、關係省たる逓信、商工、鐵道、大藏の四省を中心とし、場合に依つては陸、海軍兩省もこれに参加して協議決定すべき方針に意見の一致を見た。

電力國策具體案作成に關する頼母木逓信大臣、馬場大藏大臣、小川商工大臣、前田鐵道大臣の所謂四相會議は、八月二十七日まづ第一回會合を開き、意見の交換を開始した。四相會議は九月五日第二回、同十二日第三回、十月十九日更に最後の會議を行つた。その間商工、鐵道、大藏の三相のみの會議が前後四回開かれた。

四相會議に對し、逓信省當局は、料金低下、現物出資、發送電特殊會社特別會計内容等の數字的根據を示す左の如き參考資料を提出した。

資 料

一、五大電力會社の帳簿價格を基準とした五大電力會社のみ利益(五大會社の綜合發電原價一億七千六百萬圓、電力單價一キロ時一・九二錢、年キロ一〇〇・九圓の算定)

A、現在設備をそのまゝ、國家統一下に置き技術上の合理化に依り得らるべき利益

(1) 餘利水力の利用による利益二三〇萬圓

(2) 高能率火力發電所の長時間高負荷使用に依る燃料の節約九〇萬圓

(3) 發送電系統の綜合合理化に依る利益二四五萬圓

内譯 ①豫備火力の節約五〇萬圓 ②所要供給力の節約(五十萬キロ)一二五萬圓 ③送電損失の減少(一萬キロ)七〇萬圓

(4) 湖水の積極的利用に依る利益三一五萬圓

(5) 水力發電所に於ける調整池の有効利用及び湧水期綜合運轉に依る利益三〇〇萬圓

小計 一、一八〇萬圓

B、その他の利益

(1) 總經費の輕減一六〇萬圓

(2) 資金コストの輕減四一五萬圓

(3) 電力受授の撤廢に依る費用低減一、二四五萬圓

内譯 ①傍系會社よりの購入電力料に關聯するもの七七五萬圓 ②五社相互間の購入電力料に關聯するもの四七〇萬圓

小計 一、一八〇萬圓

AとBとの合計 三、〇〇〇萬圓

右の三千萬圓は五大電力會社綜合の原價一億七千六百萬圓の約一割七分に當り、電氣料金は原價においてこれと大體同比率の低減を來し得る。即ち五大電力の電力原價一キロ時一・九二錢(年キロ一〇〇・九圓)

は國家管理に依り一・五九錢（年キロ八三・五七圓）まで低下する。

二、電氣事業全般の場合

以上は五大電力会社のみを國家管理下に置いた場合の數字であるが、電氣事業全般に對しても國家管理の場合には容易に現在平均料金の一キロ時一・九九錢、責任負荷率五六・八%（年キロ一〇二・八九圓、負荷率六〇%換算）を一キロ時一・五九錢、負荷率六〇%に低下し得る。即ち現行料金の約二割値下げが可能である。

三、電力の國家管理による將來の料金値下可能の程度（一キロ時常時一錢以下の推定）

假に現在の供給電力量に對し五割の増加ある場合を想像し、増加電力原價を一キロ時〇・九錢（年キロ四七・三圓、負荷率六〇%）とする時は國家管理直後の料金一・五九錢（年キロ八三・五七圓、負荷率六〇%）と混合して平均一キロ時一・三六錢（年キロ七一・四八圓、負荷率九〇%）となり、現在平均料金一・九九錢、責任負荷率五六・八%（年キロ一〇二・八九圓、負荷率六〇%）に比し三割一分の低減が可能である。これを表示すれば

	常時一キロ時單價	責任負荷	負荷率六〇%ノ場合ノ年キロ
現行料金	一・九五	五六・八%	一〇二・八九
國家管理直後料金	一・五九		八三・五七
將來計畫分の原價	〇・九		四七・三〇
管理後數年先の料金	一・三六		七一・四八

四、發送電特殊會社に對する現物出資の要旨

本州主要部、九州は五萬ヴォルト以上、また中國、四國、北海道は三萬ヴォルト以上の送電系統を中心とする發送電設備を現物出資せしめ、東北地帯は東北振興電力株式會社をして國家管理と同様の統制を行はしめ、將來適當の時期に移管する。

(1) 買收電力

- △ 水力發電所二八〇萬キロワット
- △ 火力發電所一七〇萬キロワット

(2) 送電線路

- △ 電壓一〇萬ヴォルト以上のもの四、〇〇〇軒
- △ 同 五萬ヴォルト以上のもの一、〇〇〇軒
- △ 其他三、〇〇〇軒

合計 一八、〇〇〇軒

(3) 變電所四五〇萬キロヴォルトアムペア

十萬ヴォルト以上の送電線路に接続する變電所（但し地方的配電を目的とする物を除く）及び主要送電線路の中軸地點に在る變電所、一旦管理に移した上他の受電者に移管するを適當とする變電所等を現物出資せしめる。

五、特別會計（初年度概算）

- (1) 最大販賣電力三〇〇萬キロワット、内常時二七〇萬キロワット、販賣電力量一八三億九六〇〇萬キロワット時、年負荷率七〇%

(2) 常時料金、(一キロワット時) 一錢五厘

特殊供給料金(同) 六厘

綜合料金(同) 一錢三厘五毛

(3) 料金収入

△ 常時二億三千六十萬七千圓

△ 特殊千八百十三萬三千二百圓

△ 手数料百五十萬圓

合計 二億五千二十四萬二百圓

(4) 支出

△ 設備使用料(六分五厘)及び運轉委託料二億四千一百萬圓

△ 事業費及監督費百九十萬圓

△ 水利使用料引當額三百五十萬圓

△ 電氣試驗所移管に伴ふ負擔經費五十萬圓

合計 二億四千六百九十萬圓

差引剩餘金 三百三十四萬二百圓

十月十八日、逓信大臣を除く商工、鐵道、大藏の三相會議は、逓信省當局の作成せる電力國策要綱に對して次の如き修正點を決定した。就中第一號は、當時設備の強制出資を所有權の侵害であり憲法違反の疑ありとなす反對論多かりしに鑑み、純理論としては必ずしも採るに足らずとするも、政治的に考慮して、案の實現性を大な

らしめんとした用意であつた。

一、一定の年限内に於て株主の請求あるときは設備會社をして社債又は借入金に依り額面を以て株式の買入れ償却をなさしむ

二、電力特別會計に於て、借入金又は餘裕金を以て設備會社の株券買入れの途を拓くこと

三、出資財政の評價委員會には營業者をも加へること

四、事業の經營には斯道の權威者を參與として參加せしめる

五、法案の名稱は「電力國家管理案」とすること

翌十九日には最後の四相會議が開かれ、商工、鐵道、大藏の三相は、右の五項目に涉る修正案を提示して、頼母木逓信大臣の同意を求めた。

その結果、頼母木逓信大臣も、修正案が逓信省に於いて作成せる電力國策要綱の根本精神に變更を加へるものにあらずとなし、これを承認したので、こゝに電力國策に關する四相會議は完全に意見の一致を見るに至つた。事ここに至るまでには、熱心なる研究と、慎重なる論議とが交はされたのであつた。

昭和十一年十月二十日の閣議に於いて、頼母木逓信大臣は、四相間において決定した電力國策の根本方針を改めて説明し、遂に閣議の承認を得るに至つたが、去る七月三日閣議提示以來正に三ヶ月半を要した。

第六節 頼母木案成る

昭和十一年十月二十日の閣議に於いて決定を見た電力國家管理要綱は、所謂頼母木案と稱せらるゝもので、その内容は左の如きものであつた。

電力國家管理要綱

電力國策ノ必要

電力ハ其ノ國民生活ニ於ケル根本的普遍的ナル本質上、之ヲ舉ゲテ私企業ニ委ヌベキモノニ非ズ、殊ニ

一、我國最貴重ノ天然資源タル水力ノ徹底的、合理的利用ヲ爲シ、所謂水主火從主義ノ發電ニ依リ燃料國策ノ遂行ニ資シ

二、大規模ノ發電並ニ送電聯絡ヲ完成シ、周波數ノ整理ヲ促進シ、發送電ノ全國的統一運營ニ依リ良質、豐富、低廉ヲ目途トスル電力經濟ノ理想ヲ實現シ

三、全體主義ノ經營ニ依リ、料金ニ産業政策、社會政策等ニ基ク國家意識ヲ反映セシメ

四、國力培養ノ根基タル農山漁村ノ更生振興ノ爲電力ノ普及利用ノ全キヲ期シ、軍需工業ヲ平時ニ確立シ、國防ノ目的ヲ達成スルト共ニ、有時ノ際ニ於ケル動力資源ノ防備、敏速確實ナル動力動員ニ遺憾ナカラシムル等

ノ方途ヲ講ジ、以テ國家ノ興隆安固、國民生活ノ安定、産業ノ振興ヲ期スルハ、内外ノ情勢ニ處應スル刻下喫緊ノ要務トスベク、斯ノ如キハ企業形態ノ現狀ヲ前提トスル限り、到底之ヲ達成シ難シ。之レ電力國策ヲ樹立シ、電力ノ國家管理ヲ實施セントスル所以ナリ。

電力國家管理案ノ内容

一、政府ハ電力ヲ管理シ其ノ中發送電事業ヲ國營シ、之ニ必要ナル設備ハ特殊ノ設備會社ヲシテ提供セシム。

發送電事業ノ經營ヲ斯クスルハ現下ノ時局ニ鑑ミ、國家財政トノ關係ヲ考慮スルト共ニ、民間資本ヲ有効ニ活用シ、設備ノ擴張改良計畫ノ遂行ヲ容易敏活ナラシメ且出來ル限り民業伸長ノ餘地ヲ存セントスル

用意ニ外ナラズ。

尙例ヘバ自家用發電等ニシテ全國的統一運營ヲ必要トセザルモノハ之ヲ國營ノ範圍外ニ置ク。

一、既存ノ發送電設備ニシテ必要トスルモノハ、政府ノ指定ニ依リ設備會社ニ出資セシム。但シ出資後一定年限内ニ於テ株主ハ設備會社ニ對シ額面額ニテ株式ノ買入請求ヲ爲シ得ルコト、ス

尙政府ハ必要ニ依リ電力特別會計ニ於テ設備會社ノ株式ヲ買入レ得ルノ途ヲ設タルモノトス

出資セシムベキ發送電設備ハ、凡ソ電壓五萬ヴォルト以上ノ送電線（地方ニ依リ五萬ヴォルト以下ノモノヲ含ム）及之ニ連絡ヲ有スル發電設備トス。其ノ見込概數凡ソ左ノ如シ。

發電所 約 五二〇

内 水力 約 四五〇（容量約二百八十萬キロワット）

火力 約 七〇（容量約百七十萬キロワット）

變電所 約 一四〇（容量約四百五十萬キロヴォルトアマヘア）

送電線路 亘長 約 一八、〇〇〇軒

尙右發送電設備ノ原所有者ガ殘存設備ニ依リテ事業ヲ繼續スルコト能ハサル時ハ、設備會社ニ對シ殘存設備ノ買收ヲ請求スルコトヲ得シムルコト、ス。

一、出資資産ノ評價ハ評價委員會ニ附議決定ス。

出資資産ノ評價ニ就イテハ其ノ基準タルベキ事項ヲ法定シ、朝野各方面ノ利害關係ヲ代表スル權威者ヲ集メタル評價委員會ニ於テ公正ナル評價額ヲ決定ス。

尙社債ニ就イテハ社債權者ノ權益ヲ害セザルヤウ考慮シ、慎重且妥當ナル措置ヲ講ズルコト、ス。

一、發電水利ハ政府ノ専用トス。

發電水利ノ使用ハ政府之ヲ爲ス。既ニ許可セラレタル水利ノ使用ニ就イテハ、之ニ要シタル出資ニ對シ相當補償スルモノトス。

一、電力ノ卸賣ヲ爲シ、其ノ料金を低廉ニシ且國家意識ヲ加味ス。

政府ノ爲ス卸賣電氣料金ハ全般的ニ低減、均衡ヲ圖ルハ固ヨリ社會政策、産業政策等ノ國家意識ヲ加味スルモノトス。

一、電力審議會ヲ設ケ、發送電計畫、電力料金ソノ他重要事項ニ關スル調査審議ヲ爲ス。

官民各方面ノ委員ヨリ成ル電力審議會ヲ設ケ、發送電設備ノ建設計畫、電力料金、ソノ他電力政策等ニ關シ諮問ニ答ヘ建議ヲ爲サシメ、斯道ノ權威者ヲ事業ノ經營ニ參與セシムルノ途ヲ講ジ、官民一途ノ下ニ理想的運營ヲ爲サントス。

一、政府ハ設備會社ニ對シ設備使用ノ對價トシテ相當ノ使用料ヲ交付ス。

右使用料ノ算定ニ當リテハ設備ノ建設維持等ノ方面ニ於ケル會社ノ企業努力ヲ反映セシムル様考慮スルモノトス。

一、設備會社ハ發送電設備ノ建設保守ヲ爲シ、業務遂行上必要ナル諸種ノ特權ヲ與ヘラル。

設備會社ハ政府ノ樹立スル發送電計畫ニ基キ、設備ノ建設保守ヲ爲ス義務ヲ有シ、其ノ業務ノ遂行ヲ容易ナラシムル爲、土地使用、資金調達等ニ關シ諸種ノ特權ヲ與ヘラル。

尙會社ハ其ノ性質上政府ヨリ一定ノ配當保證ヲ受クルト共ニ、配當シ得ベキ利益金ガ一定率ヲ超ユル場合ニハ或程度ノ配當制限ヲ受クルモノトス。

一、電力特別會計ヲ設ク。

財政目的ヲ有スルモノニ非ザル主旨ノ特別會計ト爲シ、收支ノ吻合ヲ明ラカニシ其ノ經營ヲ合理的ナラシム。

一、地方財政ニ及ボス影響ニ就イテハ相當考慮ス。

發送電事業ノ國家管理ニ伴ヒ、地方財政ニ必然的ニ生ズル歳入缺陷ニ就イテハ、電力特別會計ニ於テモ可及的影響ヲ少カラシムル様考慮ス。

一、配電事業ハ公營又ハ民營ニ委ス。

配電事業ハ其ノ業務概ネ地方的局部的ニシテ且尙的配慮ヲ要スルコト多ク、國營ト爲スコトニ依リ得ラル、技術上乃至經濟上ノ効果發送電事業ノ如ク顯著ナラズ。一面國營ハ己ムコトヲ得ザル必要ノ最小限度ニ止ムルヲ適當ト認メ、之ヲ現狀ノ通り公營又ハ民營ニ委スルコト、シ、配電區域ノ整理統合、卸賣料金を通ジテ行フ料金監督ノ徹底等ニ依リ、電力國家管理ノ精神ヲ一貫セントス。

實 施 準 備

一、電力國策遂行ノ爲左記法案ヲ次期帝國議會ニ提出ス。

(イ) 國家管理法案

發送電ノ政府管掌ニ關スル根本事項ヲ規定ス。

(ロ) 特殊會社法案

發送電設備ヲ政府ノ用ニ供スルコトヲ目的トスル特殊ノ株式會社ノ構成、出資及評價ノ方法、特權、義務等ヲ規定ス。

(イ) 特別會計法案

電力卸賣ニ關スル歳入並ビニ設備會社ニ對スル使用料ノ支出等ニ關スル事項ヲ規定ス。尙歳入總額ノ歳出總額ヲ超過スル金額ハ之ヲ準備金ト爲シ、歳計ノ不足ヲ補足セシムベキコトヲ明定ス。

(ニ) 電氣事業法改正法案

供給區域ノ整理統合、料金其ノ他事業監督ノ徹底化ヲ圖ル様改正ス。

一、右諸法案ノ議會通過後實施準備局ヲ設置シ、可及的速ニ諸般ノ準備ヲ爲シ、昭和十三年度ヨリ電力ノ國家管理ヲ開始セントス。

以上が所謂頼母木案の全貌であるが、同案の具體的内容の一部をなす日本電力設備會社の内容は左の如きものであつた。即ち會社の資本總額を二十億圓とし、これは適正なる評價に基いた既存發送電設備の現物出資資産總額であつた。

日本電力設備株式會社ノ概要

一、固定資産	
(イ) 水力發電所	一、一九〇、〇〇〇 <small>千円</small>
(ロ) 火力發電所	三一〇、〇〇〇
(ハ) 送電線路	三六〇、〇〇〇
(ニ) 變電所	一三〇、〇〇〇
(ホ) ソノ他	一〇、〇〇〇
合 計	二、〇〇〇、〇〇〇

政府は會社の設備に對し使用料を交付することになつてゐるが、その概算は二億二千三百萬圓で、内譯左の如し。

二、使用料(會社ノ收入)

(イ) 利得(固定資産ニ對シ年六・五%)	一三〇、〇〇〇 <small>千円</small>
(ロ) 原價償却費	三〇、〇〇〇
(ハ) 營業費	六三、〇〇〇
合 計	二二三、〇〇〇

會社の電力設備内容は左の如くである。

日本電力設備株式會社設備内容

一、發電力	
水力發電	二八〇萬キロワット
火力發電	一七〇萬キロワット
合 計	四五〇萬キロワット
二、送電線路	
電壓十萬ヴォルト以上	四、〇〇〇 <small>千</small>
同五萬ヴォルト以上	一一、〇〇〇
同二萬五萬ヴォルト以上	三、〇〇〇
同一萬五萬ヴォルト以上	三、〇〇〇
合 計	一八、〇〇〇

三、變電所

四五〇萬キロワットアムペア

これに要する營業費は六千三百萬圓であるが、内譯左の如し。

(イ) 水力發電費	一九、〇〇〇 <small>千圓</small>
(ロ) 火力發電費	三五、五〇〇
内譯 燃料費	二八、〇〇〇
ソノ他	七、五〇〇
(ハ) 送電費	六、〇〇〇
(ニ) 變電費	二、五〇〇
(ホ) 總經理費	一〇、〇〇〇
合 計	六三、〇〇〇

十月二十日電力國家管理要綱が閣議の決定を見るや、翌二十一日及び翌々二十二日の兩日に亘つて、遞信大臣官邸に貴衆兩院議員懇談會を開き、政府は該案に關する諒解を求めた。當日、賴母木遞信大臣は左の如く挨拶した。

本日は御多用のところ皆様の御來駕を煩はしまして恐縮に存じます。

昨日閣議決定を見ましたる電力統制強化の方策たる國家管理案につきまして御説明申上げ、皆様と親しく御懇談の機會を得ましたることは私の最も光榮と存する所であります。

申上ぐる迄もなく電力は單に照明用として、國民の日常生活に必要なものであるばかりではなく、凡ゆる産業の原動力として、將又國防上も缺くべからざる新興諸化學工業の原料的要素といたしまして必須な

のであります。更に農村に對しまして電氣の利用を進め、その普及を圖りますことは、農村振興の有力なる方策となるのであります。電氣事業の擔ふ國家的使命と公益的職能とは、實に重且つ大なるものがあるのであります。随つて電力を國家的見地から統制してその使命を完うせしむることは、産業の振興、國民生活の安定を圖る上から見ましても、將又國防上の見地より致しまして、刻下内外の情勢に鑑み經世の要務であると信するのであります。

電力統制の要訣は、良質にして低廉なる電力を、社會各方面の要求に應じて普く豊富に供給することを確保するにありませう。而してこのことを徹底しますためには、電氣そのもの、特質並びに電氣事業經濟の特徵より致しまして、更に我が國の如く主として發電の源を天然の國家資源たる水力に仰いでゐる所では、特にこれを國の管理に移し、國家的に統一綜合したる計畫の下に運営を爲すことが肝要であり、且つ最も有効であるのであります。若し現状の如き個々分立の營利經營に任せて置きますと、我が國の水力資源は最早や幾何もなく涸渇するに至る運命にさへあるのであります。

今國營に依り期待すべき二、三の事項について御説明申上げますれば

一、水力資源の開發に際し、全國的關係を基礎と致しますから、一滴の水も無駄に失はぬやう有効に河川の流れを利用することが出來ます。この事は、植林や雨水の貯溜等國家的大計畫に依る水源の涵養と相俟つて、水力の利用を増大致します。又國營でありますため他種の利水及び治水事業との間の摩擦を容易に調整し得るのであります。又

二、各發電所を連絡し、送電設備も無駄を省き、かれこれ相俟つて電力原價の低下を期待し得るのであります。

三、更に國營に依りまして産業政策、社會政策を加味しましたる料金制を採用實施致しまして、農村の電氣利用を改善し、國際貿易上又は國民經濟上特に必要とする産業を助成致します。また軍需諸工業の發達を圖ることも容易となりまして、國防上の要求をも充足致します。

四、なほ出來得る限り動力を電氣に代へまして石炭、石油等の燃料資源を節約致し、更に一朝有事の場合に最も有効且つ敏速なる動力資源の動員を可能ならしむるやう送電聯絡の完備を圖るのであります。併し乍ら、電氣事業は今日民營を主として居りますので、右の如き國營を遂行致しますには、國家財政に及ぼす影響、特に既存事業への打撃を最小限に止めることが必要であると考へます。随つてこの點につき十分の考慮を拂ひましたる結果、設備を國の所有に移さずとも、事業の經營を國家の手に收めますれば、目的は十分に達し得るといふ考に到達したのであります。且つその經營を國家に收めまする範圍も、電氣事業を發電及び送電の部門と配電部門とに分ち、國營の範圍を、單一意思に依つて計畫し、統一することに依つて、最も顯著に技術的、經濟的諸利益を擧げることの出來まする發電及び送電の部門に止めることに致さうとするのであります。

また國營に必要な發電設備は、新に特殊の株式會社を設立致しまして、これをして政府の用に充てるやう提供せしむることとし、政府はこれに對して、合理的な使用料を支拂ふことに致すのであります。

たゞいま現に存在して居ります發電設備の中電力の國營計畫に必要な分は、この特殊會社に出資せしむること、致しますが、その出資設備に對する價格の決定につきましては、各方面の權威者を聚めて電力設備評價委員會を設け、特に入念に、適正且つ遺漏なき評價を爲さしむる様考へて居ります。

殊に國營として供給致しまする電力の料金には、先に申上げました如く國家的要求に立脚せる社會政策、

産業政策を加味しますると同時に、設備及び運營の合理化に依りまして全般的に料金の均衡、低減を圖り、以つて國民生活の安定、産業の振興に貢獻することが出來るものと考慮致して居ります。

かくの如く國營に必要な設備を所有し、建設してこれを政府の用に供することをその事業とする設備會社を新設致しますのは、國家財政に及ぼす影響を考慮したためであることは勿論であります。更にこれに依つて民間の資本を活用し、設備の擴張とかまたはその改良計畫を容易且つ敏活に遂行せしめんことを期して居るのであります。

なほ、國營の範圍を發電及び送電に限りまする趣旨は、配電部門はその業務が商的要素を多分に含んで居り、統一經營に移す効果が割合に大きくないと考へましたこと及び既存事業に對し與ふる變化をなるべく少なくしたいといふにあるのであります。一面直接大多數の需用家に接觸致しまするはこの配電業務でありますから、從來以上に事業上の監督を嚴重に致しまして、國營に依る電力の卸賣政策と相俟ち、家庭及び農村の電化、電氣化學工業その他社會政策上、産業政策上十分の効果を發揮すべき電力政策を實現する考へてあります。

これを要しまするに、目下成案を得るに努めて居ります電力の統制強化策は、電力を國家の管理に移し而も發電及び送電につきましては、設備は民有に、經營は國家これに當るものでありまして、抜本的の最有効なる方策と信ずるのであります。

而してこれがために來るべき通常議會には、電力國家管理法、特殊會社法、特別會計法の制定並びに現行電氣事業法に配電業務監督を主としたる改正を爲す、等の諸法案の御協賛を得たいと存じまして、目下鋭意準備に努めて居る次第であります。

何卒特別の御援助を賜はりたく御願ひ申上げます。

第七節 第七十議會に法案提出

逓信省當局は右電力國家管理要綱を骨子として、その具體的内容をなす電力國家管理法案、日本電力設備株式會社法案、電力特別會計法案、社債處理に關する法律案、電氣事業法中改正法律案の整備を爲し、越えて昭和十二年一月十七日、頼母木逓信大臣は電力管理法案外關係法律案の第七十回帝國議會提出につき閣議稟請の手續を執り、同時に大藏大臣より電力特別會計法案の議會提出につき閣議稟請の手續をなした。

而して議會に於ける反對機運も相當大なるに省み、審議未了を策する議事引延ばしを警戒するためにも、議會劈頭に提案の要ありと爲し、逓信省、法制局の當局は勿論、大藏、商工、内務、農林等關係各省官皆早朝より深夜、時として徹宵また數回に及ぶ大勉強の結果、同十九日これらの法律案は衆議院に提出の手續完了し、二十一日休會明け議會再開前に間に合はすことが出來た。
法案全文左の如し。

電力管理法案

電力管理法

第一條 發電及送電ハ政府之ヲ管掌ス但シ自己ノ専用ニ供シ又ハ一地方ノ需用ニ供スル電氣ノ發電及送電ニシテ勅令ニ別段ノ定アルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 政府ノ供給スル電力ノ料金共ノ他供給條件ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

政府ハ其ノ供給シタル電力ノ料金ニ付供給ヲ受ケタル者ガ電力ヲ處分シテ取得シタル債權ノ上ニ質權ヲ有ス

第三條 發電及送電ノ豫定計畫、電力料金共ノ他發電及送電ニ關スル重要事項ニ付政府ノ諮問ニ應ズル爲電力審議會ヲ置ク

電力審議會ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 政府ノ管掌スル發電又ハ送電ノ爲使用スル工作物ヲ損壞シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ其ノ發電又ハ送電ヲ妨害シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

附 則

本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一條ノ規定施行ノ際現ニ發電及送電ヲ爲スコトヲ得ル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當分ノ内仍從前ノ例ニ依リ發電及送電ヲ爲スコトヲ得

電力管理法案理由書

電氣ノ價格ヲ低廉ニシ其ノ量ヲ豊富ニシ之ガ普及ヲ圓滑ナラシムル爲天然資源タル水力ノ完全ナル利用ヲ爲スノ必要アルヲ以テ發電及送電ノ事業ハ之ヲ國家ノ管掌ニ歸セシムルコト現下内外ノ狀勢ニ鑑ミ極メテ緊要ナリトス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

日本電力設備株式會社法案

日本電力設備株式會社法

第一章 總 則

第一條 日本電力設備株式會社ハ電力設備及其ノ附屬設備ヲ爲シ之ヲ政府ノ管掌スル發電及送電ノ用ニ供スル

コトヲ目的トスル株式會社トス

日本電力設備株式會社ハ主務大臣ノ命令ニ依リ又ハ其ノ認可ヲ受ケ前項ニ定ムルモノノ外附帶業務ヲ營ムコトヲ得

第二條 日本電力設備株式會社ノ存立期間ハ設立登記ノ日ヨリ五十年トス但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ得

第三條 日本電力設備株式會社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上、資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人若ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限リ之ヲ所有スルコトヲ得

第二章 出 資

第四條 政府ハ其ノ發電及送電ノ爲必要アリト認ムル電力設備及其ノ附屬設備（共ニ工事中ノモノヲ含ム以下同ジ）ヲ本章ノ規定ニ依リ日本電力設備株式會社ニ對シ出資セシムルコトヲ得

第五條 政府ハ其ノ發電及送電ノ爲必要アリト認ムル電力設備及其ノ附屬設備ヲ日本電力設備株式會社ニ出資セシメントスルトキハ出資セシムベキ設備及出資ノ期日ヲ公告スベシ

前項ノ場合ニ於テハ政府ハ日本電力設備株式會社及當該設備ノ所有者ニ其ノ旨ヲ通知スベシ

第六條 前條第二項ノ通知ノ後出資ノ目的タル設備ノ所有者當該設備ノ現狀ヲ變更セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第七條 第五條第三項ノ通知ノ後ハ出資ノ目的タル設備ノ所有者ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ當該設備ヲ讓渡シ又ハ當該設備ヲ新ニ所有權以外ノ權利ノ目的ト爲スコトヲ得ズ

第八條 政府ハ日本電力設備株式會社ニ對シ國有ノ電力設備及其ノ附屬設備ヲ出資スルコトヲ得

第九條 出資ノ目的タル設備ノ價格ハ電氣事業評價委員會ノ議ヲ經テ政府之ヲ決定ス

第十條 出資ノ目的タル設備ノ價格ハ左ノ各號ノ金額ノ和ノ二分ノ一ニ相當スル金額ニ依リ之ヲ算定ス

- 一、當該設備ノ建設費ヨリ減損額ヲ控除シタル金額
- 二、當該設備ニ依リ電力供給ヲ爲ス場合ニ於ケル収入額ヨリ營業費ヲ控除シタル一年間ノ益金ヲ一定ノ利率ヲ以テ除シタル金額

前項ノ建設費、減損額、収入額、營業費及一定利率ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

單獨ニテ出資ノ目的ト爲ス豫備用發電設備其ノ他第一項ノ規定ニ依ルヲ不適當トスルモノニ付テハ同項第一號ノ金額ヲ基礎トシ當該設備ノ利用價值ヲ斟酌シテ其ノ價格ヲ算定ス

第十一條 出資ノ目的タル設備ノ價格ヲ決定スル爲必要アルトキハ政府ハ當該設備ニ關シ所有者ヲシテ報告ヲ爲サシメ又ハ之ヲ調査スルコトヲ得

第十二條 日本電力設備株式會社ハ出資ノ目的タル設備ノ所有者ニ對シ第九條及第十條ノ規定ニ依リ決定シタル價格ニ相當スル株式金額ノ全額拂込済株式ヲ割當ツベシ但シ當該株式一株ノ金額ニ滿タザル部分ニ對シテハ金錢ヲ以テ支拂フベシ

出資ノ目的タル設備ニ變更アリテ其ノ變更部分ニ付株式割當ノ日迄ニ價格ノ決定ヲ爲シ得ザリシトキハ當該部分ニ對シテハ金錢ヲ以テ決済スルコトヲ得株式割當後變更ヲ生ジタル部分ニ付又同ジ

第十三條 出資ノ目的タル設備ハ日本電力設備株式會社ノ成立又ハ増資ノ日ニ於テ日本電力設備株式會社ニ出資セラレタルモノト看做ス

出資ノ目的タル電力設備及其ノ附屬設備ニ關スル河川、湖又ハ沼ノ水ノ使用ノ許可ハ出資セラレタル日ニ於テ其ノ効力ヲ失フ

第十四條 第九條及第十條ノ規定ニ依リ決定シタル出資ノ目的タル設備ノ價格ニ付不服アル出資者ハ決定ノ通知アリタル日ヨリ一月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第九條及第十條ノ規定ニ依リ決定シタル價格ガ通常裁判所ノ認定シタル價格ニ違セザルトキハ其ノ差額ハ日本電力設備株式會社ノ成立又ハ増資ノ日以後ニ於テ金錢ヲ以テ之ヲ支拂フベシ

第十五條 電力設備及其ノ附屬設備ヲ出資シタルニ因リ殘存電氣事業ヲ繼續スルコト能ハザルニ至リタルトキハ出資者ハ日本電力設備株式會社ニ對シ當該事業設備ノ買收ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル買收價格、買收範圍其ノ他買收ノ條件ハ當事者間ノ協議ニ依ル協議調ハザルトキハ主務大臣之ヲ裁定ス但シ買收價格ノ裁定ニ付テハ電氣事業評價委員會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス

前項ノ裁定中買收價格ニ付不服アル者ハ裁定ノ通知アリタル日ヨリ三月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十六條 電氣事業評價委員會ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條 電力設備及其ノ附屬設備ヲ出資シタル者ハ日本電力設備株式會社ニ對シ出資ノ日ヨリ三年間ヲ限り其ノ出資ニ對シ與ヘラレタル様式ヲ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ額面金額ヲ以テ買入ルルコトヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ日本電力設備株式會社ハ一時其ノ株式ヲ取得スルコトヲ得

第一項ノ買入代價ニ付テハ日本電力設備株式會社ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ發行スル社債券ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得

第十八條 第四條ノ規定ニ基キ日本電力設備株式會社ニ出資セラレタル電力設備及其ノ附屬設備ニ付當該設備ノ所有者ガ有シタル河川、湖若ハ沼ノ敷地ニ於ケル工作物ノ新築、改築若ハ除却又ハ其ノ敷地ノ占用ニ關スル權利義務並ニ道路其ノ他土地ノ占用又ハ使用ニ關スル權利義務ハ命令ノ定ムル所ニ依リ日本電力設備株式會社之ヲ承繼ス

第十九條 第十三條第一項及前條ノ場合ニ於ケル登記ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三章 役員

第二十條 日本電力設備株式會社ニ總裁、副總裁各一人、理事五人以上及監事三人以上ヲ置ク

第二十一條 總裁ハ日本電力設備株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副總裁ハ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

副總裁及理事ハ總裁ヲ補佐シ定款ノ定ムル所ニ從ヒ日本電力設備株式會社ノ業務ヲ分掌シ又ハ之ニ參與ス

監事ハ日本電力設備株式會社ノ業務ヲ監査ス

第二十二條 總裁及副總裁ハ勅令ヲ經テ政府之ヲ命ジ其ノ任期ヲ五年トス

理事ハ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命ジ其ノ任期ヲ四年トス

監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ三年トス

第二十三條 總裁、副總裁及日本電力設備株式會社ノ業務ヲ分掌スル理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四章 使用料

第二十四條 政府ハ日本電力設備株式會社ノ電力設備及其ノ附屬設備ノ使用ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ日本

電力設備株式會社ニ使用料ヲ交付ス

第五章 特 權

第二十五條 日本電力設備株式會社ハ株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第二十六條 日本電力設備株式會社ハ商法ニ規定スル制限ヲ越エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ二倍ヲ越ユルコトヲ得ズ

第二十七條 日本電力設備株式會社左ノ事項ニ付登記ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ登録税ノ額ハ左ノ額トス但シ登録税法ニ依リ算出シタル登録税ノ額ガ左ノ額ヨリ少キトキハ其ノ額ニ依ル

一、設立及第四條又ハ第八條ニ規定スル出資ニ因ル資本増加

拂込金額又ハ増資拂込株金額ノ千分ノ一

二、第四條、第八條又ハ第十五條ニ規定スル出資又ハ買収ニ基ク不動産ニ關スル權利ノ取得

不動産ノ價格ノ千分ノ二

北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ日本電力設備株式會社ニ對シ前項ニ規定スル不動産ニ關スル權利ノ取得ニ關シ地方税ヲ課スルコトヲ得ズ

第二十八條 日本電力設備株式會社ニハ初營業年度及爾後十年間ヲ限り所得税及營業收益税ヲ免除ス但シ地方税ノ賦課ニ付テハ之ヲ免除セザルモノト看做ス

前項但書ノ規定ニ依リ所得税又ハ營業收益税ガ免除セラレザルモノト看做サル場合ニ於ケル地方税ノ賦課ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十九條 日本電力設備株式會社ノ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年

百分ノ四ノ割合ニ達セザルトキハ政府ハ初營業年度及爾後十年間ヲ限り之ニ達セシムベキ金額ヲ補給スベシ但シ其ノ額ハ每營業年度ニ於テ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルコトヲ得ズ

每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ前項ノ規定ニ依ル補給金ノ償還ニ充ツベシ

日本電力設備株式會社ハ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額(前項ノ規定ニ依ル償還金額ヲ含マズ)ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ノ二分ノ一以上ヲ配當準備ノ爲別ニ積立ツベシ

前項ノ規定ニ依ル積立金ハ後營業年度ニ於ケル第一項ノ規定ニ依ル補給金ノ計算ニ付テハ之ヲ配當シ得ベキ利益金ト看做ス

第三十條 電氣事業法第六條乃至第十四條ノ規定ハ日本電力設備株式會社ニ付之ヲ準用ス

第六章 監督及義務

第三十一條 政府ハ日本電力設備株式會社ノ業務ヲ監督ス

第三十二條 定款ノ變更、利益金ノ處分、社債ノ募集、合併及解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第三十三條 日本電力設備株式會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ電力設備若ハ其ノ附屬設備ヲ讓渡シ又ハ當該設備ヲ所有權以外ノ權利ノ目的ト爲スコトヲ得ズ

第三十四條 主務大臣ハ日本電力設備株式會社ノ業務及財産ノ狀況ニ關シ検査ヲ爲シ報告ヲ爲サシメ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十五條 主務大臣ハ日本電力設備株式會社監理官ヲ置キ日本電力設備株式會社ノ業務ヲ監視セシム

第三十六條 日本電力設備株式會社監理官ハ何時ニテモ日本電力設備株式會社ノ金庫、帳簿及諸般ノ文書物件ヲ検査スルコトヲ得

日本電力設備株式會社監理官ハ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ日本電力設備株式會社ニ命ジ業務ニ關スル諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

日本電力設備株式會社監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第三十七條 主務大臣ハ日本電力設備株式會社ニ對シ電力設備及其ノ附屬設備ノ建設又ハ變更ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ命令ヲ爲ス場合ニ於テ發電ノ爲ニスル河川、湖若ハ沼ノ使用ニ關スル許可又ハ電力設備ノ施設ニ關スル許可若ハ認可ヲ受ケ未ダ工事ニ着手セザルモノアルトキハ當該許可又ハ認可ヲ爲シタル行政官廳ニ於テ之ガ取消ヲ爲スモノトス

日本電力設備株式會社ハ前項ノ取消ヲ受ケタル者ニ對シ調査又ハ測量其ノ他工事準備ノ爲支出シタル通常ノ費用ヲ補償スベシ

第十五條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ補償金額ニ付之ヲ準用ス

第三十八條 日本電力設備株式會社ガ前條第一項ノ規定ニ依リテ主務大臣ノ命ジタル設備ノ建設又ハ變更ヲ爲スコトヲ怠リタルトキハ第二十四條ノ規定ニ依ル使用料ノ一部ヲ交付セザルコトヲ得

第三十九條 主務大臣ハ日本電力設備株式會社ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解任スルコトヲ得

第七章 罰 則

第四十條 日本電力設備株式會社左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ總裁又ハ總裁ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副總裁ヲ五千圓以下ノ過料ニ處ス副總裁又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副總裁又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦

同ジ

一、本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ許可又ハ認可ヲ受ケベキ場合ニ於テ其ノ許可又ハ認可ヲ受ケザルトキ

二、主務大臣ノ命令ニ違反シタルトキ

三、第三十四條ノ規定ニ違反シ虛偽ノ報告ヲ爲シタルトキ

第四十一條 日本電力設備株式會社ノ總裁、副總裁又ハ理事第二十三條ノ規定ニ違反シ他ノ職務又ハ商業ニ從事シタルトキハ千圓以下ノ過料ニ處ス

第四十二條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ付之ヲ準用ス

第四十三條 出資ノ目的タル設備ノ所有者第六條ノ規定ニ違反シ主務大臣ノ認可ヲ受ケズシテ電力設備又ハ其ノ附屬設備ノ現状ヲ變更シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十四條 出資ノ目的タル設備ノ所有者正當ノ事由ナクシテ第十一條ノ規定ニ依ル調査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ報告ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタルトキハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十五條 出資ノ目的タル設備ノ所有者ハ其ノ代理人、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第四十六條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ出資ノ目的タル設備ノ所有者ニ適用スベキ罰則ハ當該所
有者法人ナルトキハ取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定
代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

第四十七條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十八條 政府ハ設立委員ヲ命ジ日本電力設備株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第四十九條 第五條第二項及第十二條ノ規定中日本電力設備株式會社トアルハ會社設立ノ場合ニ於テハ設立委
員トス

第五十條 第十四條ニ規定スル訴ハ日本電力設備株式會社ノ成立前ニ於テハ設立委員ヲ相手方トシテ之ヲ提起
スルコトヲ得

第五十一條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ株式總數ヨリ金錢以外ノ財産ヲ目的トスル出資ニ對シテ制當ツベキ株
式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ

第五十二條 株式申込證ニハ定款認可ノ年月日並ニ商法第二百二十六條第二項第二號、第四號及第五號ニ規定ス
ル事項ヲ記載スベシ

第五十三條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ主務大臣ニ提出シ其ノ検査ヲ受クベシ

設立委員ハ前項ノ検査ヲ受ケタル後遲滞ナク第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ

第五十四條 前條ノ拂込アリタル後設立委員ハ遲滞ナク創立總會ヲ招集スベシ

第五十五條 創立總會ノ決議ハ出席シタル株式引受人ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

第五十六條 創立總會ニ於テハ第二十二條ノ規定ニ準ジ理事候補者ノ選舉及監事ノ選任ヲ行フベシ

第五十七條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ日本電力設備株式會社總裁ニ引渡スベシ

日本電力設備株式會社法案理由書

政府ハ發電及送電ヲ管掌スルコトトスルモ國家財政ノ現状ニ鑑ミ所要ノ設備ノ建設維持等ハ之ヲ民間出資ノ特
設株式會社ヲシテ取扱ハシメントス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

電力管理ニ伴フ社債處理ニ關スル法律案

第一條 工場財團ニ屬スルモノハ日本電力設備株式會社法第十三條第一項及第十八條ノ規定ニ依リ日本電力設
備株式會社ニ移轉シタル後ト雖モ仍其工場財團ニ屬スルモノトス

前項ノ場合ニ於ケル登記ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 日本電力設備株式會社法第四條ノ規定ニ基キ工場財團ニ屬スル電力設備及其ノ附屬設備ヲ出資シタル
者ハ第四條第一項ノ規定ニ依リ支拂義務ノ承繼アリタル場合ヲ除ク外日本電力設備株式會社ガ抵當權實行
ニ因リ受クルコトアルベキ損失ノ補償ニ充ツル爲勅令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ擔保ヲ供託スベシ

日本電力設備株式會社ハ前項ノ供託物ノ上ニ質權ヲ有ス

第三條 前條第一項ノ出資者ガ出資設備ヲ擔保トスル社債ノ元金又ハ利息ノ支拂ヲ怠リタル場合ニ於テハ日本
電力設備株式會社ハ其ノ出資者ニ代リ當該社債ノ元金又ハ利息ノ支拂ヲ爲スコトヲ得

日本電力設備株式會社前項ノ規定ニ依リ社債ノ元金又ハ利息ノ支拂ヲ爲シタルトキハ當該出資者ニ支拂フベ
キ株式配當金又ハ社債ノ償還金若ハ利息ヲ以テ其ノ元金若ハ利息ノ支拂額及避クルコトヲ得ザリシ費用ノ償

還ニ充當スルコトヲ得

第四條 政府ハ電力設備及其ノ附屬設備ノ大部分ヲ出資シタル第二條第一項ノ出資者ニ當該設備ヲ擔保トスル社債ヲ負擔セシメ置クコトヲ適當ナラズト認メタルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ日本電力設備株式會社ヲシテ當該社債ノ元利支拂義務ヲ承繼セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ社債ノ元利支拂義務ヲ承繼セシメントスルトキハ政府ハ當該社債ノ種類及名稱並ニ承繼ノ期日ヲ公告スベシ此ノ場合ニ於テハ政府ハ日本電力設備株式會社及前項ノ出資者ニ其ノ旨ヲ通知スベシ前項ノ承繼期日ガ日本電力設備株式會社ノ成立又ハ増資ノ日ナルトキハ當該出資者ニ對シ日本電力設備株式會社法第十二條第一項ノ規定ニ依リテ爲ス株式ノ割當ハ出資設備ノ價格ヨリ社債ノ承繼價格ヲ控除シタル金額ニ依ル

第五條 日本電力設備株式會社ハ日本電力設備株式會社法第四條ノ規定ニ基キ出資セラレタル電力設備及其ノ附屬設備ヲ擔保トスル社債ニ關シ原契約上課セラレタル特別ノ負擔又ハ制限ヲ承繼スルコトナシ

第六條 日本電力設備株式會社法第四條ノ規定ニ基キ電力設備及其ノ附屬設備ヲ出資シタル者ハ其ノ社債ニ關スル契約ニ拘ラズ電力管理法、日本電力設備株式會社法又ハ本法ニ依ル資産ニ關シテノ變動ヲ理由トシテ其ノ社債ノ元利支拂ニ付期限ノ利益ヲ失フコトナシ

前項ノ規定ハ日本電力設備株式會社ガ第四條第一項ノ規定ニ依リ支拂義務ヲ承繼シタル場合ニ同會社ニ付之ヲ準用ス

第七條 第四條第一項ノ規定ニ依リ支拂義務ヲ承繼アリタル場合ヲ除キ政府ハ第五條ノ社債ノ元利支拂ニ付日本電力設備株式會社ヲシテ保證ヲ爲サシムルコトヲ得

政府ハ第四條第一項ノ規定ニ依リ日本電力設備株式會社ガ支拂義務ヲ承繼シタル社債ノ元利支拂ニ付保證ヲ爲スコトヲ得前項ノ保證債務ニ付亦同ジ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

電力管理ニ伴フ社債處理ニ關スル法律案理由書

電氣事業ハ其ノ性質上長期資金ヲ必要トシ主要事業者ハ概ネ其ノ電力設備ヲ擔保トスル社債ヲ負擔シ居ル處今次ノ電力管理ノ實施ハ之等社債ニ關シ擔保財産ノ移轉ヲ伴フヲ以テ社債權者保護ニ缺タル所ナカラシムル要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

電氣事業法中改正法律案

電氣事業法中左ノ通改正ス

第二十三條第二項中「業務並ニ」ノ下ニ「利益金ノ處分、減價償却其ノ他」ヲ、「改善」ノ下ニ「供給ノ擴充」ヲ加フ

第二十四條第一項中「電氣ノ流用」ノ下ニ「若ハ託送」ヲ加フ

第二十六條ノ二 主務大臣ハ公益上必要アリト認ムル場合ニ於テハ電氣ノ普及、料金ノ均衡其ノ他供給業務ノ改善ヲ圖ル爲第一條第一號又ハ第三號ノ電氣事業者ニ對シ電氣事業ノ全部又ハ一部ノ讓渡ヲ命ズルコトヲ得

第二十九條第四項及第五項ノ規定ハ前項ノ命令ニ依ル讓渡ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第二十七條第三號ヲ第四號トシ第四號ヲ第五號トシ同條第二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

三、電力設備ガ日本電力設備株式會社法第四條ニ規定スル出資ニ因リ日本電力設備株式會社ノ所有ニ歸シタルトキ

第三十二條第一項中「第二十四條第一項」ノ下ニ「第二十六條ノ二」ヲ加フ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

電氣事業法中改正法律案理由書

發電及送電ヲ政府ニ於テ管掌スルニ伴ヒ電氣事業法中改正ヲ要スルモノアリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

電力特別會計法案

電力特別會計法

第一條 發電及送電事業（附帶事業ヲ含ム）ヲ經營スル爲特別會計ヲ設置シ其ノ歲入ヲ以テ其ノ歲出ニ充ツ

電氣ニ關スル事業ノ監督及通信事業ニ屬セザル電氣試驗ニ關スル歲入歲出ハ本會計ノ所屬トス

第二條 本會計ニ於テハ電力料、電氣試驗手数料、利子收入、配當收入其ノ他附屬雜收入ヲ以テ其ノ歲入トシ

日本電力設備株式會社交付金、事業取扱費、監督費、電氣試驗費、營繕費、一時借入金ノ利子其ノ他附屬諸費ヲ以テ其ノ歲出トス

第三條 本會計ニ於ケル歲入總額ノ歲出總額ヲ超過スル金額ハ之ヲ積立ツベシ

本會計ノ歲計ニ不足アルトキハ積立金ヨリ之ヲ補足スベシ

第四條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ不足アルトキハ本會計ノ負擔ニ於テ一時借入ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル一時借入金ハ當該年度内ニ之ヲ償還スベシ

第五條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ餘裕アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ預入ルベシ

第六條 本會計ノ積立金ハ國債若ハ日本電力設備株式會社ノ株式ヲ以テ保有シ又ハ大藏省預金部ニ預入ルルコトヲ得

第七條 政府ハ毎年本會計ノ歲入歲出豫算ヲ調製シ歲入歲出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スベシ

第八條 本會計ノ收入支出ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

電力特別會計ノ設置ニ付他ノ會計ニ關涉シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

電力特別會計法案理由書

電力管理法ニ基キ經營スル發電及送電事業ニ關スル歲入歲出ハ之ヲ一般會計ト區別シ特別ノ會計ヲ立ツルノ必要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第八節 廣田內閣總辭職

昭和十二年一月二十一日の第七十休會明け議會は、第一日の議事日程の中に電力管理法外關係四法律案の第一讀會を開くべきことを決定してゐた。頼母木遞信大臣宿願の法案が漸く議會の論議に上らんとしたのであつた。然るに同日、開會劈頭に、國務大臣の施政方針演說に對する濱田代議士の質問に端を發して、政局は俄然異常の緊張を示し、議會は突如二十二日から二十三日迄二日間の停會を命ぜられた。

一月二十三日、廣田內閣は遂に總辭職した。同時に兩院は、更に二十四日より次の內閣成立迄休會の己むなき

に至つた。随つて電力關係法案も、たゞ濱田氏のなしたる國務大臣に對する質問演説の中に於いて左の如く言及されたに過ぎなかつた。

電力國營案の如き遞信省その他の方面は熱心なる實行を主張して居らるゝ、國家のために誠意ある自信と云ふものには、吾々謹んでこれに敬意を表する、併しながらこの問題にはこれを法制問題とすれば、憲法關係の所有權侵害に關する、これこそ憲法上の疑問がある、これこそ本當の疑問がある、殊に低廉豊富の電力を全國民に供給して、國家の産業の推進力としてこれ以上の名案がないといふことが、陸軍省邊りの政治の推進力の身上であられる、併し陸軍などの電氣の計算だの、調査だのといふものは、必ずしも専門的におやりになつたものと、外廓からは左様な十分な信用は出来ない、これは想像するところ、内閣調査局の吏僚が調べた案を基礎とせらるゝか、又軍部内に於いて多少經濟産業に御通曉になつて居らるゝ一部の職員の見解が基礎となつて居るかと思ふ程度のもので、専門の經濟家にあらず、産業家にあらずる軍部が、この遞信案を極力支持するの意思を國民の前に表明せらるゝといふものは、何であるかと云ふと、内容よりは産業の統制といふこと、所謂獨裁政治に根幹を置くところの「ファシズム」の産業思想、産業統制が必要であるといふ概念に、その基礎を置くものであらうと思ふ、若し寺内陸相にして電力國營を支持せずんば、日本の工業の革新、躍進を行ふことが出来ないと思ふ御決意になつて居りますならば——私は遞信省の人には屢々聴きましたが、寺内陸相など軍部方面から、詳細なる内容について御説明を承る機會を得なかつたのであります。希くば左様の自信のある電力國營案そのもの、概念だけでも宜しい、併しこれをやらなければ國內重工業、その他のもの、統制がつかないのだから、産業政策一新のためには、これに行かなければならぬといふ程度の答辯であるならば、承る必要はありません。(昭和十二年一月二十二日官報號外)

第九節 頼母木案と輿論

廣田内閣が一度電力統制の決意を公表するや、賛否兩論沸騰し、所謂電力論争を捲き起した。いま當時の朝野各方面に應酬されたこれらの論争を整理して見ると大體左の如くである。

賛 成 論

- 一、電氣は空氣、水、光線等と同じくこれを營利事業の對象とすべきでないとの根本理論より出發して、更に我が國現下内外の情勢はこれを國營に移して強力なる統制管理の下に置き、平時に於いては國民生活の安定と、一朝有事の際は國防並びにこれに必要な國家産業の需要に充當すべきである。
- 二、随つて現在我が國の電氣事業が發達の見込あり乃至は採算十分なり等の點は國營を不必要とする理由にならぬ。
- 三、國營に依る大規模なる發送電計畫の遂行は、水利の合理的開發並びに利用、廣範圍に渉る需給調節等に依つてそのコストを低下することは必定で、随つてまた電氣料金の低下を齎し得ることは明白である。
- 四、農村振興、特殊工業助成等の重要政策遂行のためには國家的統制に依る業態別社會政策、産業政策的電力供給を行はねばならぬ。
- 五、國營案に於ける法律論、外債處理等の方法論については、現在の實狀からすれば電力管理案を以て最善のものとする。

反 對 論

- 一、電氣はその發生に巨大なる資本を要するもので、これを空氣、水、光線等と同等視することは不可であ

り、また國策として國家社會主義的統制管理を採るべきか、自由主義的經濟政策を採るべきかは議論の岐れるところであるが、假りに前者を可とするも、電氣事業のみを國營にして他の産業を放置することは跛行的たるの非難を免れない。

二、事業の採算を問題とせぬといふが、事業の採算がとれるといふのは合理的に經營されてゐる證據で、國營となつても、その運営が合理的に行はなければ、國民の負擔は寧ろ過重となる。

三、國營に依る經營組織の改革は、現行電氣事業法の改正乃至は運用に依つて實現し得る性質のもので、現在の經營組織に本質的な不合理が存するのではない。

四、農村振興、特殊工業助成等は單に電力の供給のみに依つて具現し得るものでなく、それらに必要な他の政策を考慮せずして電力問題だけで十分なりとなすは認識不足である。

五、國營案の方法については實情に適應せざる無理がある。

當時の反對論の代表的なものは、昭和十一年七月二十二日日本電力株式會社に於いて爲された同會社々長池尾芳藏氏（電氣協會々長を兼ねぬ）の所論であつた。内容左の如し。

政府當局は日本の電力事業が如何にも行詰つてをり、これを打開する爲には國營案を實施することが緊要事の如く主張してゐるが、諸種の統計を見ても我が國の電力事業は世界無比の發展を遂げ、何等の行詰りを見せてをらず、またその料金も各國に比較して決して高いわけではなく、而も將來に於いては現在のまゝでも料金引下を行ひ得る見込は多分にある。過去に於いて電力界は高金利、金解禁に因る不況、再禁に因る外債負擔の重壓などに悩まされ、一昨年の下期から漸く順調に戻つて來たところで、料金引下はこれから愈々といふ問題で各社共目下その準備を整へてゐる時代である。一體どこに行詰りがあるのかといひたい。

農村の電氣料が問題だといふが、農村の電氣が高いのは、廣い配電區域に使用率の悪い電氣を供給しなければならぬためコストが高くなるので、元さへ安くすればこれが安くなると考へるのは素人考へである。勿論高いよりも安い方がいい。しかし電氣は衣食と異なる。これが安くなつたからといつて、農村の生活が安定するかどうか。またこのことだけのために多大の犠牲を拂つて國營にしなければならぬかどうか甚だ疑問である。農村工業化が叫ばれてゐる。しかし農村工業化が成功するのは原料、技術、販路の關係である。生産費の一割乃至一割五分しか占めない動力費を全部たゞにしたとしても、直ちに工業が興るかどうか。また國營にしたからといつて、直ちに農村に工業が興るかどうか甚だ疑問である。農村救済と農村工業化とは救済を主にし、又工業を主にして考ふべきであり、電力を主にして考ふべき問題ではない。

新興工業への電力料金が問題だといふ。しかし化學工業その他電力を主とする事業は、現に自家發電に依つて、或ひは特殊契約に依つて安い電氣を得てゐる。今度の國營案は、英國で行つてゐる送電線國有案と、米國で計畫されてゐる超送電設備案とに影響されてゐるらしいが、英國の送電線國有は、必要已むを得ざる事情があつてさうしたのであり、米國の超送電線案は東と西とで三時間餘の時差を持ち、各都市にそれら特殊の工業が発達してゐる國であればこそ、初めて有意義となる。日本では東と西といつても大した時差があるわけがなく、また各都市には何等の特徴があるわけではない。何を好んで不採算な送電線を設け、東京の電氣を大阪へ持つて來なければならぬのか。設備費だけでももつたない話である。

營利會社に任して置けば大規模な發電所や送電線が設けられないといふ。これも、營利會社であるからこそ、無益な經費を濫費するやうなことがないのだ。燃料たる石炭節約のため、營利會社で出來ない不利益な地點も、國營に依つて開發し得るといふ。しかし石炭をそれほどにしてまで節約しなければならぬ事情にあ

るわけでなく、また不利益な水利地帯を開発すれば、それだけ自家発電或は火力発電とのコストの開きが大きくなつて行詰つてしまふ。また河川使用の合理化と二重設備の廢除とをいふが、これは過去に於ける逓信省の方針の變遷に因るところで、假に不合理なものがあつたとしても、事業全體から見れば、無視していいほどのものである。また將來の合理化が民營では何故出来ないといふのか。國營でないとは合理化出来ないといふ理由がない。採算を無視した大規模の設備、不利益は、水利地帯の開発などをすれば、料金は高くなりこそすれ安くはならない。

或ひは若し國有にするならば、國債利率と配當利率の差だけ、また税金、公課の金額だけ安くすることが出来るかも知れないが、特殊會社に依る民有國營案ではこの利益もない。若し強ひて料金引下を理由づくべきものありとするならば、民間會社提供の設備評價切下だけである。しかしこれで料金引下の根據が正しいものだといひ得ない。一旦許可してその許可期限の到來しない水利権を取り上げること、民間會社の設備を強制的に提供せしめることなどは、法律上多大の疑義がある。これは憲法上認められた所有權確保の精神を侵したのではないか。なほ政府案の缺陷として外貨債の問題を軽く見過ぎてゐること、將來に對する資金の用意が十分でないことなどを指摘し得る。

これを要するに、國營案には幾多の無理がある。われ／＼が無理であるとするものを、政府當局は無理ではないとして押し通さうとするのだ。かうなると、これは最早電力問題ではなく、思想問題である。國家社會主義といふか、ファツシヨといふか、その名はどうでも、もし思想上の問題といふならば、我々一電氣事業者としてではなく、日本國民として、日本全體のためにもつと大きな見地から、この問題を検討する必要がある。(昭和十一年七月二十三日各新聞紙所載)

右に關し同二十五日前田逓信政務次官談の形式を以て左の如き反駁文が公表された。

前田次官談

池尾君の談は、協會長としての代表意見らしく爲されてゐるが、逓信省の研究中の國策に對し、社會に誤解を來たす虞れがあると思はれるから、その要點と目せられる點につき、反駁を加へて置くことが必要と思ふ。

一、池尾君は「政府は、日本の電氣事業は如何にも行詰つて居り、これを打開するには國營を実施することが緊急事の如く主張してゐる」と冒頭して、我が電力は世界無比の發展を遂げ、料金も高くなく、而も「將來に於いては現在の儘でも料金引下を行ひ得る見込は多分にある」と斷言してゐるが、その所謂「行詰り」とは如何なる意味であるか。池尾君が現狀を禮讚し、世界無比の發展を遂げてゐるところから見ると、儲かつてゐる、有利な事業で、決して現狀を打開して救済を必要としないものであるといふ意味であらう。果して然らばこれには異存がない。特に池尾君の社長たる日電の如きは、増配増資の出来る立派な會社である。併し誰も電氣會社の行詰りを救済する必要があるから國營が必要であるとは云つてゐないのであるから、問題は全く別である。國營の目的は、電氣が公益事業として、産業の基礎として、我が國最重要唯一の天然資源として、その經營が國家的に、全體主義的に行はねば、産業の振興は勿論、國民生活の安定も、國防の安固さへも保し難いからと云ふところにあるので、その實行を急ぐべきは、現下の我が國際情勢から見て、非常時局打開の重任を負ふ現内閣として當然とすべきである。電力國營の現象的目標は、更にその供給を低料にし、豊富にするにある。我等は、假りに現在の主要な會社を、今日の儘にたゞ國家的統一經營に移すだけで、相當料金を下げ得るとの計算を持つてゐるのであるが、池尾君は統一經營に移さずとも「料金を下げる見込は多分にある」と斷言されたのだから、然らばこれを統一經營に移せばこの上更に料金

の引下可能といふことを裏書したわけで、政府は國民と共に喜びに堪へないのである。

二、また池尾君は「農村電氣の高いのは、廣い配電區域に使用率の悪い電氣を供給せねばならぬためコストが高いからである。元値さへ安くすれば、これが安くなると考へるのは素人考へである」と言つてゐるが、現在農村電氣は、負荷率が悪く、随つてこの儘營利會社に委せて置いては、電氣の元値が下つても効果薄いことは池尾君のいふ通りであらうと思ふ。この事は、國營を必要とする理由にこそなれ、反對論にはならぬ。農村電化の如きこそ國營に依る全體主義的經營中に包含せしめねば、料金引下の目的は達し難いのである。即ち池尾君は、こゝに測らずも國營の必要を力説されたことになると思ふ。

三、又「生産費の一割五分しか占めない動力を無料にしたところで、農村に工業が興るか疑はしい」と云はれるが、池尾君は瑞典や瑞西の例を何と見らるゝか。石炭もなく鐵もない瑞西で色々の工業の發展を見てゐる事は、全く電力の豊富低廉が家庭の工業を興してゐる結果ではないか。電力は生産費の一割五分といふのは、何の生産を指すのか意味は不明であるが、現金を拂はねば買へないものであれば、一厘、一錢高くても、非常に苦痛とするのが農村の現状ではないか。池尾君は「電氣は衣食と異る、これが安くなつたとて農村の生活が安定するものか」と放言してゐるが、失禮ながら斯様な心掛けでは、需用者と共存共榮であるべき電氣會社が、大衆の恐府となることを覺悟せねばなるまい。農家では、衣も食も自給出来る餘地もあるが、電氣は現金を拂はねば止められてしまふ。池尾君は、農村には電氣は不用であるといはれるのであらうか。安い電氣は産業を産み育てるといふ。これを農村振興の根本義と考へるのである。効果を疑ふ前に、まづ安い電氣を農村に供給することに、池尾君の如き有力者の協力が望ましいものである。

四、「營利會社に任せては大規模の發電や送電線が設けられぬといふが、營利會社なればこそ無益な經費を濫

費せぬのだ」と得意がつて居られるが、君の所謂無益な經費とは、儲からぬ經費の意味であらう。電氣事業は公益事業である。儲からぬものも、公益上の必要からは設備を調へねばならぬ。池尾君の如く公益事業經營の資格なき事をかくも率直に告白されては、監督者として考へざるを得ないと共に、これではなほさら國營を急ぐ必要を痛感するばかりである。

五、「將來の合理化が民營では何故出来ぬか、國營でないと合理化が出来ぬ理由はない」といつてゐる點は、説明を加へて置く必要がある。河川の使用や送電線の建設を、國家的に集大成して、全體主義的にやるのと、個別的會社經營でやるのと、孰れが合理的に行くかといふことは、池尾君に分らぬ筈はないと思はるゝに拘はらず、殊更に「これは料金が高くこそなれ安くならぬ」と斷言してゐるに至つては、たゞ呆れるの外はない。要するに、料金が安くなるのは、國營といふ形態自體から来る要素と、これに依る全體主義的經營の結果であつて、池尾君のいふ如き「國債利率、配當利率の差、税金公課」等の細かい所にあるのではない事を明らかにして置く。

六、最後に池尾君は、國家社會主義とかファシズムとか穩かならぬ言葉を政府に冠ぶせて「電力問題でなく思想問題である」として「一電氣事業者としてなく、日本國民として日本全體のためこの問題を検討する必要がある」と、全く電氣國營を策する遞信省を日本國民の外に置く様な言ひ方をしてゐるが、何を種に斯様な言ひ掛りをするのかと見て行くと「設備評價の切下げ、水利権の取上げ、會社設備の強制提供」が、憲法上保證せらるゝ所有權を侵すもので、これを敢へて行はんとする遞信省は社會主義者であり、ファシストであるといふにある様である。池尾君から、電氣の事は別として、憲法論を伺ふことは御免蒙りたいが、營利會社としては、右の様な諸點が一番の關心事であり、これ等の事から己れを守るためには、人に惡名を着せ

ることは、たとへそれが監督官廳であらうと厭はぬといふ算盤から出た興奮であると思へば、不都合をなじる前にまづ氣の毒にさへ思ふ。

設備評價の切下は、不當な水膨れのもの、外はない。誠實な事業者は、寧ろ帳簿價格よりも高く評價される場合があるであらう事、水利も使用上正當に費した経費は補償される、たゞ水は元來國有で、公益上の必要ある時は、これを回收することは最初からの條件である、また會社設備の提供も、適當に補償すれば公益上の必要ある場合實行される事は、現在の法制にも例は多い。強制買収は現行電気事業法中にもある事である。同一の法律關係であつても、時と場合に依つて社會主義となつたり、ファッシズムになつたりするのであらうか。とにかく公益法人たる電気協會長と名乗つて、堂々新聞紙上に、政府を相手取り、社會主義となし、ファッシストと斷ずるは、餘りの暴言ではなからうかと思ふ。

當時電力問題に關する朝野の公式、非公式論争は、殆んど連日に互つて行はれた。「パンフレット」の如きは積んで山を成すの壯觀でさへあつた。政府が公益優先の鐵則を堅持し、飽く迄國家全體のため國營の實現を期して、愈々關係法案を議會に提出する意圖を決するや、昭和十一年十二月十五日社團法人電気協會もまた飽く迄反對の意向を表明し、左の如き決議をした。

決 議

社團法人電気協會は電力國家管理案に反對す

(理 由)

今や我國内外の状況は舉國一致産業を振興して難局の打開を計らざるべからざるのとき輕々しく電気事業の企業形態に變革を加へ我國全産業の基礎に動搖を興ふるの虞れある本案に對しては到底賛同する事能はざるな

り。

かくて第七十議會は、異常なる緊張裡に休會明けを迎へたのであつたが、不幸にして即日内閣の更迭を見るの運命に立至つた。

第二章 再吟味靜觀時代

第一節 林内閣成立・兒玉遞信大臣親任

廣田内閣の總辭職の後を受けて、組閣の本命は、政界の風雲を避けて伊豆長岡に靜養中であつた宇垣一成大將に降つた。然るに宇垣大將は、數日の努力も空しく、組閣難に陥り、己むなく大命を拜辭するに至つた結果、大命は更めて林銑十郎大將に降下した。

昭和十二年二月二日林内閣が成立し、遞信大臣は暫定的に山崎農林大臣の兼攝となつた。翌三日、林内閣は一先づ廣田内閣の議會提出法律案を撤回することゝしたため、電力關係法案も亦振出しに戻ることになつた。同時に二月四日から同十日まで七日間議會の停會が宣せられた。

この間山崎兼任遞相は大和田電氣局長から電力案の内容を聴取し、大いに共鳴するところあつたのであるが、固より積極的に活動する筈はなかつた。而して專任遞信大臣に誰が任命されるかは、電力問題を有するが故に興味を以つて觀られてゐたが、二月十日遂に貴族院議員伯爵兒玉秀雄氏の就任を見た。而して同日の閣議に於いて、電力國家管理實施準備費豫算八十九萬四千圓が承認された。

一方議會は、更に二月十一日より同十四日迄四日間の停會を命ぜられ、二月十五日漸く再會の運びとなつた。

第二節 兒玉遞信大臣電力管理案來議會提案言明

政府は、撤回したる法案の中差向き必要と認むるものゝみを再提出して議會に臨んだが、兒玉遞信大臣は、電力關係法案は再吟味の必要ありとし、これが再提出を見合せ、再検討の上、來議會提出の方針にて進むべきことを決した。

二月二十二日衆議院豫算總會に於いて、政友會の木村正義氏は「政府提出の豫算案には電力統制に關する經費が計上せられあるも、政府は電力國家管理案を提出する意思ありや否や」との質問を發したが、これに對し兒玉遞信大臣は「豫算の形よりすれば電力法案は速に提出すべきものなり。仍つて豫算の審議に差支なきやう近き機會に於いて政府の所信を明らかにする所存なり」との趣旨を答へ、如上の遞信省當局の方針を暗示した。

越えて三月二日、兒玉遞信大臣は衆議院豫算第六分科會に於いて、遞信省豫算に關し説明を爲したる後、特に電力國家管理案につき言及し「電力管理案は洵に優秀なる案なるも、内容を検討する餘裕なきため今議會には提案を見合はすことゝす。併しながら現下の情勢に鑑み、電力問題はこれをこの儘に放任するは許されざる所にして、これが統制強化の緊切なるを痛感す。仍て政府は更に検討を加へて來議會に提案せんとす」と態度を明瞭にした。

三月五日貴族院本會議に於いても、兒玉遞信大臣は「電力の統制強化の必要は政府も痛感する所なり。前内閣の所謂民有國營案は、統制上優秀なる案の一と考ふるも、その内容についてはなほ検討の要あり、來議會に必ず提案すべく、庶政一新に燃ゆる政府は、電力統制につき一日も速に適切なる成案を得て、兩院の協賛を得んことを期す」と言明し、林總理大臣も右問題に關し「電力統制問題の如きは、施政方針の所謂産業振興策中重要な部分を成すものにして、遞信大臣の述ぶるが如くこれが統制は急務なりと信ず」と所信を明瞭にした。

これに因つて、電力國家管理は、少くとも一年間、再吟味靜觀時代に入つた譯であるが、遞信省當局としては、更に新なる事態に對應すべく鋭意研究の歩を進めた。一方民間に於いても、議會に於ける兒玉遞信大臣の「來議會提出」の言明に因つて、再び登場すべきことを期し、これが對策に奔走した。

三月十一日、衆議院議員岡崎久次郎氏外十二名より電力國策機關設置に關する決議案が衆議院に提出された。決議文左の如し。

比年電氣事業ノ發達ハ國民幸福ニ貢獻スルコト甚大ナルモノアルト共ニ全國ヲ通ジテ企業ニ統制ナク、爲ニ或ハ料金ノ決定ニ或ハ需給ノ方法ニ遺憾ノ點尠シトセズ。仍テ政府ハ之ニ關スル國策ヲ樹立スルノ意圖ニ於テ官民ヨリ成ル調査機關ヲ設置シ其ノ審議ヲ經テ速カニ電氣事業ノ統制改善ヲ行フノ方途ヲ講ズベシ
右決議ス

第三節 林内閣總辭職

然るに會期延長を見た第七十議會は、三月三十一日に至つて突如衆議院の解散を命ぜられ、政局は更に波瀾を生んだ。

總選舉に臨んだ林内閣は、その組閣當初に公表した政策に基いて、新政策の内容を決定しこれを發表した。電力政策は、發表された新政策の中産業に關する項に於いてこれを取上げてゐる。該項目の内容左の如し。

産業の統一的振興を圖り國力の伸張に努むること。——鐵及液體燃料等重要産業原料自給の方途を講じ、各種産業を綜合的に振興して生産力の擴充を行ひ、中小商工業の助長に勉め、電力の統制強化、通信諸施設の整備擴充を行はんとす。

總選舉の投票は四月三十日に行はれた。併しながら、その結果は愈々政局の不安を増すばかりであつた。總選舉後滿一ヶ月の五月三十一日、諸般の形勢は再び政變を餘儀なくせしめ、その日林内閣は遂に總辭職の己むなきに至つた。

第三章 永井案成立迄の經過

第一節 近衛内閣成立・支那事變勃發

僅々半歳の間に二回の政變を見た慌しい雲行の中に近衛内閣が成立した。それは昭和十二年六月四日であつた。

日本近代の政治史上後世の人々の語り草となる事件も決して尠しとしないが、種々な意味に於いて近衛内閣時代程印象の深い時代はないであらう。まづ眼に見えざる重壓の下に當時日本の政局が極度に緊張し、如何なる内閣と雖も時局收拾に異常な難儀をするであらうと觀測されてゐた際に、一種の切札めいた近衛内閣が生れたといふことが、既にこの特異な空氣を反映するものでもあつたらう。

それから日本が乾坤一擲の國家總力戦を開始するに至つた支那事變は、近衛内閣が成立せる一ヶ月後の昭和十二年七月七日、北支盧溝橋に突發したのであつた。そのために七月二十五日から八月八日迄特別議會が開かれ、越えて九月四日から同八日迄再度特別議會が開かれた。

國家の利害を第一義とする主張が、凡ゆる政策を通して強調された。未曾有の大艱難を超克するために、凡ゆる産業の國家的統制が愈々切實に要求された。電力國家管理はかゝる非常重大なる嵐の中から再び大きく生れ出たのであつた。

第二節 永井遞信大臣親任・決意表明

六月五日逓信大臣に民政黨の永井柳太郎氏が親任された。同黨出身の先輩頼母木氏の遺計として國策となれる電力國營案を如何に取扱ふかは、一般の注目するところであつたが、就任後間もなき六月十日、永井逓信大臣は、官邸に於いて、電力國策の通常議會提出の決意を表明し、事務當局に向つて大體の案の方針を指示し、原案の精神に基き可及的摩擦を軽くすること、例へば處方箋は同一とするも水薬を散薬に變じ、オブラートに包みて服用せしむるの妙味を發揮せんことを要望した。更に同二十三日催された電氣協會の新逓信大臣歓迎午餐會の席上に於いても、永井逓信大臣は、電力國策の通常議會提出を言明した。

かくて就任勿々その態度を明らかにした永井逓信大臣は、七月八日事務當局に對して、民間提唱の諸案をも研究整理すべきことを命ずると共に、翌九日、兒玉前逓信大臣が計畫して未だ果さざりし電力案の再検討のため官邸に今井田清徳、大橋八郎、澁澤元治三氏を招致し、該問題に關し意見を交換するの會合を催した。この會談に於いては、具體的内容に迄は及ばなかつたが、改新を行ふテクニク等につき二、三の意見の開陳を見た。

第三節 永井逓信大臣の電力政策指標

七月十三日、大和田電氣局長は、大臣に對して時局進展の形勢上、電力國策は愈々急速強化を必要とする旨を力説したる後、官民提唱の諸案の研究整理並びに立案の方向を決するについて、大臣の信條とする所を指標として示さるゝことが、極めて緊切なる所以を説き、且つ過日の大臣の意思を酌み立案したる一個の私案を試みに提出すべき事を述べた。

同十五日大和田電氣局長は、私案として新水力開發、送電線、既設水力發電所は出資せしめず、その全電力買上、火力發電所收用を内容とする案を大臣に提示したが、同時に大臣も自ら筆を執つて局長の要望に應へ、電力

政策の指標を示した。即ち其の全文左の如し。

電力政策指標

永井逓信大臣

- 一、國家總動員計畫並ニ準戰時體制ノ産業五ヶ年計畫ノ目的ニ對應スルニ適當ナル内容ヲ具備セシムル事
- 二、ソノ目標ヲ國營ニ置ク事
- 三、國家統制ノ大目的ニ影響ナキ限り可成議會其他ノ摩擦ヲ少カラシムル方法ヲ講ズヘキ事
- 四、事業ノ運営、資金ノ調達等經營ノ全面ニ互リ實現上ノ圓滑ヲ期シ且ツ努メテ計數上ノ根據ヲ整備スル事
- 五、電力政策確立ニ必要ナル事項ハ各省關係事項ト雖モ此際全體主義ノ建前ヨリ同時解決ノ方法ヲ講ズル事

以上

右の指標を受けた大和田電氣局長は、翌十六日電氣局内の係長以上の全員を一堂に集めてこれを傳へ、協心立案に當らんことを要望した。なほ同日午後、近く聞くべき電氣委員會の議題説明に關する打合せ會が行はれたが、その際大臣も政務官及び各關係官に對し、自らの作成になる電力政策指標を朗讀して協力を求めた。

第四節 逓信省電氣局の調査方針

逓信省電氣局は、大臣の示せる電力政策指標に基づき、七月二十一日より新たな熱意を以て彌々諸案の調査整理に着手した。かくて電氣局は(一)頼母木案の小修正、(二)大和田私案、(三)特殊會社案(民有民營)の三案につき比較研究を遂げ、八月二日「原案(即ち頼母木案)を理想とし、その精神を生かしつゝ、實行案として大和田私案を選ぶこと」といふ結論に達した。

かくして電氣局案は一つの要項の成案を得たるに拘はらず、これを省議として決定するについては、時の平澤

次官に異見の存するあり、屢々重要協議を重ねられたが、容易に決するに至らなかつた。然るに内外の情勢は愈々急迫し、電力國策の確立の如き一日も遷延し難きものとの観測も行はれるに至つたので、電氣局は遂に獨往邁進の決意を固め、永井遞信大臣に直言して省議の決定を仰ぎ、大臣亦萬難を排して右要項の至急成案化を命じた。八月二十六日、永井遞信大臣は十月初旬までに具體的要綱を決定し、閣議の承認を求むる意向なる旨を説明し、特に要綱作成については、軍部との連絡諒解を完全にすべきやう指示した。而して當時永井遞信大臣は、國營方針を明らかにしたる單一成案に到達すべしとの強硬決意を以つて事務當局を指揮したのであつた。

第五節 國策研究會案成る

遞信省が未だ省議決定の成案を得るに至らざる以前九月三日、かねて電力統制問題に關し積極的、専門的に研究してゐた國策研究會から、電力政策の成案が公表された。それは電氣局當局の成案たる電力國策要綱と緊密なる關係があるものであつた。何となれば、國策研究會案なるものは、實にその成案に達するまでの研究には、遞信省の大和電氣局長並びに有田監理課長が密接不離の關係に於いてこれに參照してゐたからである。右の意義よりして、本會の研究につき、多少の記述を爲すは必ずしも徒爾ではないと信ずる。

國策研究會は、電力國策が重要にして時局に鑑みその解決の速ならんことを期する意味に於いて、近衛内閣成立後間もなき六月十七日の常任理事會の結果、この問題の研究に關する特別委員會を設置した。同委員會の構成は左の如くであつた。

大橋 八郎(委員長) 今井田 清徳 出 弟二郎 大藏 公望
渡部道太郎 金澤 貫一 高橋 龜吉 溜淵 忠利

町田辰次郎 増 永元也 小島 精一 小池善次郎
有田 喜一 澤 重民 木村増太郎 三宅 福馬
清水 順治 鈴木 雅次
大和 田 悌二(オブザーバー)

なほ商工省工務局、内務省土木局、内閣調査局等よりそれらの専門家が屢々これに参加した。この電力問題研究委員會は、七月八日第一回委員會を開いて以來、九月二日の委員會を最終として六回、別に小委員會を開くこと四回、都合十回に互る會合を重ねて「電力國策要綱」なる成案を得た。その間オブザーバーとして終始重要な役割を演じた遞信省大和電氣局長は、電氣事業の現況、缺陷、原案(頼母木案)の詳細なる説明に當つた。八月十日小委員會が構成され、大橋、今井田、出、高橋、小島、大和田、有田、三宅、調査局岡海軍大佐並びに櫻井陸軍大佐等が専ら協議研究を遂げた結果、同十一日大體に於いて遞信省電氣局の三整理案と同様の三案に縮まり、同十七日には、八月二日遞信省電氣局に於いて到達したる結論と同様の決議に達した。

大和電氣局長は、翌十八日大臣に右の如き國策研究會の決議の内容を報告し、一方國策研究會代表今井田、大橋、矢次の三氏は、電氣局有田監理課長を立會人として、八月二十二日大阪財經研究會に出席し、電力問題に關する國策研究會の意嚮を發表した。

永井遞信大臣も、國策研究會の電力政策に關する意見については終始多大の關心を持つてゐた。委員會が將に成案に達せんとするや、これが内報を受けた大臣は折り返し、複数の結論とせず、是非國營一案に纏められ度しと、電氣局事務當局に對すると同様の強硬意見を通過したほどであつた。

かくて國策研究會は、九月三日その成案を公表した。該案の經過報告並びに案の内容は左の如くである。

電力國策審議の趣旨並に經過

一、電気は生産力の根基であり又生活の必需である。従つて之が供給を豊富、確實且つ低廉ならしむることが國家産業の伸暢、國防の充實及國民生活の安定に最重要なる關係を有することは贅言を要しない。殊に、天然資源に乏しいと稱せられつゝも幸に豊富な水力に恵まれたる我國に於いて、この貴重なる國家資源の開発並びに之が運営に關し最高の能率を發揮すべき適切なる根本方策を定むることが、喫緊の國策であることも亦論を俟たぬ。

二、現行の電気事業法は昭和七年三月議會を通過したのであるが、當時の實狀に即して多年の懸案を解決したもので當時としては劃期的な立法であつたといつて差支へない。併し其の後に至り時勢は急激に進展して電力問題も現状の儘に打ち捨て置き難き状態に立到り、昨年廣田内閣成立以來朝野の間に本問題をめぐりて一大衝動を捲き起して、今日に及んでゐるのである。

三、本委員會に於ては其の審議に當り廣く朝野各方面の意見を聴取するに努め、又電力問題解決に關する多數權威者の私案をも蒐集して比較検討し、委員を開くこと六回、更に小委員に付託して審議すること四回、これに別記の如く之を取り纏めた次第である。

四、本問題の審議に際しては特に左の諸點に付き考慮を拂ふこととした。

- (イ) 理想案も結構であるが徒らに理想に走らず實行上の支障を少からしむるため出來得る限り實際的な方策を講究すること
- (ロ) 殊に最近の時局により豊富な電力の供給を確保するの急務なるに鑑み出來得る限り急速に實施し得る案

を講究すること

(ハ) 左に掲ぐる五個の要請に適合する解決案を講究すること

- 1、電源の開発に付ては統一的綜合的な計畫を立て、最合理的經濟的な開發を爲し得る仕組を考へねばならぬ。
 - 2、發電設備の運用に付ては統一的な送電聯絡と水力發電を根幹とした適當なる火力發電の併用とに依つて最高の能率を發揮せしむるやうな仕組を考へねばならぬ。
 - 3、電源の開発に付ては巨額の資本を要するものであるから將來の資本の調達に便ならしめるやうな仕組を考へねばならぬ。
 - 4、電気事業の運営に付ては適當に國家意圖を反映せしめ得るやうな仕組を考へねばならぬ。
 - 5、何れにしてもある程度の國家統制力の加はることは不可避と思はれるが、所謂獨善的に陥るの弊を避くるやうな仕組を考へねばならぬ。
- 五、審議に當りて他の事項に付ては大體意見の一致を見たのであるが最も論議の對象となつたのは發送電事業の統制であつた。

(イ) 發送電の設備を國有とする案に付ては現存設備の買収に巨額の資金を要するので、現在の財政状態の下に於ては實行困難と思はれる。且將來電源の開発の爲に年々巨額の公債を發行することは至難であり、財政方針の變動、豫算の拘束等に依つて開發及改良計畫の遂行が出來難いと認められる。

(ロ) 發送電部分と配電部分とを分離することは電気事業の性質上不適當であり且つ不經濟を來すとの論もあつたが、廣範圍に互つて發送電事業を連絡統制して運営することの有利なるに比し、發送電事業と配電事

業とを分離することの不利益は忍び得ざるものではないとの結論に達した。又發送電部分と配電部分とを分離することは外債の關係より法律上不可能であるとの説もあるが、現行法の解釋としても然らざるのみならず特に外債處理に關する法律を制定し且つ政府保證の方法を講ずれば法律上にも實際上にも何等問題はないであらう。

(イ) 五大電力會社を合同して單一會社を設立するといふ案は、其の實現は仲々容易でないと思はれるのみならず、假に實現されたとしても發送電部門に於いては相當經濟的な効果を擧げ得るのであるが、半面に配電部門に於て仕事の幅が大き過ぎ、且つ一營利會社としては獨占力が強くなり、政府の統制が困難となるものと思はれる。

(ニ) 發送電配電を一貫した儘全國を相當な數のブロックに分けて適當の事業單位に統一するといふ案は電源の統一的開發並びに發電設備の經濟的運用の要請を充たすことが出来ない。

(ホ) 發電部分には手を觸れず送電設備のみを統一する案は電源の統一的開發の要請を充たすことが出来ない。

(ヘ) 全國に於ける既存並びに將來の主要發送電設備全部を包含する特殊の電力開發會社を設けるといふ案は結構ではあるが現在の電氣會社に與ふる影響大なるものがあるばかりではなく、水力發電設備の評価が仲々面倒で會社の設立に相當長い年月を要するものと思はれる。

(ト) そこで最後に既存の水力發電設備は原則として之を除外し主要送電設備、主要火力發電設備及び新規水力發電設備をその範圍とする特殊會社を設けて電源の開發等に當らしめ、國に於て適當に之を管理することに依つて發送電統制の効果を擧ぐるを妥當なりとすることに意見の一致を見たのである。而して既存の

主要送電設備及び火力發電設備を新會社へ提供せしむる譯であるが、それは發電設備の合理的經濟的運用の要請を充たす眼目をなすものであるからであり、且つ水力發電設備に比ぶれば割合に價額も小さく評價も簡單だと思はれる。

(チ) 併しながらこの開發會社に依る發送電統制に關する國家管理の態様に付ては二案がある。第一案は開發會社をして其の設備を提供せしめ國自ら發電して電力の卸賣を爲すべしといふ主張であり、第二案は其の業務に對し強度廣範圍な國家の指揮命令の下に發電及卸賣は會社自ら之を行ふべしとする主張である。この兩案は一見相容れ難きもの、如く思はれるのであるが、委員の間で充分に論議を盡したる結果を見ると實質的な内容には大差なきものと思はれる。第一案に於ても發電所の運轉等の如き日常の仕事は會社に委託してやらせるものであり、又所謂獨善の弊を避くる爲重要事項は電力審議會の議を経て執行する。その審議會には民間の人々殊に電氣事業者を加へて經營に參與せしめ、眞に官民一致の經營を爲すべしと考へてゐるのであり、第二案に於ても一般の特殊會社以上に強度廣範圍な國の指揮命令權を認めるものであつて例へば發電所送電線の建設、電力料及配給等に關し國の積極的な命令に遵ふものであるから兩者の内容を實質的に見れば大した相違はないもの、やうに思はれる。

従つて兩案の何れを採用するかは政府に於て實行當時の情勢によつて決すれば足るものと考へられる。言ふまでもない事であるが、第一案を採る場合には本案に規定したる如き方法等に依り民間の有力なる參加を實現するを要し、第二案を採る場合には亦強力なる國家意圖の遂行に遺憾無き廣義國營の實を擧ぐべきであり、之を約言すれば、刻下の重大時局に鑑みて官民の全き抱合による經營形態の實現せんことを切望して已まないものである。

電力國策要綱

第一 發送電事業

一、左記要項に依り特殊會社（電力開發株式會社と假稱す）を設立して電力の開發に當らしめ國に於て之を管理するものとす。

記

(A) 施設の範圍

- 1、主要送電設備
- 2、主要火力發電設備
- 3、新規水力發電設備（水力資源の合理的開發及び利用上必要なる既設水力發電の設備を含む）

(B) 方法

- (イ) 既存の電力設備にして右施設の範圍に屬するものは開發會社に出資せしむ（會社設立後に於ては買收の方法に依ることを得）この場合に於ては開發會社に對し株式の拂込額面額に依る買入を請求することを得しむ、尙右の出資（又は買收）に因り殘存設備に依る事業の繼續困難なるものに於ては開發會社に對し當該殘存部分の買收を請求することを得しむるものとす。
- (ロ) 電力の開發上必要なる既許可未開發の水利權は之を回收す。この場合に於ては正當なる出資に對し補償を爲すものとす。
- (ハ) 出資、買收、補償の金額に於ては出來得る限り其の算定の基準を決定し評價委員會の議を経て之を決定するものとす。

(C) 特權

- (イ) 株金全額拂込前の増資、拂込株金額の三倍程度の社債發行を認むる等資金調達に關し特權を認むると共に政府は開發會社に對し長期低利資金融通の利益を與ふるものとす。
- (ロ) 配當し得べき利益金が拂込株金額の六分に達せざる時は六分に達する迄政府之を補償す。但し其の補給金は四分を越へざるものとす。

(D) 監督

- (イ) 會社の役員は政府之を任命するものとす。
- (ロ) 定款の設定、變更、重要な新規計畫、社債の募集、利益金の處分其の他主要事項に於ては政府の認可を受けしむるものとす。尙配當し得べき利益金年七分を越ゆる場合其の超過部分に對して半額積立を爲さしむる等適當の制限を加ふるものとす。

二、第一項に依る國の管理に關しては左の二つの方法あり。

第一案 政府は開發會社の施設する電力設備を提供せしめ之に依り發電及送電を爲し左の要領に依り電力の卸賣を爲すものとす。

- (イ) 主要送電設備に連絡を有する既設水力設備に依り發生する電力は政府之を買ひ入るゝものとす。
- (ロ) 政府は收支の吻合を明らかにし其の經營を合理的ならしむる爲電力特別會計を設置し特に本特別會計の財政目的を有するものに非ざることを明らかにするものとす。
- (ハ) 政府は開發會社に對し合理的なる使用料を支拂ふ。使用料に於ては開發會社の企業努力を反映せしむ

ると共に電力特別會計と或程度相關々係を保たしむる等の方途を講ずるものとす。

(三) 政府は其の生産し又は買ひ入れたる電力を電氣事業者に供給することを原則とす。尤も電氣事業者より供給せしむることが設備の關係上不經濟とする等特定供給を必要とするが如きものに對しては直接供給することあるべきものとす。

(四) 政府は發送電計畫を樹立實施し電力料金其の他供給條件を定むるものとす。

(五) 政府は開發會社に對し設備の施設變更を命じ又は會社の業務に關し必要なる命令を爲すものとす。

第二案 電力開發株式會社は左の要領に依り發電及送電を爲し電力の卸賣を爲すものとす。

(一) 政府は發送電計畫を樹立し開發會社に對し其の施設及變更を命ずるものとす。

(二) 政府は料金其の他供給條件を定めて之を開發會社に命令し又は配給命令其の他會社の業務に關し必要なる諸般の命令を爲すものとす。

(三) 主要送電設備に連絡を有する既設水力發電設備に依り發電する電力は開發會社之を買ひ入るゝものとす。

(四) 開發會社は其の發生し又は買ひ入れたる電力を電氣事業者に供給することを原則とす。尤も電氣事業者より供給せしむることが設備の關係上不經濟とする等特定供給を必要とするが如きものに對しては直接供給することあるべきものとす。

附記

前記各要項に依り發送電事業の開發運營を爲すに當りても一時に全國的に之を及ぼすべきや又は緊急を要する地域より漸次實施すべきやは本案實施當時の社會情勢並に實行の難易に稽え適當に措置すべきものとす。

九州、四國、北海道等差向本州と送電連絡なきものに付きては各別の電力株式會社をして其の開發に當らしめることに付きても考慮すべきものとす。

國の管理に付ては第一案の場合に於ては電力審議會の機關を通じて民意を充分に反映せしめ、第二案の場合に於ては國の命令權により充分に國家意圖を反映せしめ何れの案に依るも眞に官民一致の運營の實を擧ぐるところを期すべきものとす。

第二 配電事業

一、配電區域に關しては全國を例へば關東、中部、近畿、中國、四國、九州、東北、北海道等相當數のブロックに分ち適當の事業單位に統一するの方針の下に供給區域の整理統合を計るものとす。

二、前項の供給區域の整理に關しては期間を定め其の期間内に自治的に統一せしむるを本旨とし若し事業者の協議に依つて其の目的を達すること能はざるときは政府は合併又は買收の條件を裁定して之を實行せしむるものとす。而して區域統合に關する強制命令を發する場合には委員會に附議する等慎重なる手續を経るものとす。

三、供給區域の整理完成せらるゝに至る迄の間該ブロック内の事業者を以て組合を組織せしめ配電料金制度の統一並に區域の整理に關する準備等に付き協議せしむるものとす。

四、農村に於ける電氣利用の普及改善に關しては前項のブロック別配電統制と國の監理に依る卸賣政策とに依り其の實効を收むるやう農村振興の綜合的見地より特に考慮を拂ふと共に出來得る限り配電設備の助成小水力地點開發の指導に努むるものとす。

第三 電氣料金

電氣料金は努めて其の均衡低減を圖り産業政策社會政策國防上の要請等を加味し其の適正を期すものとす。
而して卸賣料金及大口動力料金に付ては原價的考慮を拂ふと共に事業の性質に依り特に政策を加味調整すべく
電燈及小口動力料金は可及的均一ならしむることを理想とし漸次整理するものとす。尙料金監督に關しては國
の管理に依る卸賣政策と相俟ちて一層強力なる統制を加ふるものとす。

第四 電力動員

電力の動員は本要綱の實施に依り其の實行を圓滑ならしむることを得るものと認む。鐵道電化を促進し尙平
時大體最高需要の一割程度に相當する餘剩電力を用意せしめ又特殊電力は特に化學工業に利用し、戰時事變に
際しては之を軍需工業の需要に振り向け且つ豫備火力設備自家用發電設備及季節的餘剩水力を動員するものと
す。更に不足する部分に對しては比較的不急不要なる電氣の需要に對する供給を減少又は停止して緊要なる需
要に應ずるやう平素より豫め適當なる考慮を拂ひ必要なる措置を講じ置くべきものとす。

第五 電力審議會

電力國家管理事務執行の諮問機關として電力審議會を設け發送電計畫、料金、電力買入値段其の他重要事項
に付ては本審議會の議を経て執行す。本審議會の委員には官民の衆智を動員し特に電氣事業者を加へて事業の
經營に參與せしむるものとす。

第六 其の他

- 一、政府は徹底せる水力資源の綜合的開發を爲し治水及他種利水との關係を合理的ならしむるやう特別の考慮
を拂ふべきものとす。
- 二、政府の所有する電力設備（例へば鐵道省の電力設備）は此の際進んで開發會社に出資し官民協力の趣旨を

顯現せしむべきものとす。

- 三、政府は電氣事業の特質に鑑み建設資金の調達を圓滑ならしむる爲電氣金融に關し積極的措置を講ずべきも
のとす。
- 四、電氣統制に關する各種の委員會委員、開發會社の役員の銓衡に當り特別の考慮を拂ふものとす。

第六節 電氣局の具體策討究

國策研究會の成案は逓信省當局の要綱立案に重大なる示唆を與へた。其の形態は暫く別問題とするも、國營方
針を確立することについて、なほ多少躊躇の色ありしと見らるべき一部關係官に對し、戰線統一に主要なる効果
を奏し、大臣としても有力なる参考案として考へた。

九月七日大和田電氣局長は左の如き基本案を携行して大臣に會見し、この基本案に據つて要綱を作成すること
が最も適切なる旨を強調した。

電力國家管理ノ内容

範圍

- 一、主要送電線ヲ收メ送電網ヲ完成シ動力動員ヲ可能ナラシム
- 二、主要火力發電設備
- 三、新規水力發電設備（水力資源ノ合理的開發及利用上不可缺ナル既設水力發電所ヲ含ム）

方法

主要送電線ニ連絡スル發電所ハ前項管理ノ範圍外ノモノト雖モ其ノ發生電力ヲ買上ゲ、國家意思ヲ加ヘテ卸

賣ヲ爲スコト

右ハ國營ノ方針ナルコト

配電事業

ブロック別ニ整理シ配電統制ニ步ヲ進ムルコト

其ノ他曾テ示シタル電力政策指標ノ通り立案ノコト

右案は大臣の同意するところとなり、多少の曲折を経たるも、結局平澤遞信次官も異議を容れざることとなり、こゝに漸く具體案作成の基本の決定を見ることを得、九月十七日大和田電氣局長は局内首腦者を招集して統制内容を説明し、左記日程、部署の如く猛闘を開始し、來議會に法案の提出を爲すべき旨を指示した。

電氣事業調查事務處理規程（昭和十二年九月二十一日改正）

- 一、調査事務處理ノ爲別紙ノ通調査部別ヲ設ク
- 二、各部ニ責任者、幹事、擔任者、記録主任（擔任者中ノ一名之ヲ兼ヌ）ヲ置ク
- 責任者ハ擔當事項全般ニ互リ之ガ統括ヲ爲シ他部トノ連絡ヲ圓滑ナラシメ調査事務ノ進捗ヲ圖ルモノトス
- 幹事ハ立案ノ取纏ヲ爲スモノトス
- 擔任者ハ擔當事項ノ調査立案ニ從事スルモノトス
- 記録主任ハ當該部ノ議事ヲ洩レ無ク記録シソノ調査狀況ヲ明ラカナラシメ置クモノトス、又當該部ノ決議ヲ經タル調査資料類ヲ關係部及資料部ヘ送付スルモノトス
- 三、各部ハ夫々別紙擔當調査項目ニ記載ノ事項ヲ調査スベキハ勿論ナルモ、更ニ之ガ關聯事項（他ノ部ニ於テ調査スベキ事項ヲ除ク）ノ調査ヲモ爲スベキモノトス

又各部ハ當該調査事項ノ説明資料ヲ作成シ、相當處理ノ上之ヲ資料部ニ廻付スベキモノトス

- 四、雜誌、新聞記事等ニ對スル内容對策ノ攻究ハ各部ニ於テ爲シ、資料部ハ之ヲ取纏メ上司ニ供覽其他相當處理ノ上之ガ保管ニ任ジ議會等ニ對スル説明資料ニ供スベキモノトス
- 五、各部ハ別紙調査豫定表ニ依リ夫々調査立案ノ進捗ヲ圖ルベキモノトス
- 六、各部ハ相互ニ緊密ナル連絡ヲ成シ必要ニ應ジ他部ノ意見ヲ徵スル等相協力シテ事務ノ進捗ヲ計ルヲ要ス
- 七、議事内容、議案、資料等ハ外部ヘ漏洩スル事無キ様職員一般ニ戒慎ヲ要ス
- 八、各部ニ於テ作成スル調書、資料類ニハ必ず整理番號ヲ附シ之ニ對スル整理簿ヲ作成シ置キ、且可成小範圍ノ必要部ニノミ配付スベキモノトス
- 九、反古ノ類ハ散逸スルコト無キ様記録主任ニ於テ留意シ責任ヲ以テ燒却其他適當ナル處置ヲナスヲ要ス

調査部別及擔務者

一、法規部

- 一、電力管理法案（附屬法令案ヲ含ム）ノ作成
 - 二、設備會社法案（附屬法令案ヲ含ム）ノ作成
 - 三、電氣事業法改正案（關係法令案ヲ含ム）ノ作成
- （右三案ハ關係事項多キヲ以テ便宜擔當者ヲ一括ス）

責任者。大野、有田

幹事。上小澤、白根、横田

擔任者。上小澤、横田、白根、山口、巽、青木（茂）、伊藤（横）、太田（定）、香月、伊藤（清）、川崎、

木原、中島(一)、小寺、鈴木、△嬉野、内田、朝田、松田、重
四、社債處理ニ關スル法律案作成
責任者 古池、大野

幹事 小野(又)
擔任者 小野(又)、山口、杉浦、遠藤、△内田、諸戸

五、官制(各種委員會ヲ含ム)及豫算案

責任者 有田、大野

幹事 上小澤、杉木、巽、伊藤(横)、太田(定)

擔任者 上小澤、杉木、加藤(鎌)、巽、伊藤(横)、太田(定)、岩瀬、△立石、岩上

二、計畫部

一、管理範圍(出資設備ヲ含ム)ノ決定

責任者 有田、森、高橋、後藤

幹事 加藤(鎌)、上小澤、野口(誠)、伊藤(淳)

擔任者 上小澤、山口、加藤(鎌)、深尾、弘山、菅谷、野口(誠)、伊藤(淳)、△香月、鹽崎、近藤

二、擴張計畫(十ヶ年)ノ決定

責任者 森、有田、高橋、後藤

幹事 深尾、横田、野口(誠)、伊藤(淳)

擔任者 横田、深尾、巽、上島、下垣内、龜井、野口(誠)、伊藤(淳)、伊藤(清)、築瀬、小原、吉岡、

島山、中島(隆)

三、評價、買収及補償ノ方法並ニ之ガ算定

責任者 古池、有田、大野、森、高橋、後藤

幹事 山口、弘山、太田(定)

擔任者 荒木、中川(哲)、小野(又)、山口、杉浦、弘山、龜井、荒川、伊藤(横)、太田(定)、築瀬、遠

藤、諸戸、武石、石川、相部

四、供給料金及買上料金決定ノ方法及之ガ算定

責任者 大野、古池、森

幹事 太田(喬)、中川(哲)、弘山、山口

擔任者 太田(喬)、中川(哲)、山口、深尾、弘山、上島、加藤(四)、伊藤(横)、太田(定)、△岩上、△山

本(秀)、八木、赤羽

五、事業計畫及收支概算(十ヶ年)

責任者 有田、古池、森、高橋、後藤

幹事 横田、深尾、野口(誠)、太田(定)

擔任者 横田、太田(喬)、杉木、山口、深尾、上島、野口(誠)、太田(定)、立石、△伊藤(清)、築瀬、吉

岡、古田、森(武)

六、水力資源ノ調査並ニ他種利水治水トノ調整ニ關スル調査

責任者 野口(寅)、高橋、大野

幹事 伊藤(横)、白根

七、資金調達、特ニ電気金融ニ關スル調査
責任者 古池、大野、森

幹事 山口、加藤(鎌)

責任者 荒木、小野(又)、山口、杉浦、加藤(鎌)、龜井、築瀬、遠藤、諸戸

三、資料部

一、對議會關係其ノ他各種説明資料ノ作成

二、圖書、雜誌、新聞其ノ他刊行物ニ對スル掲載記事原稿類ノ作成並ニ各種資料ノ蒐集整理

三、其ノ他各部ニ屬セザル庶務的事項

責任者 有田、大野

擔任者 上島、伊藤(横)、太田(定)、立石、川崎、中島(一)、橋本、築瀬、内田、(ハ資料保管主任ト

ス)

(備考)

1、責任者中。アルハ第一責任者トス、。ナキハ第一責任者ヲ補佐シ共同ノ責ニ任ズベキモノトス

2、擔任者中。アルハ記録主任トス

3、電気事業調査會幹事及書記ニシテ本擔務表ニ記載ナキ者ト雖モ上司ノ命ニ依リ調査事務ニ從事シ

又ハ會議ニ列席スルモノトス

九月二十日民政黨筆頭總務櫻内幸雄氏は逓信大臣と會見し、左の諸項につき當局の意向を承知したき旨を述べた。

一、水利權補償の具體的程度

二、電力買上の場合苛酷なる料金にて強制さるゝ如き不安なき様保證する具體的方策、各種評價の基準

三、企業形態は國營たること但し委託の範圍を具體的に知り度

これに對して大臣は、當局に於いて研究しつゝある案の大體の方針を説明して、同氏の諒解を得た。

翌二十一日大藏、逓信兩相は外債問題に關して當業者(殊に東邦電力の松永安左エ門氏)の希望を中心に種々意見の交換を行つたが、その節大藏大臣は電力管理については賛意を表した。

永井逓信大臣は、かねて計畫中の電力調査の民間委員會組織促進を期し、名稱を電力統制協議會とし、民意の存する所を知るを目的として必ずしも結論を要求せず、その委員數は三十五名見當、外に専門委員若干名を置くこととし、直ちに官制を立案の上これを法制局に回付した。法制局は十月六日審議を開始し、名稱を臨時電力調査會とし、同月八日閣議の決定を見るに至つた。

かくて電力國策は、逓信省部内に於いて銳意具體案作成に精進する一方、その國策が飽くまで官民協力の所産たることを、名實共に整へるために、官制に基く臨時電力調査會に諮問して、その答申を求め、具體案の決定は右答申に基けるものとする方針が採られることになつたのである。随つて第七十三議會を通過した電力管理法外三法律を正統史的に觀れば、この臨時調査會がその母體であつたといふことになるのである。若しも調査會の多數が反對意見に傾いたとしたら、電力案の運命はどうなるであらう。従つて委員の顔觸れは極めて重大となるのであるが、この點逓信當局の態度は頗る公平であつたといふことが出來ると信ずる。

第七節 臨時電力調査會

臨時電力調査會官制は、昭和十二年十月十三日勅令第五百九十一號を以つて公布された。官制全文並びに職員は左の如くであつた。

朕臨時電力調査會官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十二年十月十三日

内閣總理大臣 近衛文麿

逓信大臣 永井柳太郎

勅令第五百九十一號

臨時電力調査會官制

第一條 臨時電力調査會ハ逓信大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ電力ノ統制ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

第二條 調査會ハ會長一人及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條 會長ハ逓信大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ逓信大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ會長ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 調査會ニ幹事ヲ置ク 逓信大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第六條 調査會ニ書記ヲ置ク 逓信大臣之ヲ命ズ

書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ實施ス

〔臨時電力調査會職員(昭和十二年十月十四日現在)〕

會長	逓信大臣	永井柳太郎	逓信次官	平澤要
委員	逓信政務次官	田島勝太郎	鐵道次官	喜安健次郎
	逓信參與官	夫養健	貴族院議員	大久保立
	貴族院議員	倉知鐵吉	子貴族院議員	岩倉道俱
	貴族院議員	黒木三次	男貴族院議員	若宮貞夫
	伯貴族院議員	秋田清	衆議院議員	增永元也
	衆議院議員	堤康次郎	衆議院議員	清瀬規矩雄
	衆議院議員	平川松太郎	衆議院議員	三好榮次郎
	衆議院議員	麻生久	衆議院議員	小林一三
從三位 勳一等	今井田清德		正四位 勳四等	大藏公望
	南條金雄		男 勳三等	澁澤元治
	町田辰次郎		正三位 勳二等	津島壽一
從三位 勳二等	大橋八郎		從三位 勳二等	

正六位 勳四等	各務 鎌吉	正六位 勳四等	松本 健次郎
正七位 勳四等	増田 次郎	從六位	鮎川 義介
正七位 勳六等	池尾 芳藏		原 邦造
	林 安繁		寶 來市松
	山本 忠興		松永安左エ門
	森 嘉禎		
幹事 逓信省電氣局長	大和田 悌二	逓信省經理局長	手島 榮
逓信書記官	安田 丈助	逓信書記官	有田 喜一
逓信書記官	大野 勝三	逓信書記官	古池 信三
逓信技師	森 秀	逓信技師	高橋 三郎
逓信技師	後藤 清太郎	逓信技師	野口 寅之助
書記	逓信 屬 立石 熊市	逓信技師	野口 寅之助
	逓信 屬 川崎 勝章	逓信技師	武石 逗治

第一回總會

臨時電力調査會の電力管理に及ぼす影響叙上の如きに鑑み、逓信當局は右總會に臨む根本方針を練るため、十月十六日逓信大臣官邸に重大協議を行つた。協議の結果、企業形態は飽く迄國營方針を堅持することに決した。即ち建設計畫の決定、電氣の買上、卸賣は國營とし、料金設定も國營とするも、現實にこれを施行することは新設國策會社に委託することを根本義とすることに一致した。

十月十八日臨時電力調査會第一回總會が逓信省第一會議室に開かれた。各務、清瀬の二委員缺席の外全員出席の下に、議長永井逓信大臣は左の如き挨拶を爲した。

本日臨時電力調査會を開くに當り一言御挨拶を申述べます。

皆様に於かれては、時節柄極めて御多忙の中を特に本會委員たることを御承諾下され、御繰合せ御出席を賜はりましたことは、私の最も欣幸とし、衷心より感謝する所であります。

申上ぐるまでもなく、我が國は現下非常の國難に直面してゐるのでありますが、この際何よりも急務とするは、愈々國民の精神力を旺盛にし、國力の充實を期すると共に、如何なる長期の戦争にも堪へ得るやう國防の大本を強化することであると存じます。

これがためには、國民生活の必需であり同時に平戦兩時に涉る産業計畫の基礎を成す所の電力の供給を豊富低廉ならしめ、その利用を容易にすると共にこれを普及せしむることが急務であると信じます。特に生産力擴充の見地からは、廣き範圍に涉る電力動員を速に可能ならしむる措置を講ずることが最も差迫りたる要求であると考へます。

私はかゝる意味に於いて、昨年來庶政一新の先驅として、電力國策の決定が朝野の間に大問題となつたのも誠に偶然ではないと思ふのであります。特に現下の時局に際しては、速に適切の國策を樹立することが戦時體制下に於ける國家の要求と申すべく、その決定を遅延することは、最早許されないのであり、且つ徒に業界を不安の裡に放任するものと思ふのであります。

今回この會議を催し皆様の御參集を煩はしましたのも全く右の趣旨より出でたものでありまして、國防、産業、社會、經濟凡ゆる方面に涉り深き御造詣を有せらるゝ諸君の忌憚なき御意見を承り、諸君の御協力を

得て、國家的大乗的見地の下に劃切なる電力國策を樹立したいと冀ふ次第であります。

なほ電力國策の確立並びにその實現は、時局に鑑みるも、迅速なることを要しますので、これに必要な關係議案は是非共次の通常議會に提出したい考へで、本會議の如きもなるべく早く開くことを望んだのであります。就任早々兩度に互り臨時議會の召集があり、時局に關する法案提出の準備等に妨げられ今日に至り、餘日も少くなつた次第であります。従つて自然本調査會の諮問事項の如きも、電力國策の根本をなす大綱に關して御高説を伺ふに過ぎず、細目に立入つて御示教を仰ぐ邊はなからうかと存じますが、併し諸君の御繰合せが出來ますならば出來るだけ屢々御出席を願ひまして、政府の具體案決定に對し出來得る限り有力なる御援助を與へられんことを懇願する次第であります。

以上簡單ながら申述べました趣旨を御酌み取り下さいまして、諮問事項につき御腹藏なき御意見を吐露せられんことを希望致します。

次に會議に入るに先立ちまして、まづ議事規則を決定して置きたいと存じます。つきましては御手許に配布して置きました原案について御審議を願ひ度いと存じます。議事規則は一應朗讀致させます。

かくて議事規則を原案通り決定の後愈々審議に入り、左の如き諮問案が發せられた。

諮問

電力ノ國家管理ヲ爲シ國力ノ充實、國民生活ノ安定ヲ圖リ戰時體制ニ順應シテ、生産力ノ擴充ニ備ヘ、國防ノ充足、動力ノ動員ヲ整ヘ、産業計畫遂行ノ圓滑ヲ期スルハ刻下喫緊ノ要務ナリ、依テ之ガ急速實施ニ關スル具體の方策ヲ諮フ

右諮問につき大和田電氣局長は左の如く説明を加へ参考に供した。

諮問は極めて簡單でございますが、その内容につきまして、多少の御説明を致しまして、色々御意見を拜聴致しますについて御參考にでも或ひはなり得るやうに致したいと考へまして、簡單であります御説明を致し度いと存じます。

電氣は現代に於きましては國民生活の必需であり、一般産業の根柢たるものでありまして、一瞬間と雖もこれとの交渉を斷ち得ざる關係のものであることは贅言を須ひざる所と存じます。即ち從來の照明用、動力用たる使命が益々擴充し來つたことは勿論、更に進んで國家的重要産業に於ける必需の原料たる地位をさへ占むるに至り、かくて電氣資源の合理的開發とその積極的利用を期し、電氣事業の運営をば克く國家民生の求むる所に處應せしめて遺憾なからしむることは、即ち國民の福祉を増進し、産業貿易を興隆し、國防の充實延いては國運進展の基礎を固むる所以であると云ふこと、相成つたのであります。しかのみならず現下内外の情勢なるものは國家總動員計畫並びに生産力擴充方策の確立を最喫緊の要務として要求致して居るのであります。このことの成否も、實に透徹せる電力國策の樹立實行の如何に至大の關係を有するものであります。この意味に於いて電力の國家管理を斷行し、電氣事業に對する統制の強化を圖ることが、右國家的要求を充實するために必須なる國策の核心をなすに至るものと思ふのであります。本會の劈頭に提出致しました諮問の趣旨も全くこの見地より出でたものであります。ついでには以下諮問の内容につき、蛇足乍ら聊か御説明申上げ度いと存じます。

まづ第一に考ふべきは國家管理の範圍を如何にすべきやの點であります。

發電の源を何れに求むべきかは、固よりその國に於ける天然資源保有の狀況に依り決定せらるべきものであります。發電水力の資源に恵まれたる我が國と致しましては、主として、一度設備を爲すときは自力發

電して休まざる水力に電源を求め、採掘のために勞力を要し、輸送のために船、車を要し、その上消耗して再製し得ない石炭の様な燃料資源は、極力これを愛惜保藏するの途を講ずべきものと存じます。

發電水力の合理且つ經濟的開發利用について考慮すべき肝腎な點は、河川の流量が四季を通じて不動のものでないといふこと、電力の負荷に變動があること、を考へ合せまして、これに應ずる適當な水量の調節並びに火力に依る補給の設備を爲すことに依り、一滴の水も徒流せしめざる様、使用水量を經濟的限度に於いて最大ならしめねばならぬといふことであります。而してこれがためには電源の綜合と施設の統一を圖ることが技術經濟上須要のことであると存じます。

次に大切と考へますことは、送電聯系を完成し、全供電組織を單一意志の指導下に置き、以つて設備の經濟化、電力配給の合理化、料金政策の實現等國家目的の遂行を可能ならしむることとあります。而して組織の全國的統一運営に依り技術的、經濟的利益を最も顯著に收め得るのは、主として發電及送電の部門に在りとの見解よりして、國家管理の範圍はまづ發電の程度に止めて然るべしと思料することとあります。而してこの場合に於いても、右發電部門の全部を國家に於いて直接管理せねばならぬかと云ふ問題があると思ふのでありまして、これについては國家管理の目的及びその效果、並びに既存事業に及ぼす影響等、諸般の事情を綜合攻究して、慎重にこれを決定することを要するものと考ふるのであります。

第二は國家管理の方法に關する事項であります。

前述する如く、假りに發電及び送電設備に對して國家がこれを管理することと致しせしめても、國家財政の現状に鑑み、國自ら經費を支出して所要設備を建設し維持する等は困難な事情に在るものと認められますので、かゝる方法を避けて、他の方法即ち特殊の株式會社をして國家管理に屬すべき電力設備を建設維持せ

しむるの方法に依りまして、同様の効果を擧げ得ると思ふのであります。たゞこの場合苟くも要部については國家自らその經營の衝に當ること、致しさへすれば、設備の運轉又は商業的日常業務の如きは特殊會社に委託して行はせても國家管理の本旨には支障ないものと存するのであります。これらの點の決定に當りては、各般の事情を慎重考慮する必要があると存じます。

第三は配電事業の統制強化に關する事項であります。

電力の國家管理の範圍を發送電に止むるとして、若しも直接公衆消費者に接觸するところの配電業務に對して統制が不十分なるときは、折角の發送電の管理も畫龍點睛を缺き、料金の低廉均衡、家庭、農山漁村への電氣利用に關する配電等電力國家管理の狙ひ所を達成し得ざるに至るでありませう。就中、電氣事業の如き公益事業に於いて、特に配電の如く區域を獨占させ需用者は他より供給を選択し得ない仕組の事業に於いて、料金の不均衡不公正なることは事業者に對する氣分だけでなく國の行政にも疑を抱き、國民精神の統一にも或ひは支障を來すことなきやを恐れるのでありまして、現に料金認可制度の運用に依り銳意その均衡化の目的を達せんと努めて居りますが、現在の如く大小優劣、各様の事業の亂立せる状態に於いては、各事業者間に於ける需用の狀況、その他經營條件の偏倚せること等の事情に因り到底不徹底なるを免れざるのみか、却つて高き料金に引附けらるる傾向さへ根絶し難き狀況に在るのであります。依つて發送電の國家管理と相俟つてかくの如き料金の不均衡を是正し、電氣の普及を促進する等供給状態の改善を期するがため、配電區域の整理統合を爲し、或ひは電力の託送を命じ得ることとし、進んでは電氣供給の普及、確保、電力使用の經濟化を圖るため緊急の場合に於いて必要に應じ消費管制をも行ひ得ることとなす等、從來に比し民營事業の統制を必要の限度に應じ相當擴充強化するの必要があると認めて居るのであります。

第四は電氣事業の資金に關する事項であります。

電氣事業の如き巨大の資本を固定せしめ、回轉率の比較的遅いものに在りては事業資金の調達を有利且つ容易ならしむるにあらざれば電力資源の合理的開發利用、電力需給の圓滑を期するが如き方策も、到底これを達成し得べきものではありません。電力を豊富低廉にして國民民福を圖る政策と事業資金問題とは全く不可分の關係に立つものでありまして、従つて現在に於いても株金全額拂込前の増資、社債募集制限の緩和等の點につき相當考慮しては居りますが、今後強力なる國家管理を行ひ國家總動員計畫並びに生産力擴充計畫に即應し支障なき様電力設備の擴充を圖るがためには、進んで事業資金問題につき今迄の如き消極的態度より一步前進して資金を得るため一層適切なる積極的助長策を講ずるの要ある所であります。

以上諮問中に包含する二、三の點につき敷衍して御説明申し上げたのでありますが、その他の點についても諸般の事情を綜合攻究して頂きまして、これを急速實行して最大の効果を收めしむる様な電力國家管理の具體的方策を確立するため、十分に御意見を御示し願ひ度いと存じます。

右に對しては池尾、松永、林各委員よりそれ／＼質問があつた。質問内容は大體に於いて諮問案の内容の解釋に關するもので、これに對して大臣並びに電氣局長より適切なる答辯あり、逓信省側より参考案として頼母木案並びに國策研究會案を配布し先づ同日の總會を閉じた。

翌十九日、大和田電氣局長は、東京商工會議所の招請に應じて電力問題に關し一場の講演を試み、當局の基本方針に關し相當の共鳴者を得た。

第二回總會

第二回總會は十月二十二日逓信省第一會議室に開かれた。同日の會議に於いては、主として大藏、林、池尾、

麻生、澁澤、小林、三好、清瀬各委員が國家管理の妥當性に關する問題、國家管理に關して政府の抱懐する認識並びに意思の問題、本調査會に於いて成案を採決する意向なりや、または單に見解を聴く程度なりや等につき逓信省當局との間に質疑應答を重ねた。前回に逓信省が參考資料として配布した國策研究會案が本總會に於いて取り上げられ、この案を中心とする可なり突つ込んだ意見が各委員から開陳された。大體に於いて業者側委員の發言は、政府の意向と對蹠的なものであつた。その業者側の見解を文書に依つて表現したものが、所謂五大電力會社の連名の下に作成された「電力統制に關する意見書」並びに「電力統制要綱」であるが、これは本會議に提出、各委員に配布された。即ち右兩文書の内容左の如し。

電力統制ニ關スル意見書

去る十八日委員會ニ於テ「電力ノ國家管理ヲ爲シ云々」ノ諮問事項ハ、民有國營ト謂フガ如キ形態論ニ捉ハレズ、廣ク國家ガ平時非常時ニ處シ、其ノ管理統制ヲ如何ニ有效ニ實施スベキヤ、其ノ方法ニ付キ諮問スルモノナリトノ永井遞相ノ説明アリ、且各委員共是ナリト信ズル對策ニ付意見ノ開陳ヲ求メラレタルニ依リ、本委員等ハ目下ノ戦局ニ對シ且電氣事業ノ本質ニ鑑ミ、左ニ其ノ所見ヲ卒直ニ陳述シ且私案ヲ附シテ當局並ニ委員各位ノ御參考ニ資セントスルモノナリ。

一、國家非常時ニハ企業形態ノ變更論ヲ爲ス必要ナク寧ロ軍國動員ノ主要資源トシテ電力ノ擴充ト動員調整ヲ爲スベシ

日支事變ハ其ノ戦局ノ擴大且其ノ影響ノ深甚ニシテ豫測スベカラザルハ未曾有ノ事ニ屬ス。速ニ兵備ヲ擴張シ大勝ヲ博センガ爲ニハ國內生産ニ重點ヲ置キ、兵器並ニ戦争ニ必要ナル物資ノ生産ヲ擴充セザルベカラズ、從ツテ之ガ根源動力ハ發電力ノ増加、配給ノ擴大ニ俟ツベキコトハ、目下ニ於ケル急務中ノ急務トスルトコロ

ナリ、而シテ之ガ爲ニハ上下協力異常ナル努力ヲナスニ非ザレバ、其ノ目的ヲ達スルコト困難ナル次第ナリ、然ルニ電力民有國營論ノ如キ平常的國家管理形態論ヲ以テ非常時電氣事業ニ臨ムハ、激流ヲ渡渉スルニ當リ乘馬ヲ乘換フルガ如キモノニシテ、之ガ爲其ノ體制ハ弛緩シ其ノ勇進性ハ阻害セラレ、一般ノ危惧ヲ招來シ之ニ依ル株式ノ下落、從ツテ拂込増資借入金社債ノ困難ヲ來シ、設備擴充ノ阻止停頓ヲナスベキハ當然ノ結果ニシテ、現今ニ於ケル電氣事業界ヲ蔽フ瘴霧ハ此ノ一事ニ在リト斷ズルモ過言ニ非ザルベキヲ信ズ。

二、日鮮滿支ノ水火動力ノ綜合的開發ト調整トガ日本ノ新ナル電力統制ノ大方針タラザルベカラズ

政府ハ國內ニ於ケル未開發水利ノ合理的開發ヲ爲スニハ國營ノ外ナキモノ、如ク謂ハルルモ、之ガ當否ハ暫ク措キ、目下我國ノ生産國防上最モ必要トスル重工業ノ動力トシテ之等未開發ノ電力ガ果シテ克ク其ノ使命ヲ擔當シ得ル丈ケ豊富ナルヤ否ヤハ極メテ疑問トスルトコロナリ、然ルニ鮮滿支ニ於テハ原料豐富ニシテ且其ノ原料地附近ニ於テ燃料及水力發電地點多ク、之ヲ開發スルコトニ依リ極メテ低廉且豊富ナル電力ヲ發生シ得ベシ、之等ノ好地域ヲ我勢力範圍内ニ收メツツアル今日ニ於テ、東亞百年ノ大計ヨリシテ其ノ資源ヲ開發シ以テ産業上世界ニ雄飛スベキ大乗的綜合的計畫ヲ樹立スルコトハ、我國トシテ爲スベキ刻下ノ急務タラズンバアラズ、徒ラニ國內舊家屋ノ修繕保守ニ汲々トシ、却ツテ有意義ニシテ宏大ナル新家屋ノ建設ヲ等閑視スルハ吾等ノ甚ダ遺憾トスルトコロニシテ、全體主義的統制ハ日滿支ヲ綜合シテノ大計畫ヲ其ノ前提トスベキモノナリト信ズ。

昭和十二年十月二十二日

池 尾 芳 藏
林 安 繁

電力統制要綱(案)

一、事業ノ統制強化

政府ハ國內一般電氣事業者ヲシテ左記事項ヲ徹底實行セシム

- (一) 發電、送電、變電設備ノ綜合的建設計畫
- (二) 電力配給ノ合理化並ニ設備ノ經濟的運用
- (三) 電力ノ需給、融通、託送等ニ關スル統制
- (四) 發電、送電、配電設備ノ整理並ニ豫備設備ノ充實
- (五) 供給電氣料金ノ衡平、低廉化

二、地方ブロック地域ニ依ル事業統制

事業ノ劃一統制ヲ圖ル爲全國ヲ適當ナル數個ノ地方ブロック地域ニ分割區分ス

- (一) 一地域内ノ事業者ハ電力ノ融通、設備ノ連絡、共用等統制ノ實ヲ舉グルノ途ヲ講ズルモノトシ之ニ關シ主務官廳ハ必要ナル指示又ハ命令ヲ爲ス
- (二) 地方ブロック間ノ聯繫ニ關シテハ關係事業者之ヲ整備シ其ノ事業者間ニ電力ノ融通、聯繫ニ關シ地方ブロック間ノ電力配給ヲ圓滑ナラシメ以テ設備ノ利用、能率ノ増進ヲ圖ル
- (三) 地方ブロック地域ハ事業ノ統制、運營並ニ國防上、行政上重要ナル關係ヲ有スルヲ以テ慎重ニ之ヲ分割

松 永 安 左 工 門
增 田 次 郎
小 林 一 三
(イロハ順)

區分セラルベキコト勿論ナリト雖、左ノ八區域ト爲スモ一案ナルベク其ノ各プロツクニ包含セラルベキ地域ニ關シテハ既設ノ發電、送電設備並ニ既設事業ノ形態等ヲ考慮シ適當ニ之ヲ定ムルモノトス

- (1) 北海道地域
- (2) 東北地域
- (3) 關東地域
- (4) 中部地域
- (5) 關西地域
- (6) 中國地域
- (7) 四國地域
- (8) 九州地域

三、統制委員會ノ設置

各電氣事業者ハ第一項ノ事業ヲ遂行スル爲各地域毎ニ「地方統制委員會」(假稱)ヲ設ケ又地方統制委員會ヲ統理スル爲「中央統制委員會」(假稱)ヲ設ケ

- (一) 地方統制委員會ハ其ノ地域内ノ電氣事業者ヨリ選任セラレタル委員ニ依リ之ヲ組織ス
- (二) 中央統制委員會ハ地方統制委員會ノ委員中ヨリ選任セラレタル各〇名ノ代表者ヲ以テ組織ス
- (三) 地方統制委員會及中央統制委員會ニハ主務官廳ノ關係官吏之ニ參與シ電力統制ニ關シ必要ナル指導監督ヲ爲ス
- (四) 中央及地方統制委員會ニハ必要ニ應ジ專門委員會ヲ設ケ

專門委員會ノ委員ハ中央又ハ地方統制委員會ノ指名ニ依リ夫々之ヲ選任ス

- (五) 配給司令ノ一元化ヲ期スル爲地方統制委員會内ニ「地方配給司令部」(假稱)中央統制委員會内ニ「中央配給司令部」(假稱)ヲ置キ、各地域内ニ於ケル水力、火力發電所並ニ送電線路ノ經濟的運用ヲ圖ルノ外、各地域間ノ電力融通調節ヲ爲ス
- (六) 中央配給司令部ハ主務官廳ノ指揮監督ノ下ニ地方配給司令部及各事業者ノ配給所ニ對シ必要ナル指揮命令ヲ爲ス
- (七) 各事業者ノ配給所ハ地方配給司令部ニ毎日其ノ翌日ニ於ケル電力使用豫想量並ニ之ニ對スル供給過不足量ヲ通告シ、地方配給司令部ハ之ヲ中央配給司令部ニ通告ス
- (八) 地方配給司令部ハ中央配給司令部ノ指揮監督ノ下ニ各事業者ノ配給所ニ司令シテ各社間ノコール取引ヲ爲サシメ且火力發電所ノ選擇運轉、調整池及貯水池ノ利用ヲ指示ス
- (九) 各需給地點ニ於ケル電力料金ハ水力、火力發電別、豐水、渇水期別ニ應ジ中央統制委員會ニ於テ之ヲ決定シ主務官廳ノ認可ヲ得テ之ヲ實施ス
- (十) 中央統制委員會ハ發電、送電設備ノ一元化ヲ圖リ其ノ利用ヲ増進スル爲地方統制委員會ノ決定シタル將來ノ建設計畫案ヲ綜合審議シ之ヲ主務官廳ニ報告ス
- (十一) 中央統制委員會ニ於テ審議セラレタル事項ハ之ヲ主務官廳ニ報告シ、主務官廳ハ之ヲ審査シタル上地方統制委員會ニ對シ必要ナル命令ヲ發ス

四、電氣廳ノ設置

政府ハ電力統制ニ關スル管理業務ノ一切ヲ司掌セシムル爲「電氣廳」(假稱)ヲ設ケ電力統制委員會ヲ指

導監督スルモノトス

電氣廳ノ掌理スベキ主タル業務ハ概ネ左ノ如クナルベシ

- (一) 電力統制委員會ノ指導監督ニ關スル事項
- (二) 發電及送電計畫ニ則リ發電、送電設備ノ建設計畫ノ審理決定ニ關スル事項
- (三) 電力配給ノ司令ニ關スル事項
- (四) 發電及送電設備ノ利用能率増進ニ關スル事項
- (五) 需給電力料金ノ設定ニ關スル事項
- (六) 電力動員ニ關スル事項
- (七) 發電水利法ノ制定並ニ其ノ運用ニ關スル事項

以上

前後二回の委員會に依つて、業界方面を代表する委員やこれと同一傾向を執らんとする委員が、政府の國營方針に反対であることが益々明瞭になつて來たので、この儘委員會を繼續するとも結論に到達することは困難であるとの見透が有力になつた。そこで政府側に於いても、適當の機會に小委員會を設けて原案を得んとする方法は最初からの腹案であつたので、大臣の下に次官、局長等集合して種々打合せたる後、小委員會の顔觸れ等を協議し、なほ大和田局長起草の國營反對論に對する反駁論を審議し、更に協議の結果、第二回臨時電力調査委員會の席上五大電力會社長連名にて配布されたる「電力統制に關する意見書」並びに「電力統制要綱」に對する反駁を試みることに決した。

第三回總會

十月二十五日午前、大臣、次官、電氣局長は大臣官邸に參集し、本日午後開かるべき第三回總會に臨む打合せを行ひ、小委員の顔觸れ等を内定した。

かくて同日午後愈々第三回臨時電力調査委員會は開かれた。當日の會議は恰も討論會の形を呈した。即ちまづ増田大同電力社長は、電力國營案は外債處理上不都合なりと力説し、水利權を回收することは業者に對して餘りに酷なり方であると嘆じ、前回に提出した意見書並びに私案の精神に關し、五大電力を代表して詳細に陳述した。

今井田委員は、本委員會に於いて現状打開論と現状維持論とが對立して議論を圖はしてゐたのでは、何度會議を繰返すとも結論に達し得ないであらうと前提し、電力の統制強化が一般に必要なりと認められて來た今日、有力なる五大業者側から統制強化を内容とする案が發表されたことは業界の一大進歩となし得べきも、自治統制の方法に據らんとすることは折角の誠意を疑はしむるものであると斷じ、又非常時なるが故に民有國營の如き平時立法を排斥せざるを得ずとなすが如きは全く本末を顛倒するもので、非常時なるが故にこそかゝる統制が必要なのだと力説した。

松永東邦電力社長並びに池尾日本電力社長は、共に前回提出せる案は慎重に攻究したる案であるとなし、國家管理に依る必要なしと結論した。

増永委員は、五大電力共同提出の案の内容を検討するに、その目標とするところは賛成なるも、自治的方法に依つては、その効果疑はしと斷じた。

麻生委員は、五大電力共同提出の案を痛烈に批判し、要するに時局の壓迫を感じた結果已むなくかゝる案を試作したるに過ぎずして、重壓散せば再び業者同志で有害無益の競争をなすは必然であり、一言にしていへば誤魔化し案に外ならないと攻撃した。

山本博士は、國家の重大案を決定するのであるから宜しく時勢の趨くところを洞察し、人の和を基調として結論に到達されたと希望した。

この時岩倉委員は議事進行に關する發言を求めて左の如く小委員會設置を提議した。

議事進行でちよつと申し上げます。私はこの委員會に出ます時に、また政府は調査會を一、二回形式的な會を開きまして、小委員會か何かでやるんだと思つて居りましたが、意外に眞面目な議論が展開しまして、どの御方の所説にも非常に私は感心して居つたのであります。どうか將來も委員會をかう謂ふ風にしてやつて戴き度いと思ふのであります。どうも段々伺つて参りました、大體この問題の政治的、思想的、經濟的、社會的に重要なことは克く分りました、また一方五電力會社の進行案と言ひますか、案を御提出になりましたので、問題がはつきり致しまして、また同時に今日になりますと、國策研究會の案も一々論議されました、大體に於いて私共素人にもヒントを得られ、これ以上私は大勢忙しい御方が毎會お寄りになる必要はないのではないか、今山本委員のおつしやつた様に十五名位の小委員會をお作りになりました、これで十分検討して戴いて、この結果を我々に仰せ戴くならば宜いのではないか、問題も重要であります、また他に重大な問題も澤山ありますので、かう大勢の人が始終お寄りになる必要が今日に於いては十分に盡きて居ると思ふので、皆さんの御賛成を得まして、小委員會にお移しになることを願ひ度いと思ひます。

各委員は右の提議に賛成し、小委員も大臣指名十二名と決した。指名を受けた小委員は、本會議散會後引續き合議の結果、委員長その他必要な組織を定め、十一月一日第一回小委員會を開催することに決定した。小委員會の構成内容左の如し。

委員長 伯爵 黒木 三 次

小委員 男爵 岩倉 道 俱 池 尾 芳 藏 今 井 田 清 徳 大 橋 八 郎

澁 澤 元 治 津 島 壽 一 町 田 辰 次 郎 松 永 安 左 工 門

三 好 榮 次 郎 若 宮 貞 夫 田 島 勝 太 郎

遞信當局に於いては右小委員會に「幹事案」を提出することに決し、一方に於いて業者の主張するところを詳細に研究すると共に幹事案説明に當つては萬全を期するため屢々深更迄協議を重ねた。

第一回小委員會

第一回小委員會は十一月一日遞信大臣官邸に開かれた。劈頭黒木委員長は議事進行に關して左の如く述べた。

これより委員會を開會致したいと思ひます。開會の初めに當りまして議事進行について少し申し上げたいと思ひます。それは前三回に互る委員會に私も出席して居りまして、色々御議論を拜聴致したのであります、が、なるべくこの小委員會に於いては、議事の焦點を何處かに決めて行かなくてはならぬと思ひますが、私の拜聴した所では統制といふことは或る程度のこととも議論でなく、たゞその範圍方法如何と言ひまするか、さう云ふ度合の問題が主になつて來て居ると思ひます。それでこの委員會も何とかして答申案だけを得たいと思ふのでございますから、第一にその範圍といふことを一つこゝで御議論を願ひたいと、かう思ふ次第であります。それから前三回中御議論になつたもので政府當局から未だお答にならないこともあるやうに思はれますし、またそれと、こゝにおいてになる方々も御議論をお盡しにならない點もあるだらうと思ひますから、さういふ點について重ねてお質しになりたいと思ひの方は簡單にその由を申して載けば、當局の事務の方々がいらつしやいますから、その方々から事務的の觀方も色々ございませうから、さういふお答を得て議事を進行して行きたいと思ふ次第でございます。

本委員會に於いては、業者側委員から、電力統制は單に戰時立法とすべき旨の主張が行はれたが、委員會を支配する大勢とはならなかつた。而して次回に於いて管理の必要性につき政府側の説明を聴取し且つ幹事より議題となるべき一案の提出を求むることにして散會した。

同日今井田、大橋の兩委員は、次回の委員會に臨む政府側の態度に關し、大和田電氣局長に對し左の如き忠言を寄せた。即ち本日の委員會の形勢に鑑み、次回委員會に提出すべき幹事案は、當局の最後決定案をその儘提出することを差し控へ、骨組のみの簡單なるものに止め、大部分を説明に譲ることにし、而も相當修正の餘地を存するものとする必要があるといふのであつた。仍つて大和田局長は直ちに幹事覺書を作成し、同夜九時半大臣に會見、種々懇談の結果、大臣も右委員の進言の如き方針を執ることに賛意を表した。

第二回小委員會

第二回小委員會は十一月二日遞信大臣官邸に開かれた。先づ黒木委員長から左の如き挨拶があつた。

では昨日に引き続きましてこれより委員會を開催致したいと思ひます。昨日政府當局に管理私案でもあればといふことを御願ひして置いたのでありますが、極く荒いものが出來て居ると云ふ御話でありますから、その荒いものを戴いて、その説明を先づ承り、それについて論議して行つた方が事が早く行くだらうと思ひますので、さう取扱ひ致します。どうぞ御朗讀を願ひまして、それから御説明を戴きます。

かくてこゝに愈々幹事試案が登場した。幹事試案の内容左の如し。

記

一、管理ノ範圍

(1) 國家的統制ニ必要ナル左ノ設備ニ依ル發電及送電ハ國家ニ於テ直接之ヲ管理ス

1、主要新規水力發電設備

發電水力資源ノ合理的開發利用上避クベカラザル既設水力發電設備ヲ含ム

2、主要送電設備

3、主要火力發電設備

(a) 前項ノ範圍ニ屬スル設備ハ新ニ設立スル設備會社ニ於テ施設又ハ入手ノ上之ヲ政府ノ用ニ供ス
設備會社ニハ資金調達、其ノ他業務遂行上必要ナル特權ヲ附與ス

二、管理ノ方法

(1) 政府ハ電氣廳ヲ設ケ國家管理業務ノ一切ヲ司掌セシム

(2) 政府ハ官民ノ衆智ヲ蒐メタル電力審議會ヲ設ケ電力管理業務ニ參與セシム

三、配電事業

發送電ノ國家管理ニ照應シ配電事業ニ對シテハ更ニ之ガ統制ノ擴充強化ヲ圖ルモノトス

四、其ノ他

電力ノ動員、農山漁村、家庭ノ電化ヲ迅速、容易ナラシムル様常時特殊ノ配意ヲ爲スモノトス

この幹事試案に關して、大和田幹事は左の如く詳細なる説明を加へると共に、電力問題に對する政府側の見解並びに強硬なる態度を開陳した。

たゞいま朗讀致しましたのは、案と申します程度に立至つて居りませぬので、たゞ私から心積りを御説明申上げます。ほんの覺えと言つたやうな積りで、骨だけを書抜いてあります。その程度に左様に御覽を願ひたいと思ひます。

總會以來、御質問に類した御言葉も相當に拜聴して居りましたし、中には國策研究會の方から御答になつて然るべきものもあるやうに考へましたが、私共と致しましては、大體に於いて國策研究會の決定して居りまする事柄に同感を表して居りますために、便宜私共の方から或ひはその御質問の趣旨に對する御説明を申上げるかも知れませぬ。尤もそれ等の詳細につきましては、研究會の方の當時の委員長も居られますから、御答があると思ひますが、私が主としてたいし申上げたいと思ひますことは、國家管理と云ふことが必要なかどうかと云ふことも、委員會には諮問をして居りませぬけれども、本筋として矢張りこれを一應申上げて、御諒承を得て置くことが順序として相當でもあり、また親切な行き方であらうと云ふやうな御意嚮のやうに拜承致しましたから、私共がこの國家管理をやらなければならぬと感じて居りまする事柄を簡單な言葉を用ひまして、聊か時間を戴いて申上げて見たいと思ひます。

まづ電力の問題は廣田内閣以來相當問題になりまして、今日に續いて居りますが、この扱ひの根據について色々の、例へば思想的背景でありますとか、軍國的、好戰的態度から出て居るのでないかと云ふやうな、種々の批評もあつたのであります。まづ申上げたいことはこれは經濟問題といふことを考へて居ると云ふ點であります。その電力の經濟問題といふことを究極致しますと、昨年來提唱されしる豊富、低廉、良質といふことを電氣の使命として達成したいといふことが目標であります。それは電力が過去の石炭動力時代に代りまして二十世紀の文明を建設して居るといはれて居る位に凡ゆる産業の基礎となり、動力の今日電化されて居る範圍が既に九割に達して居る。形容詞的に、經濟的に申しますと、或ひは寧ろ電氣は原料的地位さへも占めて居るといはれて居る位に非常に産業の眞髓にまで行つて居る、従つて日本の輸出入から考へましても、電氣が輸出されて居るといふ性質の物品が相當に殖えて居る、また逆に從來輸入されて居つた品

物が電力の完全なる運営に依つて防遏されて居るといふ關係も多くなつて居る。その上に日本に於いて喧しく論ぜられて居ります農村の振興問題、この問題が家庭の電化といふこと、相俟ちまして、電力が動力としてこの世の中に現はれたために家庭工業、農村振興工業といふものが容易に相成つて來たのであります。この問題についても、要するに農村振興といふことについても、一年の中に農村の人々の働く統計を取ると百日足らずの勞働しかして居ない。後の三分の二といふものは農業組織の上からして實は遊んで居らざるを得ないと云ふ形になつて居ります。この餘剩勞力を經濟化するといふこと、積極的にいふと今度は電力を以つて勞力に代へて更に節約されたる勞力をまた經濟化する、もう一つ進んで日本の小さい地積を最も有効に集約的に收穫を殖やすやうな途に電氣を使ふ、或ひは更に日本は狭いといひながら未だ／＼奥羽地方など灌漑排水の方法を講ずれば相當の良田を得られるといふ風に我々は考へて居ります。これらは皆電氣といふものが農村地方に廉く豊富に配給することに依つて非常な効果を奏するのであります。既に最近或る地方では電氣の力を藉りて米の收穫を三倍にし得たと云ふ實例もあるやうに聞いて居ります。我々の思ひ及ばざる方面にもこの電力の農業に對する効果が相當に使ひ得る餘地が残つて居るやうに思ひます。これらのことはまた後で觸れたいと思ひますがさういふ問題も解決を致したい。それから輸出物品の値段を下げて販路を擴張し行く上に於いて、如何に電氣が重要であるかといふことは今簡単に申上げましたことでも分ること、思ひますので、詳しい説明を省いて宜しいだらうと思ひます。更に今度は燃料の節約であります。日本の包藏水力は遞信省が今着手して居ります全國の第三次水力調査を完了すると、大體今日調査済の水力の約二倍、理論「キロ」にして二千五百萬キロワット位の水力になるであらうと云ふ見込であります。この全部を石炭で發電するとして、石炭に換算すると極く大難把な數字であります。年々一億トンの石炭に該當するといふ風

に推算して居る。而もこれは年々消費するのであります。この水力を完全に開發利用することの如何に重要な意義を持つかといふことを經濟的に餘程考へなければならぬと思ひます。更に電力の問題を考へます時はこれが文化的使命を完全に達成せしめなければならぬといふ心持を持つて居るのであります。今日電燈を點さない村は殆んどない。世界中で日本は「スイツツル」に次ぐ電燈の普及して居る國になつて居ります。この光といふものを更に燭光数を殖やして明るくすることは國民の保健衛生上にも重大なる影響があります。更にこれを推し進めて内容を調べますと日本の約半數は一軒の家に電燈一燈しか點いてゐないと云ふ現状であります。かういふことで果して今日普及率が大いといふことだけを誇り得るでありませうか。もう少しその内容を擴充し更に家庭に電熱を入れる、家庭電化といふことを導いて行かなければならぬと思ひます。日本人の一人當りの電力の消費量は、最近の調べでも三百二、三十キロワットアワーにしか達してゐない。絶對量からいふと國が狭いからアメリカやロシア等に敵はぬのでありますが、水力國として日本と較べて見ますと、例へばノルウェーが一人當り三千四百キロワットアワーの電力を消費し、カナダが千七百キロワットアワー、スイツツルが千三百九十キロワットアワーといふ一人當りの消費量になつて居ります。日本はノルウェーの十分の一にも達しないのであります。火力を焚いてゐる英國やドイツに較べてさへも敵はないといふ貧弱な状態であるといふことは、電氣の消費量を以つて一國の文化を測定するといふ考からしても考へなければならぬと思ひます。我が國では家庭電化、農村電化といふことは寧ろ電氣の普及からいへば残された處女地である、今後大いに力を盡すべき部分である。これが今後大いに力を用ふべき所でないかと思ひます。かくの如く國民の文化的生活、即ち人類の生活の内容となつて居ります電氣の國民消費量が殖えるやうに仕向けることは、文化生活を向上せしめる所以であらうと思ひます。

次には國防の見地から電力問題を考慮したいと思ひます。これは動力の動員といふことを平時に於いて十分の注意を用ひて行かなければいざといふ目前の必要に迫られた時には直ぐ間に合ふと云ふ譯には行かないので、昨日も申したと思ひますが、國民の健康を平和の時に良くして貰はなければ折角召集してもまた歸すといふことと同じであります。普段からかう云ふ用意をして行かなければならぬといふことを頭に置きつゝやつて行かなければならぬのであります。それにはまた設備の豊富といふこともあります。今日ヨーロッパの如き切迫せる所に於いては配電線、送電線などを地中に隠すといふことも考へられて居ります。殊に我々が考へて居りますことは、外債の關係に依りまして各會社の經營内容を今日外國の方に知らせなければならぬ義務を背負つて居るが、斯様に今日軍機を秘密を保護するといふ特殊の法律さへある時に、極めて僅少なる外債のために最も重要な國家の産業の機密を大體に於いて察知し得られる牒報を外國に與へなければならぬといふことは慎むべきことであります。これについては外債の處理に當つて一つの法律を昨年準備致しまして凡ゆる方面から外債の困難が起らないやうに致しますと共に、不必要と思はれる程の用意を以つて國際信用を維持すると同時に、無用の干渉を御断りしようといふ決心を以つて法律を考へたいのであります。それから更に國防の見地に於いては軍需的製品、平時に於きましては化學工業の製品として、今日まで日本は大部分の化學工業製品を外國から仰いで居つたのであります。これが國內に獨立するに至つたならば、輸入を防遏することが出来、逆に若し電力を豊富にして廉く得られるならば、輸出また必ずしも困難にあらずといふ日本の非常なる反撥力のある國民性が力を持上げて参りますれば、化學工業的發展も今日豫想し得る状態にまで達して來たのであります。たゞ電力が容易に得られない、得られても廉く得られないといふ悩みがあります。この化學工業用品は一朝有事の際に於いては大體に於いて最も必要な軍需工業にコン

パートする性質のものであるのであります。これらに對して平常より用意を致し、若しこれが從來輸入品でなかつたとすれば、それ程都合はよくないのであります。幸ひ盛になれば輸入を防ぐ關係にある場合に於ては非常に經濟方面に於て好都合と思ひます。殊にこれがまた硫安工場の如き肥料の製造に當りまして、農村の振興にも役立つといふ關係も生じて居ります。現に産業擴充の計畫に於きまして、數十種の品目の軍事上必要な、或ひは化學工業と申して宜しいと云ふ品目の製造を計畫して、これを五ヶ年間に事業を擴充して行かうといふ立案をして居るのでありますが、その各々の一トン當りの電力消費量は或ひは少きは千キロワットアワーから、多きは三、四萬キロワットアワーに達すると云ふやうに電氣を消費するものが殆んど大部分で時局が緊迫致しますとさういふ方面の需用が段々盛になつて参ります。これは平素からさういふ能力を有する工場といふものを設けて居りませんければ、必要に應じて迅速に出來兼ねるのであります。それから農山漁村、家庭電化と國防との關係であります。これは只今ちよつと申上げたのであります。今日或る方面に於きましては本當の意味の、廣義の國防に入るべき軍需工業といふものは地方に分散したる家庭工業に俟つにあらざれば不可能なりといふ議論さへも出て居るのであります。これは或る意味に於いては危険の分散、それから技術を全國にばら撒いて養成して置くといふこと、そのことが結局能率の増進になつて、コストを下げることになる。而して軍事豫算は年々膨脹して止まないものでありますから、この軍事豫算が全國にばら撒かれるやうに、一遍取上げられるが、それがまた全國に種々な形に於いて戻るやうに、なるべく廣く體をかはせるやうな途を考へなければ財源が涸渇するであらうといふやうな考へ方、かういふやうに色々な見地から軍需工業の廣義國防の意義並びに農村振興の意義、凡ゆる見地からして農山漁村家庭電化といふことの國防上の意義が強まつて参つて居るのであります。スイスの如きに於きましては、これは細かい

數字は多少違つて居るかも知れませぬが、動力、化學工業用の電力消費量が十五億キロワットアワー、家庭用として殆んどこれに匹敵して十二億キロワットアワーを使つて居ります。即ち家庭電氣と他の一切の電氣使用量が全體に於いて半々である程に普及されて居ります。これはスイスの長い間の家庭工業の訓練といひますか、非常に基礎立つた長い間の經驗が今日のピラミッド型の同國の産業形態をつくつて居るのだと思ひます。鐵も石炭もない國がダイセルエンヂンを拵へて、ドイツやアメリカに迫るといふことは何處にあるかといふと、家庭電化に依り部分品の製造を巧みにやつて居ることにあるのであります。

このことは東邦電力の力を入れて居られる名古屋方面に於いては確實に行き届いて居ると思ひます。これをも少し都會中心にしないで、配電線その他に金が掛つても全國にやられるといふと、初めは相當に犠牲を拂ふことになるが、非常に安心を得られる状態に導く所以であると思ひます。現在の電氣事業者、殊に東邦電力の如きは相當に新興事業としてこの方面に力を入れて居られることについては敬意を表する次第であります。併しながら矢張り比較的配電線、送電線の行き渡つて居る所に力を入れて居るといふことは已むを得ないと思ひますが、これをもう少し全國的に進んで行きたい、それには誰か一度さきに踏切らぬといけない、一遍踏切をつけて需用が高まれば、電氣の利用も容易に行き、廉くなるが、最初が困難である。これらについても國家的に考へて最初の踏切をつけて見たいと思つて居ります。また動力用の電氣が戦時になつてどれだけ要るといふこと、これは國家總動員計畫で計算して居りますが、これは絶對的に軍機の秘密で發表出来ませぬ。この總動員計畫の動力を蒐めるに當りまして、今日この動力を起さなければならぬから發電所を造つて置くといふことは全く死蔵といふことになる、即ち豊富低廉の趣旨に矛盾するといふことを當業者の方で論ぜられて居ります。これは設備を遊ばして置けば、電氣は豊富にはならうが廉くならないといふ

ことであります。併し幸ひにして日本はたゞいまのところ農山漁村とか、家庭電化の上に大なる處女地を残して居ります。これらの目標を通して、一方化学工業に當て、置きますれば、その電氣の倉といふものが死蔵にあらざる倉といふことになりませぬ。更に國家總動員であるとか、或ひは動力の動員であるとか、生産力の擴充といふことを高調すると、如何にも電力問題は平和運動の反對で戦を挑むが如きものに見える。殊に軍部が力を入れて居るといふので、左様な非難を受け易いのであります。がこれは全く反對であつて、電力問題は世界平和の崇高なる大運動であると考へて居るのであります。今日の日本が非常時に直面して居るといふのであります。この非常時といふものは如何にすれば解消するか、日本が生活に於いて必要な品物を外國から買はなければならぬ。それを買ふには生産力を擴充して輸出を奨励しなければならぬ。然るに輸出すべき市場は國際的に閉鎖されて居る、その閉鎖して居るものを叩き開いて行かなければならぬ、それには力が要る、その力が要るといふことになる。軍需品の製造は必要である。でなければ非常時といふものは解消する時がないと思ひます。然らばその非常時解消の最も根本的手段は何かといへば、必需品の自給自足を圖るやうに進むより外に仕方がない、滿洲事變も日支事變も要するに平和運動の一過程に過ぎない、電力問題また然り、電力を國家的に十分に豊富低廉にして、資源の創作にまでも進みたい、その他凡ゆる點に於きまして日本の生産の關係を整へて行きたいと云ふ心持が茲に強く働いて、この問題は取上げられて居ると私は考へて居るのであります。これらの點は餘り詳しく申上げては生意氣のやうでありますからこの程度で止めて置きます。

更に電氣の問題は國營といふことを理想とすべき産業であるといふ風に今まで考へられて來て居ると思ひます。即ち電氣の源が水であつて、殊に日本に於いては天然自然に生ずる水の力を主に利用する。石炭にし

ても人間が造つたものではありませぬが、特に水力は天然自然のものであります。或る特別の期間事業者にこれを特許して使はせて居るといふ形に今法律ではなつて居ります。昨年來これを私有せしめた方が水量が増加するであらう、従つて能率を發揮するであらう、これを國營といふやうな方面に抑へてしまつては發展性を失ふものであるといふ議論をして居られた方がありました。水といふものはこれを私有せしめても殖えるものでない。これは雨を降らす術を會得せざる限りこれを殖やすことは出來ない。即ち私有と水量の増加といふ問題とは關係はないのであります。それからこれは國の資源でありますから、なるべくこれは國民全體がそれに均霑して平等に利益を享受するやうにしたい、營利の目的を以つて中斷するといふやうなことを避けたいといふ一つの目的が成り立つと同時に、また先程も申しました如く、電力は生活の内容であり、凡ゆる産業の基礎である、即ち天恵的の公共的な重要性を持つものであります。家庭の何處にでも進む普遍性のものでありますから、無論太陽の熱や空氣と違ひまして、人工を加へなければ起りませぬけれども、さういふ風なものと同じやうに凡ゆる人に心安く差別なく使はせて、而して人生の幸福を増進せしめ、産業を進展せしめる上に基本的のものであります。而もこれは同じ場所に二重の設備を許すべき性質のものでないであります。一つの設備で宜いのであります。競争がなければ自から沈滞する、腐敗するといふ議論も昨年ありましたが、電氣事業に關する限り競争を許して居りませぬ。許すべきものでないから許してない、若し競争を許して居りましたならば一時は需用者は喜びませうけれども、結局その費用は悉く將來獨占されてその人達の頭に降りかゝつて來る。後に残るものは無用の二重の設備、不必要なる殘骸がそこに過去の激烈、醜惡なる競争を嘲笑つて居るやうに残るだけの事である。意義の無いことになるのでありますから、これは自然獨占といふ性質のものである。更にこの日本の水力發電は特に資金の巨大を要しますから、

その巨大なる資本といふものが固定致します。而も種々の料金政策その他の關係上、左程早く回收さるべき性質のものではございませんから、これまた相當大資本を要する性質の事業である。その上に電力事業といふものは大規模な經營を致しますといふと、建設に於いても割安となり、また電力經營上、電氣事業經營上に於いても種々の利益がそこに發生致しますして、これを個々分立せしめるより全體的に眺めますと遙かに電氣そのもの、無駄のない利用といふことが行はれるといふことは、これは争ふ餘地がないのでありまして、これら種々の點を考慮に入れますといふと、電力事業の如きものは、矢張りこれは水力を獨占せしむべき筋のものではないのだといふ結論に學問上一致して居ると認めて居るのであります。更に經營的にこれを考へて見ますといふと、人工的の大規模の經營を以つて最も有利とする經營であります。それで水力資源の遺漏なき開發、その内容と致しましては、項目を擧げるに止めますけれども、水力の涵養、水の完全なる利用、それには貯水池等の利用方法を考へます。或ひは雨水を溜めることを考へます。また治山治水といふ方面に進めて行く事が、利用の方面に大きな効果を擧げるのであります。それから日本に最も大切な水力の命が最早餘り長くなく、開發し盡されんとして居る實情に於いて、今後の水力資源の命を長からしめて行くといふ、非常な大切な考慮を今からめぐらして置かなければならぬ。これが個々分立せる經營に於きましては左程思ふに任せないといふやうな關係になるのであります。一つの川の流れを勿論完全に利用致しますのみでなく、多くの川の流れ、渦水時と豊水時を異にして居りますものを繋ぐといふこと、例へば幾多の川を切々にして水力發電を致しますための國家的損害といふものが實例として多々存在して居るのであります。次に設備を經濟的に使ふ事でありまして、即ち送電線の利用につきましても、全國的にこれを眺めて行きますといふと、必ずしも或る地點に起した電氣を或る場所に持つて行かなければならぬことはないのであります。

す。最も近い最も都合の好い發電所の側で使へばよいのであります。兎にも角にも電力發生地點と、消費地點との間の合理的、經濟的な連絡を考慮しつゝ計畫して行きますれば、送電のロスといふものも減つて參るのであります。また或る一方に於いては無暗に荷の掛つた送電線があると思へば、片一方に於いては割に樂なものがあるといふやうな不均衡も無くなるであります。また發電の設備に於きましても、水力發電に就いては池、湖水の利用であるがその他水のビークの取方に致しまして、また水の能力にしてもワンマン・コントロールの組織に依りますと能率的に遣り得るのであります。火力發電に於きましても、各自が能率的にやるといふことは、これは個々の會社が分立して居れば止むを得ないのであります。共同に設立致しますと寧ろ有効であらうと思ふやうな場合でも、矢張りこれはなか／＼各々會社の都合もありまして、必ずしもさういふ風に行き兼ねるといふ事情もありまして、若しこれが一つになりますと、餘程その方面の最も能率のよい發電所を使ふといふことになりまして、それらに依るところの石炭の節約といふことも出來ます。それからこの頃は火主水従といふやうな議論さへも人に依つては唱へられます。また石炭の廉い所には何を苦しんで水を利用するかといふやうな事もいはれます。これは採算の點から考へますと、その時に應じさういふ議論が行はれるのは無理もないと思ひます。併し燃料國策といふ見地から考へますと、北支、滿洲といふやうな所に燃料があるからといつて消費してしまへばなくなる、またこれを掘るのに人力が要り、運ぶのに船が要り車が要るといふやうに、今日直ちに困つて火力發電が悲鳴を擧げて居るといふやうな情勢に鑑みましても、水力があつたらベイスとしてこれを使つて置くといふのは當然のことで、一旦設備を造つて年々償却して行けば終には只になるといふやうな洵に廉い結果になりますから、火力發電については最早説明は要らないと思ひます。或る程度には火力の方が良い場合もありますが、併し國家的に見てはどうかと思ひま

す。昨日もお話がありました。が電気事業法の運用について電気委員会といふのがございまして、これは年々發送電の豫定計畫を五箇年宛計畫致しまして、この計畫に基いて今日五箇年の計畫を實行して居るのであります。この計畫を樹るといへば、甚だ立派に響きますけれども、これも矢張り現在の各事業者の計畫、事業者として分立して居る前提の下に計畫を實行致してありますから、國家經濟から出發した計畫とは参り兼ねることは當然であります。それから農村、家庭方面の電化が困難であるといふ事、これも田舎に参りますと、配電設備、送配電に致しても金をかけた割合に消費の能率が悪いのでありますから、今日の状態に於いては農村や家庭方面の電化の困難な事は當然であるのであります。これには矢張り場合に依りましては先程も申しますやうに、幾らか無駄をかけても或る程度の設備をして、それから先き需要が殖えますと、これは矢張り段々安くなるので、暫くの間は國家的見地から相當の犠牲を拂つて、これもこれはやつて行かなければならぬのであります。勿論電氣だけで農村振興が出来ると思つてはゐません。凡ゆる國策の集中實現に依つて達成されるのは申す迄もない事でありまして、電力國策として取上げました際にはさういふ綜合集中に進むやうな前提の下に之を取上げたのであります。それから勞力を低廉にし均衡を持たせ、更に國家的に必要な種々の産業に對しては、その成り立つ迄は補助金の代りにやる場合もありませんが、これは補助金のみに依らずとも色々な方面からこれを助けて行くといふことが必要なことであります。さういふ意識を加へた政策といふことはこれはなか／＼現在に於いてこれをやれといふことは困難であります。

また料金を下げるといふ問題に現に當面致して居るのであります。遞信省はこの十二月一日より料金の更改を行ふことになつて居りますが、矢張りこれは會社それ／＼の事情がありまして、例へば卸賣の料金の問題に致しましても、なか／＼事業者間では折合がつかない、圓滿についた例は私共は知りません。常に仲裁

人に頼んでやつて貰ふ、その仲裁人に出す材料たるや、買ふ方は時節柄安くすべきだと主張し、一方は物價が昂つたから高くすべきだと主張し、話がつかないで仲裁して貰ふ、時節柄料金を下げるべきだといふことになるが、一方は物價が昂つたから下げられぬといふ、これは營利會社としては己むを得ない正當防衛として幾多の論があると存じますが、なか／＼これを現在の會社の状態に任せて置いて公正なる料金を維持するといふことは到底困難だと考へるのであります。それでは國營といふ言葉を假りに用ひまして、國家的な大きな經營に移すと致しましてどういふ利益があるか、これは大體一言を以つて盡きると思ふのであります。が、詳しい説明は時間を大變取つて恐縮でありますから、省略致しまして、たゞ一點だけ申して置かせう。それは全體的に水力を統制致しますことに依りまして、殆んど現状に於いては需用の途も無いやうな餘剰の電氣が非常に有効なる働きをなすに到るであらうといふことであります。これは昨年の調でありますから、少し古くなりましたけれども、昭和十年の四月頃取調べた例に依りますと、豊水期に於いては關東だけでも五億キロワットアワーに相當する水を流して居ります。同じ時間に關西並びに中國の方面を見ますと、六億五千萬キロワットアワーに相當する石炭を焚いてゐる。これらのは若し水力といふものが全體的に旨く行きますといふと、忽ち相殺し得られて無駄な石炭消費を省き得るといふことになるだらうと思ふのであります。これに對しては大きな送電線を造らなければ駄目ではないか、設備を更に大袈裟に改良しなければならぬといふやうな議論もあつたと思ひますが、それは負擔して宜からうと思ひます。凡そ送電線といふものは、大きくなればなる程送電ロスも減少するのでありますから、必要に応じて大會社がこれをやつて宜からうと思ふ。無用に造る必要はありませんが、まあともかくにも先程申しました事柄は大きな目で觀て一人の手でこれを統一致しますといふと、大體に於いてその目的を達し得るのであらうと思ふのであります。

す。その他工事を致します際の色々な摩擦、或ひは因縁をつけて金を取られるといふやうに、新規の開発については可成り事業者は苦勞して居られますが、この點については國營にでもしてやつた方が宜くはないかといふ説も可成り殖えて居るやうであります。それについて一つの例として縣營の電氣を引いて見たいと思ふのであります。今日縣營を致して居ります電氣事業が五、六ございしますが、單に青森縣の一つの例を引いて見ましても、あれは全部の會社を統一しましても二萬キロ足らず一萬何千キロの電力の統一に過ぎなかつたのであります。ちよつとした送電連絡をつけたため二、三千キロからの電氣の餘裕が生れた、かういふことがありまして甚しきは五割、少きも一割乃至三割も料金引下を實施致して居るのであります。これは從來多數の電氣會社があつて多數の重役を必要として居つたのが、たつた一人の電氣局長に依つて統轄致しまして適當にこれを捌いて居るといふ點もありませうが、かういふ實例があります。私は縣營を理想にして居ると申すのでありませんが、少くも或る範圍に於いてさへもこの統一の効果といふものはあるといふ一つの簡単な例として申上げて差支無いのではないかと思ふのであります。それから矢張り全體の統合が生じました結果この電氣の餘裕が出来たのだらうと思ひます。これはイギリスの實例に徴しましても、イギリスが電力の國營を致しまして、あのグリッドシステムを實施します迄には、年々五十萬キロからの火力發電の新設を必要として居つたさうであります。一九三二年の調に依りますと、最早六萬キロ位の新設で間に合ふやうになつた、その間の連絡を私は調べて居りませんが、さういふ數字が出て居るのであります。十年間の利益に依りまして、送電線を拵へたこととサイクル統一に要したる費用とが、償却出来るといふやうな報告を致して居つたことを思ひ出すのであります。その外資金の點につきましましては寧ろ國營になればその収集に困るであらうといふやうな議論でありましたが、私共は反對に、電力の國策といふことを苟くも閣議を経

て實行する場合にその建設資金に事を缺かすやうな、そんな心持でこの問題を取扱ふ位なら止めた方がよいかやうに考へて居りますが、勿論これは我々末輩の考でありますけれども、國策を眞に取り上げやうと御決定になる政治家、上司に於かれては常に十分考慮して居られることと私共は信賴するのであります。なほ最後に思想的問題があつたのであります。今日の電氣行政をさも消費者本位に考へて居るかの如くいはれて居る傾向があるのであります。曾ては事業者本位であつたが、今日は消費者本位の行政であるといはれて居るのであります。今日の電氣局は左様な考を持つて居りません。消費者本位といひ事業者本位といひ共にこれは偏り過ぎて居る。我々が考へて居りますのは、若し何本位かといふならば日本本位、即ち日本の國體は一君萬民全體本位に共に榮えるといふのが日本の政治であります。この電氣に關する限りに於いても國家のために一つこの電氣を最も理想的に動かしたい、かういふ考以外に何物も無いのであります。恰も國民精神を代表致されて君國のために萬歳を唱へて戦死される兵士の如く、産業全體の基礎としての兵士たる電力は全産業のため、全體のために萬歳を唱へてこの際戦死をされたらどうか、かういふやうな心算で、言葉は甚だ穩かでありませんが、詰り營利を念としないで經營するといふことは營利事業としての戦死である。併しながらこれは名譽の戦死であります。國家全體の産業を繁榮せしむるための戦死である。かういふやうな意味で現在の事業者には今日の電氣事業を育て上げたことに於いて色々な功があるかも知れませんが、今日の時代に於いて國民共に殉ずるといふやうな意味に於いて、これを國營に移しましても決して問題はないのぢやなからうか、かやうな意味の心持を以つて國家的統一經營に、電氣に關する限りこれを移さなければなるまいといふ心持がこの管理を爲すことに決定した最初の成り立ちであると左様に考へて居ります。さて今日お配り致しましたのは——大變長々と申上げて恐縮であります。昨日何故管理をやるのだ、そ

の氣持を言へといふ話がありましたので、非常に熟して居ないやうなことを申した點もあるかも知れませんが、ほんの思つた儘遠慮なく申したのでありますから、御諒承を願つて置きます。今日お配り致しましたのは案といふ迄に達して居りませんで、たゞ「記」といふやうな事を書いたのでありますが、たゞ今申したやうな心算で、我々電氣局の幹事共は昨年来殆んど顔觸が變つて居りません。同じスタッフで以つて續けて參つて居りますが、理想を申しますと昨年案を今でも理想と考へて居るのであります。併しながらその後の情勢、社會の變遷、日本の當面して居ります時局の急迫、色々な點を考慮致しますといふと、凡て計畫といふものはさう凝滞すべきものではない、自然と共に移るといふことは必要でありますので、永井大臣御就任の上、我々に電力に關する一つの指標を與へられたのであります。その指標を我々電氣局の者が皆で吟味致して見ましたら、眞に御尤もと考へましたので、新に一つ考へて見やうといふので多少の案を練つて居つたのであります。その後この委員會が設立され、御意見を種々拜聴致しまして、國策研究會に於いても特に研究を進められ、結局あの國策研究會の心持が私共も今日の時局に即して大體あの程度のこと、寧ろ早くこの案を實現し得る所以であらうと、かういふ心持に大體の所なつて居るのであります。そこで事業者の方からお出しになりましたこの印刷物の、統制の必要として擧げられて居ります五項目、これらの事は大體に於いてそれを網羅して居られると私共は考へて居りまして、非常に共鳴を感じて居るのであります。が、こゝにお配り致しました案は、甚だこれは何も説明がございませんので、これについて簡單なる説明を申上げますれば、これは管理の範圍と致しまして、主要なる新規水力發電設備を國がする、こゝに「國家統制に必要な」と書いてありますが、その統制といふ言葉と管理といふ用語については昨日私からちよつと、かう學問的のやうなことを申上げましたが、併しこれを経済的に考へて行けば大體かういつたところのもの

に近づくのであるといふことになるのであります。さういつたやうな甚だ俗に使つて居るやうな意味でいつたのであります。その新規の水力發電は今後國家がこれを管理して行く、即ち今後の新規水力、尤も小さな自家用のものとか、或ひは極く局部的の、全體に考慮する餘地のない、或ひは非常に大きくても非常に偏在して居つてこれを別に他處に繋がなくとも宜からうといふものが若しあれば、さういふものは考へなければならぬ。大雜把に申しますと今後の新規水力發電を國家管理とする、それは新規であることは原則でありませうけれども、例へば大貯水池を上流に造るとその結果その貯水池の中に現在の發電所が沈んでしまふといふやうなものがあれば、これは勿論國家が賠償してそれを取扱ふといふのであります。それでなくても上流に大きな機能の發電所を造つた結果下流の發電所に大なる影響を及ぼして大改造をやらなければならぬといふ問題が起りますならば、さういふものも此方で一括してコントロールした方が宜からうと考へて居るのが茲に表はしました氣持であります。それから主要の送電設備、これは動力の全體的統合、これを行つて始めて全體的に電力の統轄をすることが出来るのであります。それから主要の火力發電設備といふのは、これは水力と違つて火力は非常に能率の良いのと悪いのとが出来て參りますから、水力の情況に應じて石炭の焚き方を色々工夫致しまして、最も能率のよいやうな使ひ方を致さなければなりませんので、火力はこれは一つ全體の火力と睨み合つた運轉を致して燃料國策の確立にも貢獻致したいといふやうな意味から、火力の方は水力に於いて申しました如く、自家用のものとか、地方的の局部のものとかいふのは別と致しまして、これは國家管理の手に收めたいと考へて居ります。既設の水力發電設備はこの中に謳はれて居ないのであります。これは昨年と違つて居る點であります。既設の水力發電設備といふものは、火力と違ひまして、大體に於いて仕掛けて居る水の流れ如何に依りまして自然と電氣が起るやうなもので、割合にこの運轉は簡單で